

**国の出先機関等の施設における救命活動に
関する調査
—AEDを中心として—**

結果報告書

平成30年12月

関東管区行政評価局

前 書 き

成人の突然死の原因には急性心筋梗塞や脳卒中があり、急変した傷病者を救命し、社会復帰させるために必要となる一連の行為を「救命の連鎖」といい、①心停止の予防、②早期認識と通報、③一次救命処置（心肺蘇生とAED）、④二次救命処置と心拍再開後の集中治療の「4つの輪」がすばやくつながると、救命効果が高まるとされている（厚生労働省。日本救急医療財団心肺蘇生法委員会監修）。

総務省消防庁の「救急・救助の現況」（平成29年版）によると、心原性心肺機能停止傷病者の生存率について、①一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者の「1か月後生存率」（16.4%）は、実施しなかった傷病者の生存率（9.3%）の約1.8倍、②同じく「1か月後社会復帰率」（11.7%）は、実施しなかった場合の社会復帰率（4.9%）の約2.4倍、③一般市民がAEDを使用し除細動を実施した傷病者の「1か月後生存率」（53.3%）は、実施しなかった場合の生存率（11.3%）の約4.7倍であったとされている。胸骨圧迫（心臓マッサージ）やAED等による心肺蘇生の有無は、傷病者の生存や社会復帰にも影響を及ぼす結果となっている。

一般市民による心肺蘇生実施数の増加及び心原性心肺機能停止傷病者の生存率の向上のためには、救命処置を行う市民等が事前に救命講習等を受講しておくことや施設等に設置されたAEDの適正な維持管理等が必要不可欠となる。

厚生労働省は、平成25年9月公表の「AEDの適正配置に関するガイドライン」や「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知。平成25年9月27日最終改正）において心肺蘇生の訓練や講習の実施等を要請している。

さらに、総務省消防庁は、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成5年3月30日付け消防救第41号消防庁次長通知。平成28年4月25日最終改正）において「普通救命講習」等の推進を消防本部等に求めている。

また、厚生労働省は、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体等への周知依頼）」（平成21年4月16日付け医政発第0416002号、薬食発第0416002号医政局長、医薬食品局長通知）等により日常点検の実施や適正な維持管理等を求めている。

今回、当局では、関東地方の国の出先機関や官民の集客施設等を利用する不特定多数の者に対する救命活動の促進の観点から、これらの機関等における救命活動を行うための救命処置に関する研修、講習及び訓練の実施状況、AEDの設置及び維持管理の状況等に加え地方自治体の救命講習等の意欲的な取組を調査・把握し、救命活動の普及及び促進に有益な取組例等を広く行政機関等に提供し今後の取組の参考等としてもらうため実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査の結果	2
1 救命活動の今	2
2 行動できるか	12
3 AEDを使えるか	55
(1) 常に使える状態に（日常点検等）	55
(2) 分かりやすく、素早く（配置上の工夫）	78
4 体が動いた（救命処置事例等）	118
(1) どう動いたか（救命処置事例）	118
(2) その他（AEDの調達）	124

第1 調査の目的等

1 目的

本調査は、関東地方の国の出先機関や官民の集客施設等を利用する不特定多数の者に対する救命活動の促進の観点から、これら機関等における救命処置に関する研修、講習及び訓練の実施状況、救命活動に関する規程等の作成状況、AEDの設置及び維持管理の状況等を調査し、これら機関等における救命処置の普及及び定着に資するため、実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

さいたま地方法務局（所沢支局）、東京入国管理局（横浜支局）、東京国税局（豊島税務署）、関東信越国税局（川口税務署）、埼玉労働局（大宮公共職業安定所）、関東地方整備局（国営武蔵丘陵森林公園）、関東運輸局（埼玉運輸支局）

(2) 関連調査等対象機関

独立行政法人等：（独立行政法人国立文化財機構）東京国立博物館、（独立行政法人日本スポーツ振興センター）味の素フィールド西が丘、（大学共同利用機関法人人間文化研究機構）国立歴史民俗博物館、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社

民間事業者：イオンモール株式会社（イオンレイクタウンkaze）、株式会社西武ライオンズ（メットライフドーム）、東武レジャー企画株式会社（東武動物公園）、株式会社パルコ（浦和店）

地方公共団体：さいたま市（教育委員会、消防局）、春日部市、習志野市消防本部

3 担当部局

総務省関東管区行政評価局（評価監視部第1評価監視官）

4 実施時期

平成30年8月～11月

5 調査参画

関東管区行政評価局地域総括評価官（千葉行政監視行政相談センター駐在）

第2 調査の結果

1 救命活動の今

調 査 結 果	説明図表番号
<p>成人の突然死の原因には急性心筋梗塞や脳卒中があり、急変した傷病者を救命し、社会復帰させるために必要となる一連の行為を「救命の連鎖」といい、①心停止の予防、②早期認識と通報、③一次救命処置（心肺蘇生とAED（注））、④二次救命処置と心拍再開後の集中治療の「4つの輪」がすばやくつながると、救命効果が高まるとされている（「救急蘇生法の指針2015（市民用）」（厚生労働省。日本救急医療財団心肺蘇生法委員会監修））。</p> <p>（注）AED：Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）</p>	図表 1-1
<p>同指針によると、①傷病者の救命の可能性は心臓と呼吸が止まってから時間の経過とともに急激に低下するものの、居合わせた市民が救急隊を待つ間に救命処置を行うと、救命の可能性が2倍程度に保たれる、②わが国における119番通報をしてから救急車が現場に到着するまでにかかる時間は、平成28年の全国平均は8.5分（平成26年の同平均は8.6分）であり、救急車が現場に到着してから救急隊が傷病者に接触するまでには更に数分を要することがあるため、市民による一次救命処置が傷病者の社会復帰の鍵となるとされている。</p>	図表 1-2
<p>また、同指針では、一次救命処置（BLS（Basic Life Support））（以下「救命処置」という。）について、「安全を確認する」、「反応を確認する」、「119番通報をしてAEDを手配する」、「呼吸を観察する」、「胸骨圧迫を行う」、「胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせ」、「AEDを使用する」、「心肺蘇生を続ける」等、それぞれ図表などにより、分かりやすく示されている。</p>	図表 1-3
<p>総務省消防庁の「救急・救助の現況」（平成29年版）によると、平成28年中の全国の救急自動車による搬送人員562万1,218人を事故発生場所別にみると、「住宅」（居室、廊下・玄関等、便所など）が315万6,052人（全体の56.1%）に次いで、「公衆出入場所」（病院・診療所、学校・旅館等、官公庁など）が147万7,880人（26.3%）とされている。</p>	図表 1-4
<p>また、心原性心肺機能停止状態で救急搬送された傷病者のうち、①一般市民が目撃した件数は2万5,569件（関東甲信越地方（注）1都9県で1万75件（全国の39.4%））、②そのうち一般市民が一次救命処置である心肺蘇生を実施した件数は1万4,354件（同5,227件（全国の36.4%））、③一般市民が除細動を実施した件数は1,204件（都道府県別内訳なし）とされている。</p>	図表 1-5
<p>（注）関東甲信越地方：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県</p>	図表 1-6、7、8
<p>さらに、心原性心肺機能停止傷病者の生存率について、①一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者の「1か月後生存率」（16.4%）は、実施しなかった傷病者の生存率（9.3%）の約1.8倍、②同じく「1か月後社会復帰率」（11.7%）は、実施しなかった場合の社会復帰率（4.9%）の約2.4倍、③一般市民がAEDを</p>	

使用し除細動を実施した傷病者の「1か月後生存率」(53.3%)は、実施しなかった場合の生存率(11.3%)の約4.7倍であったとされている。

国民が諸手続やレジャー等のため利用する国の出先機関や官民の集客施設等にも、AEDが設置されてきている。これらのことから、施設の職員等がAEDも使用し、救命処置を適切に行うことが重要であると考えられる。全国各地の消防機関は、地域住民等を対象とした「普通救命講習」(AEDの使用法を含む成人に対する心肺蘇生法及び大出血時の止血法の講習)など「応急手当講習」を開催している(普通救命講習(平成28年)は、全国で6万9,465回開催、受講者131万5,946人)。これらの講習については、心肺蘇生、AEDの使用等の実技を伴う実践的な内容となっており、国の職員等も受講可能である。

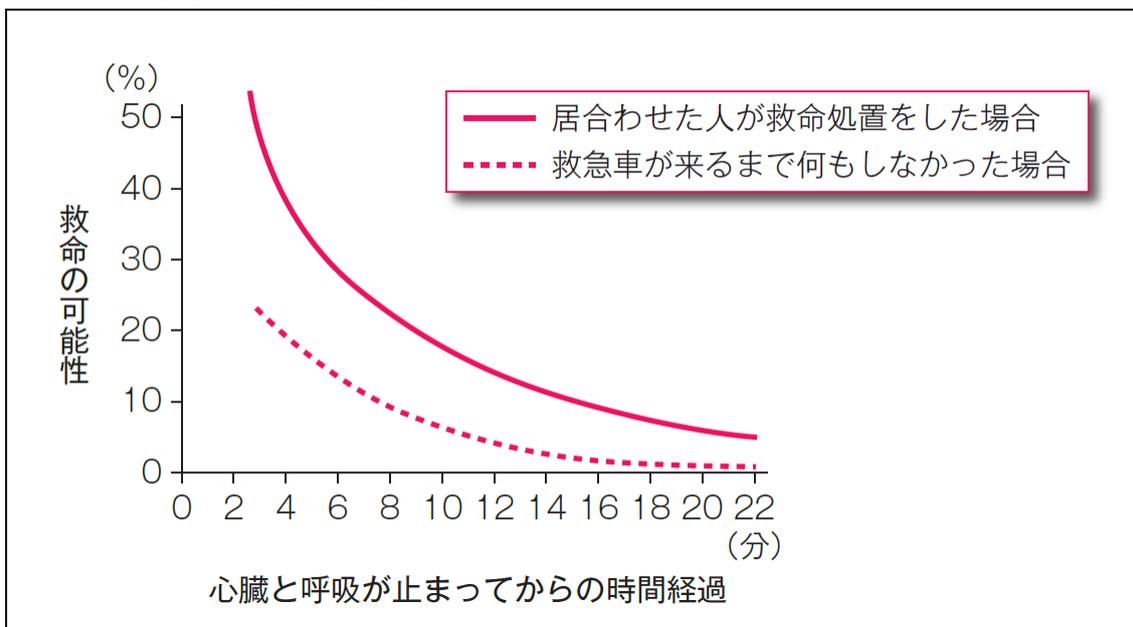
図表 1-9、10

図表 1-1 救命の連鎖



(注) 厚生労働省「救急蘇生法の指針 2015 (市民用)」による。

図表 1-2 救命の可能性と時間経過



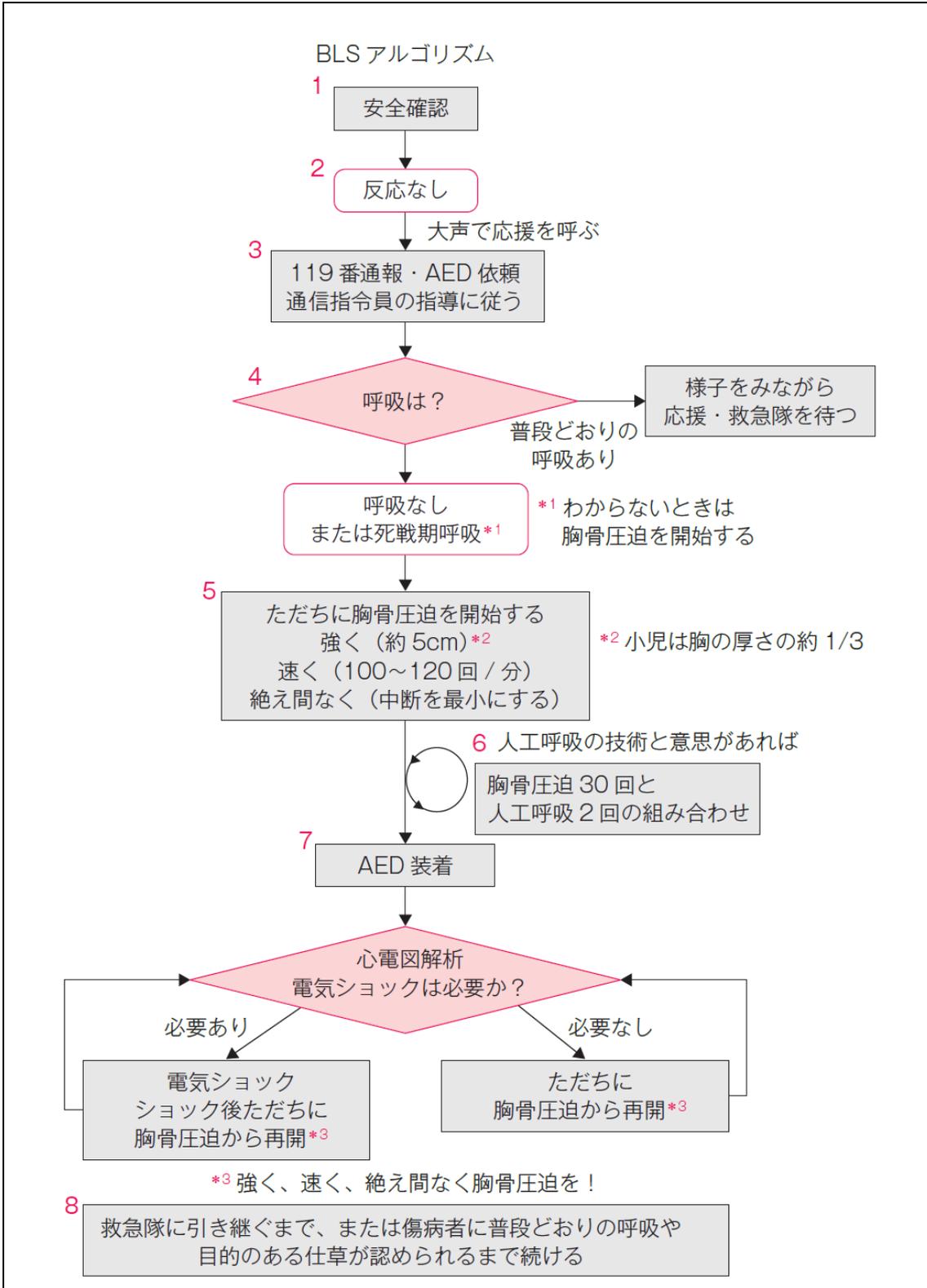
(注) 厚生労働省「救急蘇生法の指針 2015 (市民用)」による。

図表 1-3 現場到着平均所要時間の状況

都道府県	平成 26 年中平均 (分)	平成 27 年中平均 (分)	平成 28 年中平均 (分)
茨城	8.8	9.0	9.5
栃木	8.1	8.1	8.3
群馬	8.5	8.2	7.8
埼玉	8.5	8.4	8.4
千葉	8.9	9.0	9.1
東京	10.8	10.8	10.8
神奈川	8.4	8.3	8.4
新潟	8.9	8.9	8.9
山梨	9.3	8.7	8.6
長野	9.0	9.0	9.1
全国	8.6	8.6	8.5

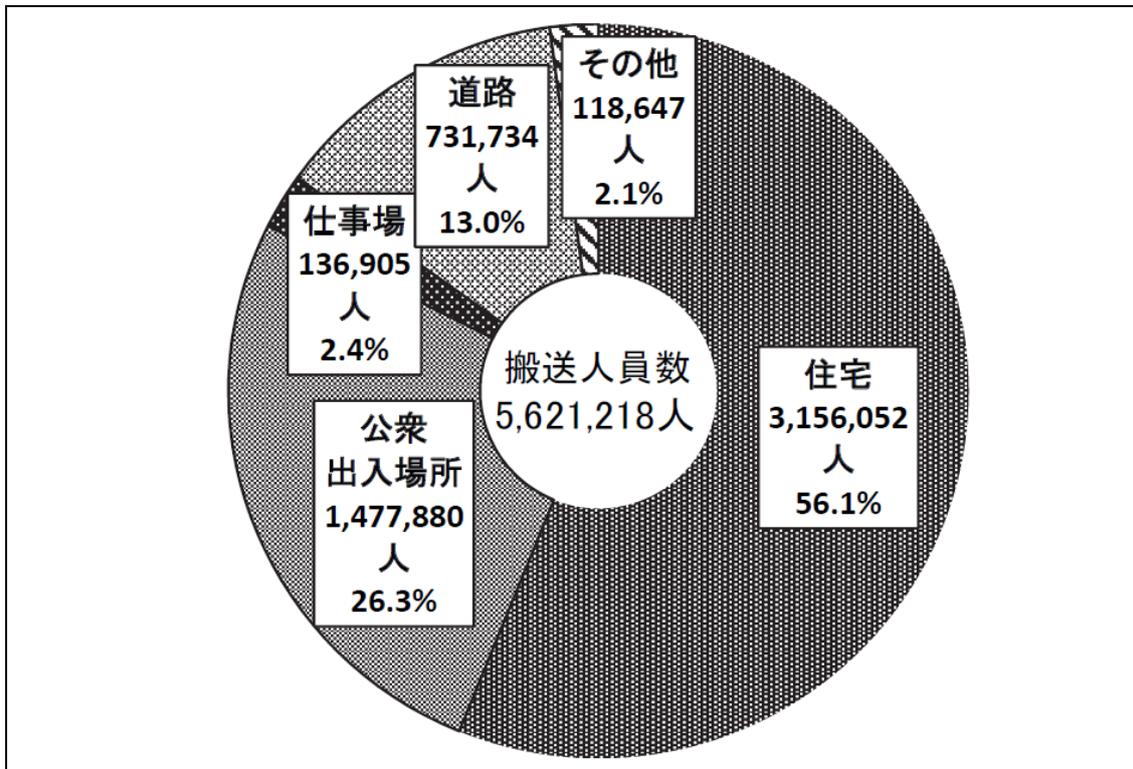
(注) 消防庁「平成 29 年版 救急・救助の現況」に基づき、当局が作成した。

図表 1-4 主に市民が行う一次救命処置（BLS）の手順



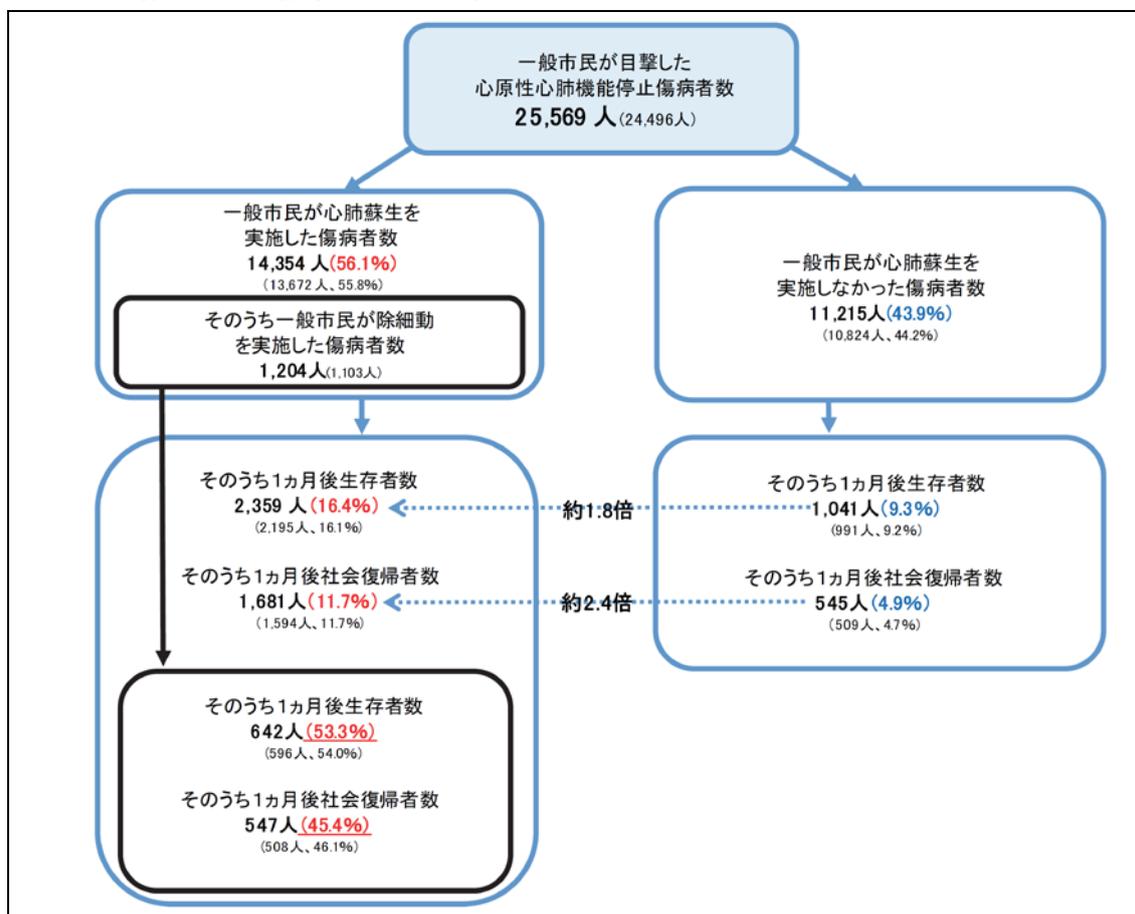
(注)「日本蘇生協議会監修：JRC 蘇生ガイドライン 2015. p.18, 医学書院, 2016」による。

図表 1-5 事故発生場所別の搬送人員数構成比（平成 28 年）



(注) 消防庁「平成 29 年版 救急・救助の現況」による。

図表 1-6 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止のうち、一般市民が心肺蘇生等実施の有無別の生存率（平成 28 年）



(注) 1 消防庁「平成 29 年版 救急・救助の現況」による。

2 小文字括弧内の数値は、平成 27 年中の数値である。

図表 1-7 一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された心原性の心肺機能停止症例数

都道府県	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
茨城	549	592	591
栃木	465	417	474
群馬	445	482	449
埼玉	1,499	1,534	1,656
千葉	1,082	1,119	1,021
東京	3,783	2,751	3,060
神奈川	1,663	1,683	1,739
新潟	469	443	486
山梨	198	202	190
長野	377	364	409
全国	25,255	24,496	25,569

(注) 消防庁「平成 29 年版 救急・救助の現況」に基づき、当局が作成した。

図表 1-8 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民が心肺蘇生を実施した件数（都道府県別）

都道府県	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
茨城	279	291	324
栃木	212	231	263
群馬	268	281	253
埼玉	774	789	841
千葉	536	544	517
東京	1,572	1,207	1,364
神奈川	965	985	1,044
新潟	277	292	286
山梨	105	103	96
長野	249	231	239
全国	13,679	13,672	14,354

(注) 消防庁「平成 29 年版 救急・救助の現況」に基づき、当局が作成した。

図表 1-9 応急手当の普及に係る講習修了者数及び受講者数

(単位：人)

区分 年	指導員 講習等 修了者数	普及員 講習等 修了者数	普通救命講習 受講者数	上級救命講習 受講者数
平成6年中	20,887	4,646	246,356	10,680
平成7年中	13,690	7,292	395,045	19,212
平成8年中	10,144	6,208	491,300	25,758
平成9年中	9,329	7,037	589,798	33,670
平成10年中	8,983	7,244	655,700	34,807
平成11年中	9,796	8,006	797,979	41,135
平成12年中	10,175	7,966	861,699	48,393
平成13年中	7,996	7,626	901,039	53,795
平成14年中	7,579	7,999	970,898	58,410
平成15年中	7,979	8,983	1,081,946	61,746
平成16年中	6,918	9,494	1,053,715	65,895
平成17年中	9,004	10,385	1,147,904	68,081
平成18年中	9,391	10,612	1,388,212	78,922
平成19年中	9,253	13,948	1,499,485	72,843
平成20年中	9,117	15,776	1,541,459	77,660
平成21年中	8,592	12,199	1,490,246	75,926
平成22年中	8,733	12,050	1,408,864	76,999
平成23年中	10,203	11,463	1,345,591	79,959
平成24年中	9,527	12,346	1,410,981	84,898
平成25年中	9,924	12,053	1,392,325	50,547
平成26年中	8,866	11,929	1,376,149	84,864
平成27年中	10,076	11,927	1,355,791	84,307
平成28年中	9,601	11,819	1,315,946	82,385

(注) 1 消防庁「平成 29 年版 救急・救助の現況」による。

- 2 応急手当指導員講習は、普通救命講習又は上級救命講習の指導に当たる応急手当指導員を養成する講習である。
- 3 応急手当普及員講習は、事業所又は防災組織等において、当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に当たる応急手当普及員を養成する講習である。
- 4 普通救命講習は、自動体外式除細動器（AED）の使用法を含む成人に対する心肺蘇生法及び大出血時の止血法の講習である。
- 5 上級救命講習は、普通救命講習の内容に加え、小児・乳児・新生児に対する心肺蘇生法、傷病者管理法、手当の要領及び搬送法の講習である。

図表 1-10 応急手当普及啓発講習活動状況（平成 28 年中）

（単位：人、回、体、台）

区分 都道府県	普通救命 講習 受講者数	普通救命 講習 実施回数	上級救命 講習 受講者数	上級救命 講習 実施回数	普通・上級救命講 習人口1万人あた りの受講者数	その他講習 受講者数	救命入門 コース 受講者数	蘇生訓練用人数		外備用 模型セット 台数	訓練用 A E D 台数	H27国勢調査 人口
								成人	乳幼児			
北海道	55,340	3,050	876	84	104	73,573	13,534	1,598	613	34	838	5,381,733
青森	20,842	953	710	28	165	14,667	3,286	311	161	5	226	1,308,265
岩手	19,020	1,076	267	22	151	24,412	6,721	384	162	9	305	1,279,594
宮城	37,295	2,078	1,324	78	165	33,409	7,798	394	169	7	336	2,333,899
秋田	13,277	787	326	21	133	16,423	5,437	355	122	14	165	1,023,119
山形	8,881	464	173	10	81	19,641	6,128	266	145	12	215	1,123,891
福島	20,117	1,540	152	8	106	46,113	4,381	478	189	9	341	1,914,039
茨城	39,602	3,219	465	35	137	22,044	15,438	523	345	16	424	2,916,976
栃木	18,612	962	230	12	95	34,379	5,178	504	266	11	313	1,974,255
群馬	18,269	936	200	10	94	40,271	4,912	441	223	8	402	1,973,115
埼玉	60,972	3,060	4,291	183	90	130,717	23,040	1,456	880	40	943	7,266,534
千葉	48,559	2,946	2,639	124	82	124,633	21,460	989	363	26	640	6,222,666
東京	195,486	9,809	49,065	2,252	181	449,351	14,481	875	643	11	446	13,515,271
神奈川	71,577	2,982	5,323	219	84	62,987	12,442	956	429	13	780	9,126,214
新潟	25,227	1,248	287	20	111	51,053	23,134	744	411	20	571	2,304,264
富山	13,817	685	445	30	134	20,325	6,021	217	101	5	149	1,066,328
石川	11,987	829	172	17	105	20,081	1,840	234	106	9	170	1,154,008
福井	14,096	572	77	4	180	26,185	2,772	310	80	3	136	786,740
山梨	8,532	468	272	12	105	21,528	3,799	175	146	4	141	834,930
長野	23,446	1,198	876	63	116	54,252	2,537	528	279	12	401	2,098,804
岐阜	24,418	1,431	610	41	123	71,849	23,760	1,083	637	21	491	2,031,903
静岡	31,556	1,903	932	52	88	85,288	9,483	821	522	21	535	3,700,305
愛知	66,080	3,889	2,537	166	92	159,650	28,622	972	557	28	852	7,483,128
三重	19,237	1,033	473	31	109	28,170	10,305	398	201	8	276	1,815,865
滋賀	18,945	1,034	316	16	136	35,016	3,144	243	128	7	165	1,412,916
京都	55,642	2,521	1,231	68	218	24,561	12,017	519	218	14	367	2,610,353
大阪	64,255	3,276	2,475	120	75	123,140	26,570	1,456	759	14	739	8,839,469
兵庫	54,578	2,458	845	44	100	75,461	27,496	1,341	824	15	871	5,534,800
奈良	10,735	619	170	13	80	12,338	5,380	267	175	3	174	1,364,316
和歌山	10,759	586	163	17	113	16,151	8,102	310	189	4	203	963,579
鳥取	8,173	528	6	3	143	14,218	1,373	107	109	2	93	573,441
島根	8,134	515	92	5	118	27,267	2,762	536	191	7	270	694,352
岡山	15,661	869	257	15	83	44,000	4,386	426	237	10	290	1,921,525
広島	27,712	1,337	302	15	99	43,246	16,187	435	239	19	291	2,843,990
山口	16,536	800	212	31	119	24,508	6,022	291	170	9	231	1,404,729
徳島	5,871	336	125	5	79	22,513	887	140	72	1	108	755,733
香川	5,676	317	71	3	59	19,454	4,043	219	80	4	108	976,263
愛媛	19,943	958	398	18	147	40,470	7,483	385	182	15	294	1,385,262
高知	8,455	538	131	9	118	22,475	2,564	339	212	12	216	728,276
福岡	48,480	1,785	816	33	97	100,378	10,259	894	440	17	541	5,101,556
佐賀	4,493	277	130	7	56	25,007	782	122	50	4	110	832,832
長崎	10,740	572	500	18	82	42,107	2,029	522	348	10	298	1,377,187
熊本	8,766	409	331	31	51	54,289	1,036	466	254	9	282	1,786,170
大分	9,939	533	249	13	87	29,222	1,089	223	118	13	161	1,166,338
宮崎	6,831	377	14	2	62	19,798	19,371	348	180	4	178	1,104,069
鹿児島	15,686	808	363	29	97	41,712	14,383	402	193	4	317	1,648,177
沖縄	13,691	894	466	34	99	8,198	10,069	266	208	9	195	1,433,566
合計	1,315,946	69,465	82,385	4,071	110	2,496,530	443,943	25,269	13,326	552	16,598	127,094,745
前年	1,355,791	68,826	84,307	4,133	113	2,568,379	409,347	24,391	12,607	562	16,023	
前年増減数	▲39,845	639	▲1,922	▲62	▲3	▲71,849	34,596	878	719	▲10	575	

（注）消防庁「平成 29 年版 救急・救助の現況」による。

2 行動できるか

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>厚生労働省は、AEDを含む心肺蘇生の訓練について、「AEDの適正配置に関するガイドライン」（平成25年9月27日、一般財団法人日本救急医療財団が作成。以下「ガイドライン」という。）を公表し、その中で、「AEDの設置を進めるだけでは、必ずしも十分な救命率の改善を望めない」、「教育と訓練によりAEDを使用できる人材を増やすことも忘れてはならない」とされている。また、AED設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命措置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、日ごろから施設内の最寄りのAED設置場所を把握しておくとともに、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておく必要があるとされている。</p>	<p>図表2-1</p>
<p>厚生労働省は、一般市民を対象としたAEDの使用に関する講習について、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知。平成25年9月27日最終改正）において、「概ね2年の間隔で定期的な再講習が望ましいこと」とされている。</p>	<p>図表2-2</p>
<p>また、総務省消防庁は、一般市民を対象とした「普通救命講習」（応急手当の重要性、心肺蘇生法（AEDの使用法を含む。）、止血法など）について、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成5年3月30日付け消防救第41号消防庁次長通知。平成28年4月25日最終改正）において、「2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと」とされている。</p>	<p>図表2-3</p>
<p>【調査結果】</p> <p>調査対象とした国の出先機関7機関（注1）における職員等に対する救命処置に関する研修、講習及び訓練（注2）の実施状況等を調査した結果、次のとおりであった。</p> <p>（注）1 関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園出張所においては、同公園の救急対応における救命処置を含む運営維持管理業務を事業者へ委託しており、当該委託事業者が普通救命講習等を実施している。また、AEDについては、同公園内に設置されており、同出張所内には設置されていないこともあることから、以下「関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園」とする。</p> <p>2 今回の調査において「研修、講習」とは、各機関において消防署員等を講師として普通救命講習等の各種講習や研修を実施しているもの、職員が消防署等で実施されている普通救命講習等を受講しに行くものとし、「訓練」とは、突然の心停止が発生した際の傷病者への対応等を想定し自らの機関で訓練を行うものとして整理した。</p> <p>(1) 体で覚える、体を動かす（講習等の実施）</p> <p>各機関ともに、いずれもAEDを設置し、利用者等の安全確保や救命等の保護を職員が実施することを前提に、救命処置に関する研修及び講習（以下「講習等」という。）を実施している。</p>	<p>図表2-4</p>

<p>ア 講習等の実施に係る工夫</p> <p>講習等の実施については、3機関（さいたま地方法務局所沢支局、東京入国管理局横浜支局、関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園）で毎年度、消防署による普通救命講習等の講習等を実施し、職員等に対し定期的な受講機会を確保しているものがみられたほか、次のように、窓口業務に支障のないように、業務の影響を配慮して業務時間外に実施したり（さいたま地方法務局所沢支局）、業務時間内に講習等を実施することが難しい状況にあるため、埼玉労働局が実施する講習等に職員を参加させている（埼玉労働局大宮公共職業安定所）など業務への影響に配慮した取組を行っているものもみられた。</p> <p>① 講習等を、主に窓口担当の職員の業務の影響を考慮して業務時間終了後に実施しているもの（さいたま地方法務局所沢支局）</p> <p>さいたま地方法務局所沢支局は、毎年度、講習等として防災訓練と合わせて心肺蘇生法に係る人工呼吸及び胸骨圧迫を含むAEDの操作訓練を実施している。直近に実施した平成29年度の当該訓練の実施時間をみると、業務時間終了後の午後5時15分から防災訓練を実施し、その後の午後6時から7時までの間で「AED操作訓練（心肺蘇生法に係る人工呼吸及び胸骨圧迫を含むAED操作訓練）」を実施するなど業務の影響が少なくなるように実施している。</p> <p>② 上局が出先機関の職員を対象に講習等を実施していることにより、当該職員の講習受講の機会が確保されているもの（埼玉労働局大宮公共職業安定所）</p> <p>埼玉労働局大宮公共職業安定所では、職員が求職者への対応等日々の窓口業務に追われていることから、業務時間内に講習等を実施することが難しい状況にあり、上局である埼玉労働局が実施する「フリープラン救急講習（120分コース）」等に職員を参加させている。</p>	<p>事例表2-1</p> <p>事例表2-2</p>
<p>イ 再講習の受講を促進</p> <p>救命活動を円滑に行えるよう継続的に救命処置の技能を保持するために、個々の職員の講習等に係る受講状況を把握し、定期的に再講習等を受講させることは肝要であり、調査対象とした7機関のうち1機関（関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園）においては、公園の運営維持管理業務の委託事業者が、救急対応における救命処置として、従業員の受講状況を把握し再講習の受講に活かしているものがみられた。その主な内容は、次のとおりである。</p> <p>① 公園の委託事業者が従業員の受講状況を把握し再講習の受講に活かしているもの（関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園）</p> <p>関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園は、救急対応における救命処置について、同公園の運営維持管理業務を行っている委託事業者が、毎年</p>	<p>事例表2-3</p>

<p>度 2 回をめどに、従業員に対し消防署による普通救命講習を実施している。</p> <p>委託事業者は、当該講習の受講者名簿を作成し、各従業員の受講状況を把握することにより、3年に一度の再講習を受講させている。</p> <p>ウ 独立行政法人、民間事業者等の有益な取組例</p> <p>調査対象とした独立行政法人等 3 機関、特殊法人 2 機関及び民間事業者 4 事業者の中には、①講習等の実施方法を工夫しているもの（3 機関）、②再講習の受講を促進する対応として、普通救命講習に係る救命技能認定証（注）に有効期限を付し、受講状況を把握して全職員に講習等の再受講をさせているもの（2 機関）、③講習等の受講にとどまらず、講習の成果を確認するため、事業所内で救命活動に係る訓練を実施しているもの（2 機関）がみられた。これらの取組は、国の出先機関等が講習等を行う上でも有益とみられる。</p> <p>（注） 調査対象としたさいたま市消防局及び習志野市消防本部管内において実施される普通救命講習については、受講者に修了証が交付され、再講習を推奨する文言が修了証に記載されている。</p> <p>（ア） 講習等の実施方法を工夫している例</p> <p>① 全職員を対象に毎年度、普通救命講習（自動体外式除細動器業務従事者）を実施しているもの（東京国立博物館）</p> <p>東京国立博物館は、毎年度に 1 回、利用者の救命処置を行うお客様サービスセンターの職員、利用者 と接することの多い研究員を含む全職員を対象に、公益財団法人東京防災救急協会職員及び上野消防署の署員による普通救命講習（自動体外式除細動器業務従事者）（注）を実施している。</p> <p>特に、心肺停止等の事態が生じた際に対応するお客様サービスセンターに所属している職員については、普通救命講習の技能認定証の有効期限（3 年間）が切れることのないよう注意喚起をして参加を要請している。</p> <p>（注） 普通救命講習（自動体外式除細動器業務従事者）とは、普通救命講習（心肺蘇生や AED、異物除去、止血法等を学ぶコースで、180 分の講習時間）の内容に、AED の知識確認と実技の評価が加わったコースで、240 分の講習時間で行われるものである。</p> <p>② 業務に支障がない休館日に講習等を実施するとともに、講習等の受講経験の有無にかかわらず幅広く参加を要請しているもの（国立歴史民俗博物館）</p> <p>国立歴史民俗博物館では、平成 29 年度に防災訓練と合わせて、人工呼吸、胸骨圧迫及び AED 操作を含む救急講習（60 分コース）を</p>	<p>事例表 2-4</p> <p>事例表 2-5</p>
---	-------------------------------

<p>施しているが、実施時期については、業務に支障のないよう休館日に実施している。</p> <p>また、同博物館では、講習等の受講経験の有無にかかわらず幅広く職員へ参加を呼びかけている。</p> <p>③ 日本赤十字社による救急法講習会を実施し、自社社員に加えて空港内の各事業者に参加を呼びかけるなど手厚く対応しているもの（成田国際空港株式会社）</p> <p>成田国際空港株式会社では、日本赤十字社から講師を招いて救急法講習会の基礎講習（240分コース）（注）を年3回実施している。同講習については、空港内での傷病者への救命活動に従事する可能性があることから、同社社員に加えて空港内の各事業所に対しても参加を呼びかけており、1回当たり各事業所の従業員を含めて40～50人が同講習を受けている。</p> <p>また、成田国際空港株式会社から旅客ターミナルビル内におけるAEDの設置と管理を委託された警備会社では、自社の警備員が巡回警備等で傷病者に救命処置を行うことが想定されることから、応急手当普及員の有資格者を中心とする現場の責任者クラスの社員が全警備員に対して、AEDの操作方法を含めて心肺蘇生法の指導教育を実施している。</p> <p>（注） 日本赤十字社千葉県支部が実施している講習等であり、基礎講習（240分コース）に係る講習内容は、消防署が実施している普通救命講習Ⅱ（240分コース）と同様に、心肺蘇生法、AEDの使用、異物除去等について実技を交えて行うもので、検定の合格者には認定証が交付される。</p>	<p>事例表 2-6</p>
<p>(イ) 再講習の受講を促進している例</p> <p>① 受講対象者を新規受講者、継続受講者に区分し、救命技能認定証の有効期間を考慮するなど受講状況を把握した上で、普通救命講習の再講習を全従業員に受講させているもの（東京地下鉄株式会社）</p> <p>東京地下鉄株式会社では、全従業員に普通救命講習の受講（救命技能認定証の取得）を義務付けているが、当該認定証の有効期間が3年間とされていることから、有効期間内に普通救命講習を受講できるように、従業員の受講状況を把握し、Aグループ（未受講者等新規受講者）、Bグループ（年の途中で有効期間が切れる者）、Cグループ（年度末で有効期間が切れる者）に分けて、再講習等の受講の指示をしている。</p> <p>(ウ) 独自に救命活動訓練を実施している例</p> <p>① 防災訓練の中で負傷者発生に伴う救命活動の応急救護に係るデモンストラーションを実施しているもの（成田国際空港株式会社）</p> <p>成田国際空港株式会社では、空港内全体でAからM地区に分割され</p>	<p>事例表 2-7</p>

<p>ている自主防災組織の単位で、定期的に防災訓練を実施しているが、当該訓練の中で負傷者発生に伴う救命活動の応急救護に係るデモンストレーションを行うとともに、各事業所の職員が効率的にこれらの救命活動等を行えるよう、「防火&防災ハンドブック」を配布し、AED使用についても周知を図っている。</p> <p>② 毎年 1～2 回、営業終了後に安全教育の一環で駅員によるAEDの運搬などを含めた救命処置訓練を実施しているもの（東京地下鉄株式会社（綾瀬駅））</p> <p>綾瀬駅では、毎年 1～2 回、営業終了後に安全教育の一環で駅員によるAEDの運搬などを含めた救命処置訓練を実施している。なお、この訓練は同駅の駅員からの提案により実施しているものである。</p> <p>(2) 共通認識を持つ（救命活動のルール化）</p> <p>救命活動は数人が連携して対応する必要があるため、職員が一体となって、円滑に行うためには、講習等を定期的に行い多くの職員があらかじめ救命処置の際の役割や流れを想定した規程又はマニュアル等を作成し、全職員に周知し、定着させておく方法によりルールを認識することが肝要である。</p> <p>調査対象とした国の出先機関 7 機関においては、講習等を実施していることに加え、災害発生時等に職員がとるべき行動を明示した緊急対応マニュアル等を作成している機関が 2 機関（東京国税局豊島税務署、関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園）みられた。当該取組の主な内容は、次のとおりである。</p> <p>① 上局が作成した「緊急対応マニュアル」を活用しているもの（東京国税局豊島税務署）</p> <p>東京国税局豊島税務署では、東京国税局が作成した、災害発生時等に職員がとるべき行動を明示した「緊急対応マニュアル」を活用している。</p> <p>なお、同マニュアル（管理者用）には、急病人対応のための手順や、総務課長等がとるべき対応について記載されている。</p> <p>② 公園の委託事業者が「救急活動及びその報告に関するマニュアル」等を作成しているもの（関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園）</p> <p>関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園では、公園の委託事業者が、救急活動及び事故、災害時等の緊急時における実施要領について記載した「国営武蔵丘陵森林公園巡視計画書」を作成しているほか、傷病者発生時の対応の流れや対応の際の注意点等が記載した「救急活動及びその報告に関するマニュアル」を作成している。</p> <p>ア 民間事業者の有益な取組例</p> <p>調査対象とした独立行政法人等 3 機関、特殊法人 2 機関及び民間事業者 4 事業者の中には、常時携行できるハンドブックや、第一発見者が取るべき</p>	<p>事例表 2-8</p> <p>事例表 2-9</p>
--	-------------------------------

<p>基本的な動作を具体的かつ端的に明記したアセスメントノートを作成しているものがみられた。これらの取組は、国の出先機関等にも有益とみられる。</p> <p>① 従業員が常時携行できるハンドブックを作成しているもの（東武レジャー企画株式会社（東武動物公園））</p> <p>東武動物公園では、常に携帯できる「異常時ハンドブック」を従業員に配布している。同ハンドブックには、負傷者対応の際の注意事項や、対応後の報告事項が記載されている。</p> <p>② 従業員に第一発見者が取るべき基本的な動作を具体的かつ端的に示したアセスメントノートを常時携行させているもの（株式会社西武ライオンズ（メットライフドーム））</p> <p>メットライフドームでは、施設内（野球場）で傷病者が発生した場合に備えて、「アセスメントノート」を作成し、自社従業員のほか、委託先の警備や案内などの従業員（試合時に、約 250 人配置）に、常時、複数枚携行させている。</p> <p>この用紙には、傷病者情報の記入欄が設けられているほか、“倒れている人”を発見した際の意識レベルの確認方法や、心肺蘇生の手順が記載されている。また、“倒れている人”の反応がない場合は、直ちに救急車を要請することや、医師や救急隊が到着するまでは心肺蘇生を続けることも明記されている。</p>	<p>事例表 2-10</p> <p>事例表 2-11</p>
<p>(3) 地方公共団体における救命活動に係る先進的な取組</p> <p>今回、調査対象とした地方公共団体における講習等の実施、救命活動に関する独自のマニュアル等の作成、AEDの設置及び維持管理等に係る国の出先機関等にとっても有益あるいは先進的な取組の実例について調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>① 普通救命講習受講率日本一を目指す取組を行っているもの（習志野市消防本部）</p> <p>習志野市消防本部は、応急手当の普及啓発活動を積極的に推進するため、平成 24 年度に「普通救命講習受講率日本一を目指す実施計画（第 1 次実施計画）」（平成 24～26 年度）を策定している。当該計画では、普通救命講習の年間受講率を習志野市の対人口比 2.5%とすることが目標とされたことから、市内の小中高等学校における授業で当該講習を実施することなどにより、計画の最終年度にあたる平成 26 年度には 3.0%を達成した。</p> <p>また、同市におけるバイスタンダー（注）による応急手当実施率（応急手当実施数／心肺停止搬送患者数）は、第 1 次実施計画開始前は 50%未満であったが、平成 26 年 12 月には約 58%、30 年 9 月には約 61%と着実に向上している。</p> <p>（注）「バイスタンダー」とは、救急現場に居合わせた者（発見者、同伴者等）である。</p>	<p>事例表 2-12</p>

<p>なお、同市消防本部は、平成 27 年度に、より一層の普通救命講習受講率の向上等为目标に掲げた「普通救命講習受講率日本一を目指す実施計画(第 2 次実施計画)」(平成 27 年度～31 年度)を策定している。</p> <p>② 体育事故時等の事故防止を目的としたテキストを作成しているもの(さいたま市教育委員会)</p> <p>さいたま市教育委員会は、平成 23 年に、市内小学校の児童が駅伝の課外練習中に倒れ、救急搬送後死亡した事故を契機として、救命処置に係る教員研修のためのより分かりやすいテキストを作成することが必要であるとの考えから、体育活動時等の事故防止を目的とした「体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～」(以下「ASUKAモデル」という。)を作成した。さいたま市教育委員会は、当該テキストの考え方等に基づき、各学校に対して、教職員及び児童生徒の応急手当の知識及び技能の定着を図る取組を行っている。</p> <p>ASUKAモデルの中では、重大事故が発生した場合に迅速かつ適切な対応をするため、第一発見者及び応援者が現場においてどのような対応をするかを具体的に示し、役割を明確化している。</p> <p>③ 家庭ごみ収集運搬車両にAEDを搭載し、乗務員に普通救命講習を受講させているもの(春日部市)</p> <p>春日部市は、家庭ごみ収集業務等を委託している春日部環境衛生事業協同組合から、家庭ごみ収集により市内全域を巡回していることを地域貢献に生かすことはできないかと相談を受けたことを契機として、同組合と協定を締結し、市内を巡回する家庭ごみ等収集運搬車両にAEDを搭載する取組を行っている。同市において可燃ごみ収集車両等は、月曜日から土曜日までの週 6 日市内を巡回しており、AEDを搭載するごみ収集車の乗務員は、家庭ごみ等収集運搬中に心停止等の傷病者に遭遇した場合に対応できるよう、普通救命講習を受講している。</p> <p>【提言】</p> <p>今回、国の出先機関 7 機関においては、いずれも職員等に対し救命処置に関する講習等を実施している状況はみられたが、更に職員等の誰もが、心停止等の事態に直面した際に適切かつ円滑に対応できるよう、次の措置を検討し実施することが望ましいと考えられる。</p> <p>① 国の出先機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体(以下「民間事業者等」という。)の有益な取組等を参考にした、講習等に係る受講機会のでき得る限りの確保</p> <p>② 受講者が救命処置技能を保持できるよう、職員等の受講状況を把握し再講習させている民間事業者等の有益な取組等を参考にした、でき得る方法による受講者の把握及び再受講の機会の提供</p> <p>③ 業務との関連で講習等が長期間実施できず、人事異動等により講習等の受</p>	<p>事例表 2-13、 14、15</p> <p>事例表 2-16</p>
--	--

講者が一時的に減少すること等の状況が想定され得る場合の円滑な救命活動への対応に備え、民間事業者等における有益な取組等を参考にした、救命活動のルールに係る共通認識を職員間で共有するためのマニュアル等の作成	
---	--

図表 2-1 AEDの適正配置に関するガイドライン(平成 25 年 9 月 9 日作成 一般財団法人日本救急医療財団) (抜粋)

6. AED使用の教育・訓練の重要性

AEDの設置を進めるだけでは、必ずしも十分な救命率の改善を望めない。設置されたAEDが維持管理し、いつでも使えるようにしておくことが必要である。次に、設置施設の関係者や住民等にそのAEDの設置場所を周知させる努力も欠かせない。

そして、教育と訓練によりAEDを使用できる人材を増やすことも忘れてはならない。心肺蘇生法講習会を受けることで市民の救命意識は向上し、心肺蘇生の実施割合が増加することが報告されている。心肺蘇生法の普及、実施割合が不十分な現状、AEDがあったにもかかわらず、使用されない事例の報告が知られている、AEDを有効に活用し、心停止例の救命率を向上させるために、従来以上に心肺蘇生法講習会を積極的に展開し、一般市民の心肺蘇生法に対する理解を深め、AEDを用いた心肺蘇生法を行うことができる人材を増やす必要がある。教育と訓練に当たっては、AED設置施設の関係者とそれ以外の一般市民に分けて対策を進めることが有効かつ効率的と思われる。

(1) AED設置施設関係者に対する教育と訓練

AED設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、日ごろから施設内の最寄りのAED設置場所を把握しておくとともに、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておくこと必要がある。合わせて、突然の心停止が発生した際の傷病者への対応を想定した訓練を行うことが望まれる。

(2) それ以外の一般市民に対する教育と訓練

AED設置施設関係者以外でも、心停止の現場に遭遇する可能性があるため、できるだけ多くの市民がAEDの使用法を含む心肺蘇生法を習得していく必要がある。これまで、多大な労力とコストを要することが心肺蘇生法普及の障害の一つとなってきたが、近年、良質な胸骨圧迫とAEDによる早期の電気ショックの重要性が強調されるとともに、胸骨圧迫のみの心肺蘇生とAEDの組み合わせの有効性が示されている。胸骨圧迫のみに心肺蘇生法を単純化することによって、短時間の教育でも一般市民が、心肺蘇生法とAEDの使い方を習得できることが示されている。中でも、AEDが使用可能な状況下では、胸骨圧迫の実施と、AEDを用いた早期電気ショックが効果的であることは実証されており、全ての国民が、少なくとも胸骨圧迫とAEDの使用を実践できるように、更なる心肺蘇生法の教育・普及が求められている。

日本版ガイドライン 2010、救急蘇生法の指針において言及されているとおり、胸骨圧迫とAEDの操作にポイントを絞り、短時間で学ぶことのできる入門講習も積極的に活用し、少なくとも胸骨圧迫とAEDの操作が実践可能な人々を増加させ、設置が広がりつつあるAEDを有効に活用することのできる社会を築き上げる必要がある。

なお、短時間でもビデオなどでAEDの使い方を学ぶことで、より正確にAEDの操作習得することができるという報告されている。実際は講習会を受講していなくてもAEDを使えることも報告されており、訓練なしでもAEDの使用は制限されるべきではないが、質の高い救命処置を行うためにAEDを用いた救命処置訓練が行われることが望ましいと考える。そのためには教室での講習だけでなく、施設内で救命訓練を行うことも重要である。施設内の様々な場所で心停止が発生した場合を想定し、誰がどのように動き、119番通報、AED運搬などにあた

るかをシミュレーション体験してみることも役に立つ。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-2 非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について（平成 16 年 7 月 1 日 25 年 9 月 27 日改正 厚生労働省医政局長通知）（抜粋）

救急医療、特に病院前救護の充実強化のための医師並びに看護師及び救急救命士（以下「有資格者」という。）以外の者による自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator。以下「AED」という。）の使用に関しては、平成15年11月から、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用のあり方検討会」を開催し、救急蘇生の観点からみた非医療従事者によるAEDの使用条件のあり方等について検討してきたところ、このほど別添のとおり報告書（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

非医療従事者によるAEDの使用については、報告書を踏まえ取扱うものであるもので、貴職におかれてはその内容について了知いただくとともに、当面、下記の点に留意いただき、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体に周知するとともに、特にAEDの使用に関し、職域や教育現場で実施される講習も含め、多様な実施主体により対象者の特性を踏まえた講習が実施される等により、AEDの使用に関する理解が国民各層に幅広く行き渡るよう取り組みいただくほか、非医療従事者がAEDを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中で的確に把握し、検証するよう努めていただくようお願いする。

記

1 AEDを用いた除細動の医行為該当性

心室細動及び無脈性心室頻拍による心停止者（以下「心停止者」という。）に対するAEDの使用については、医行為に該当するものであり、医師でない者が反復継続する意思をもって行えば、基本的には医師法（昭和23年法律第201号）第17条違反となるものであること。

2 非医療従事者によるAEDの使用について

救命の現場に居合わせた一般市民（報告書第3の3の（4）「講習対象者の活動領域等に応じた講習内容の創意工夫」にいう「業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で、心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定されている者」に該当しない者をいうものとする。以下同じ。）がAEDを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、同条違反にはならないものと考えられること。

一方、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者については、平成15年9月12日構造改革特区推進本部の決定として示された、非医療従事者がAEDを用いても医師法違反とならないものとされるための4つの条件、すなわち、

- ① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること
- ② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること
- ③ 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること
- ④ 使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること

については、報告書第2に示す考え方に沿って、報告書第3の通り具体化されたものであり、こ

れによるものとする。

3 一般市民を対象とした講習

AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されるものであること。

講習の内容及び時間数については、別添1によることが適当であること。

なお、講習の実施に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にAEDの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるAEDの数等を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね3時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。また、短時間で習得することのできる入門講習も積極的に活用すること。

4 業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象に実施される講習報告書第3の3の(4)において、「非医療従事者のうち、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で、心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象に実施される講習」は、「その活動領域の特性や、実施の可能性の高さ、それまでの基本的心肺蘇生処置の習得状況などに応じた適切な内容を盛り込んだ講習を行うことが期待される」とされていることを踏まえて、その講習の内容について別添2の通りとすること。特に、救急対応の義務のある業務に従事する者に対する講習は、当該講習の内容を満たすものであること。

5～7 略

別添 1

自動体外式除細動器（AED）を使用する非医療従事者（一般市民）に対する講習

【一般目標】

- 1 救命の連鎖と早期除細動の重要性を理解する
- 2 効果的な心肺蘇生が実施できる
- 3 正しくAEDを作動させ、安全に使用できる

【講習内容】

大項目	小項目	到達目標	時間例
イントロダクション	コースの概説 救命の連鎖の重要性	救命の連鎖（心停止の予防を含む）の重要性を理解する 通報により口頭指導が得られることを理解する	（分） 15

心肺蘇生 (実技)	反応の確認、通報、呼吸の確認	反応の確認、早期通報、呼吸の確認(死戦期呼吸を含む)が実施できる	10
	胸骨圧迫(心臓マッサージ)	有効な胸骨圧迫が実施できる	15
	気道の確保と人工呼吸	気道の確保と人工呼吸が実施できる	15
	シナリオに対応した心肺蘇生	シナリオに対応した心肺蘇生の実施ができる	10
休憩			15
AEDの使用(実技)	AEDの使用方法(ビデオあるいはデモ)	AEDの電源の入れ方とパッドの装着方法を理解する	10
	指導者による使用方法の実際の呈示	AEDの使用方法と注意点を理解する	10
	AEDの実技	シナリオに対応して、安全にAEDを使用できる	35
知識と実技の確認	シナリオを使用した知識と実技の確認	様々なシナリオに対応した心肺蘇生法やAEDが実施できる	45
講習時間計(例)			180

【留意事項】

- 講習対象者に応じたシナリオの作成等、講習内容の創意工夫をおこなうこと。
- 心肺蘇生とAED使用方法のシナリオは小児(乳児を除く)への対応が包括されること。
- 概ね2年の間隔で定期的な再講習が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と用いる教材・機材等の配置については5:1以内が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と指導者の配置については10:1以内が望ましいこと。
- 講習時間については、到達目標に達することを前提として教材・機材や指導者数により柔軟に対応すること。

別添 2

一定の頻度で対応することが想定される者のための自動体外式除細動器(AED)講習

【一般目標】

- 1 救命の連鎖と早期除細動の重要性を理解する
- 2 効果的な心肺蘇生が実施できる
- 3 正しくAEDを作動させ、安全に使用できる
- 4 業務の中でのAEDの位置づけについて理解する

【講習内容】

(略)

【留意事項】

- 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として試験の結果により内容の

80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。

- 講習対象者の活動領域等に応じたシナリオの作成等、講習内容の創意工夫をおこなうこと。
- 心肺蘇生とAED使用方法のシナリオは小児（乳児を除く）への対応が包括されること。
- 概ね2年の間隔で定期的な再講習をおこなうこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と用いる教材・機材等の配置については5:1以内が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と指導者の配置については10:1以内が望ましいこと。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-3 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱(平成 28 年 4 月 25 日一部改正 消防庁次長通知) (抜粋)

1 目的

この要綱は、市町村の消防機関の行う住民に対する応急手当の普及啓発活動について、普及講習の実施方法、応急手当指導員の認定要件等必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。

2 普及啓発活動の計画的推進

- (1) 消防長（消防本部を置かない市町村については、市町村長。以下同じ。）は、当該市町村の区域内における人口、救急事象等を考慮して、応急手当の普及啓発に関する計画を策定し、応急手当指導員の養成、普及啓発用資機材の配備などを図りつつ、住民に対する応急手当の普及啓発活動の計画的な推進に努めるものとする。
- (2) 応急手当の普及啓発活動を推進するにあたっては、消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の開催、指導者の派遣等を行うとともに、デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の住民の出入りする事業所（以下「事業所」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、主として当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮するものとする。
- (3) 都道府県知事は、市町村の消防機関の行う普及啓発活動が計画的かつ効果的に行えるよう必要な指導、助言を行うとともに、指導者の養成等に努めるものとする。

3 応急手当の普及項目

住民に対する応急手当の普及項目については、応急手当の必要性（心停止の予防等の必要性を含む。）の他、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止又はこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）及び大出血時の止血法を中心とする。

4 住民に対する普及講習の種類

- (1) 住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表1、別表1の2、別表1の3及び別表2のとおりとする。

講習の種別	主な普及項目
I	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法

普通救命講習	Ⅱ	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法 (注) 受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。
	Ⅲ	心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法
上級救命講習		心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法

(2) 住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及びAEDの取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表3のとおりとする。

5～19 略

別表1 普通救命講習Ⅰ

1 到達目標	1 心肺蘇生法(主に成人を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目	細目		時間(分)	
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等		15	
救命に必要な応急手当 (主に成人に対する方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用法	AEDの実技要領	AEDの使用法(ビデオ等)	
			指導者による使用法の呈示	
			AEDの実技要領	
異物除去法	異物除去要領			
効果確認	心肺蘇生法の効果確認			
止血法	直接圧迫止血法			
合計時間			180	

備考	1 <u>2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</u> 2 eラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。
----	--

別表1の2 普通救命講習Ⅱ (抜粋)

備考	1 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。 2 普通救命講習Ⅱで行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。 3 <u>2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</u> 4 eラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。
----	---

別表1の3 普通救命講習Ⅲ (抜粋)

備考	1 <u>2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</u> 2 eラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。
----	--

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-4 講習等の実施等

機 関 名	取 組 の 概 要										
さいたま地方 法務局 所沢支局	<p>(講習等の実施)</p> <p>毎年度、さいたま地方法務局総合防災訓練等実施要領に基づき講習等を実施している。</p> <p>平成 29 年度の「AED操作訓練」の内容をみると、心肺蘇生法に係る人工呼吸及び胸骨圧迫を含むAEDの操作訓練を実施しており、約半分に当たる職員が参加している。</p> <p>また、実施時間をみると、業務の影響を考慮して業務時間終了後の午後 6 時から 7 時までの間にAED操作訓練を実施している（事例表 2-1 参照）。</p> <p>表 AED操作訓練の内容（平成 29 年度）</p> <table border="1" data-bbox="475 763 1315 1075"> <tbody> <tr> <td>実施年月日</td> <td>平成 29 年 12 月 11 日</td> </tr> <tr> <td>実施時間</td> <td>・ 防災訓練（17:15～18:00）の後に実施 ・ 18:00～19:00 AED操作訓練（60分講習）</td> </tr> <tr> <td>講習内容</td> <td>心肺蘇生法に係る人工呼吸及び胸骨圧迫を含むAED操作訓練</td> </tr> <tr> <td>講 師</td> <td>埼玉西部消防組合所沢東消防署署員</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>支局職員 12 人（全職員数 25 人）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当局の調査結果による。</p> <p>(救命活動のルール化)</p> <p>規程等は作成していないが、講習等を毎年度実施しており、職員の多くは心停止等への初動対応等について理解しているものと考えられる。</p>	実施年月日	平成 29 年 12 月 11 日	実施時間	・ 防災訓練（17:15～18:00）の後に実施 ・ 18:00～19:00 AED操作訓練（60分講習）	講習内容	心肺蘇生法に係る人工呼吸及び胸骨圧迫を含むAED操作訓練	講 師	埼玉西部消防組合所沢東消防署署員	参加者数	支局職員 12 人（全職員数 25 人）
実施年月日	平成 29 年 12 月 11 日										
実施時間	・ 防災訓練（17:15～18:00）の後に実施 ・ 18:00～19:00 AED操作訓練（60分講習）										
講習内容	心肺蘇生法に係る人工呼吸及び胸骨圧迫を含むAED操作訓練										
講 師	埼玉西部消防組合所沢東消防署署員										
参加者数	支局職員 12 人（全職員数 25 人）										
東京入国管理 局 横浜支局	<p>(講習等の実施)</p> <p>毎年度、消防署職員による入国警備官に対し「救急救命講習」を実施している。</p> <p>平成 29 年度の「救急救命講習」の内容をみると、次表のとおり、救急救命措置の実技やAEDの操作方法等の講習等を実施している。</p> <p>なお、当該講習等については、窓口職員である入国審査官や法務事務官も受講が可能であるが、当該年度の参加実績はない。</p> <p>表 救急救命講習の内容（平成 29 年度）</p> <table border="1" data-bbox="475 1693 1315 1975"> <tbody> <tr> <td>実施年月日</td> <td>平成 30 年 1 月 15 日 平成 30 年 1 月 16 日</td> </tr> <tr> <td>実施時間</td> <td>両日ともに 120 分</td> </tr> <tr> <td>講習内容</td> <td>・ 救急救命措置の方法（人形を使用した実技） ・ AEDの操作方法 ・ 救急車が到着するまでの応急措置等について</td> </tr> </tbody> </table>	実施年月日	平成 30 年 1 月 15 日 平成 30 年 1 月 16 日	実施時間	両日ともに 120 分	講習内容	・ 救急救命措置の方法（人形を使用した実技） ・ AEDの操作方法 ・ 救急車が到着するまでの応急措置等について				
実施年月日	平成 30 年 1 月 15 日 平成 30 年 1 月 16 日										
実施時間	両日ともに 120 分										
講習内容	・ 救急救命措置の方法（人形を使用した実技） ・ AEDの操作方法 ・ 救急車が到着するまでの応急措置等について										

	<table border="1" data-bbox="475 210 1313 324"> <tr> <td data-bbox="475 210 667 266">講 師</td> <td data-bbox="667 210 1313 266">横浜市消防局金沢消防署東富岡出張所署員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 266 667 324">参加者数</td> <td data-bbox="667 266 1313 324">41 人（両日の計）</td> </tr> </table> <p data-bbox="491 331 778 365">(注) 当局の調査結果による。</p> <p data-bbox="451 414 715 448">(救命活動のルール化)</p> <p data-bbox="435 456 1369 616">規程等は作成していないが、施設内で利用者が心停止等を発症した場合、庁舎警備の委託業者のガードマン（半数以上は普通救命技能講習修了者である）や入国警備官（3年に1回は「救急救命講習」を受講）が対応することになっており、即応が可能であると考えられる。</p>	講 師	横浜市消防局金沢消防署東富岡出張所署員	参加者数	41 人（両日の計）						
講 師	横浜市消防局金沢消防署東富岡出張所署員										
参加者数	41 人（両日の計）										
<p data-bbox="226 633 363 712">東京国税局 豊島税務署</p>	<p data-bbox="451 633 635 667">(講習等の実施)</p> <p data-bbox="459 678 978 712">講習等については、不定期に実施している。</p> <p data-bbox="435 723 1369 947">直近で実施された平成27年度の「救命講習」の内容をみると、次表のとおり、消防署員の指導を受け、AEDの操作のほかに胸骨圧迫や人工呼吸などの心肺蘇生法に係る講習等を実施している。参加者数をみると40人が参加しているが、同署によると、全職員243人のうち128人（全職員の52.7%）が過去に講習等を受講したことがあるとしている。</p> <p data-bbox="499 1003 922 1037">表 救命講習の内容（平成27年度）</p> <table border="1" data-bbox="483 1037 1353 1305"> <tr> <td data-bbox="483 1037 675 1081">実施年月日</td> <td data-bbox="675 1037 1353 1081">平成27年10月14日（防災訓練の日と同日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 1081 675 1126">実施時間</td> <td data-bbox="675 1081 1353 1126">90分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 1126 675 1216">講習内容</td> <td data-bbox="675 1126 1353 1216">AEDの操作のほかに胸骨圧迫や人工呼吸などの一時救命処置訓練</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 1216 675 1261">講 師</td> <td data-bbox="675 1216 1353 1261">池袋消防署員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 1261 675 1305">参加者数</td> <td data-bbox="675 1261 1353 1305">署職員40人（職員数243人）</td> </tr> </table> <p data-bbox="491 1312 778 1346">(注) 当局の調査結果による。</p> <p data-bbox="451 1395 715 1429">(救命活動のルール化)</p> <p data-bbox="435 1440 1369 1641">東京国税局が作成した、災害発生時等に職員がとるべき行動を明示した「緊急対応マニュアル」を管理者用と職員用に分けて作成し、各税務署職員に配布・周知しており、同署ではこれを活用している。同マニュアル（管理者用）には、急病人対応のための手順や、総務課長等がとるべき対応について記載されている。</p> <p data-bbox="435 1653 1369 1765">また、例年、多数の国民が来署する確定申告の直前に、職員に対する全体研修を実施し、改めて同マニュアルによる対応を確認している（事例表2-8参照）。</p>	実施年月日	平成27年10月14日（防災訓練の日と同日）	実施時間	90分	講習内容	AEDの操作のほかに胸骨圧迫や人工呼吸などの一時救命処置訓練	講 師	池袋消防署員	参加者数	署職員40人（職員数243人）
実施年月日	平成27年10月14日（防災訓練の日と同日）										
実施時間	90分										
講習内容	AEDの操作のほかに胸骨圧迫や人工呼吸などの一時救命処置訓練										
講 師	池袋消防署員										
参加者数	署職員40人（職員数243人）										
<p data-bbox="226 1776 411 1899">関東信越国税局 川口税務署</p>	<p data-bbox="451 1776 635 1809">(講習等の実施)</p> <p data-bbox="459 1821 1034 1854">講習等については3年に1回程度実施している。</p> <p data-bbox="435 1865 1369 1989">直近で実施された平成27年度のAED操作研修(救命講習)の内容をみると、消防署員の指導を受け、AEDの操作のほかに胸骨圧迫や人工呼吸などの心肺蘇生法に係る講習等を実施している。</p>										

なお、当署では、29年度にメーカーによるAED操作説明会（心肺蘇生法に係る実技はなし）に総務課等窓口職員10人が参加しているほか、30年度中にもAED操作研修（救命講習）を実施する予定であるとしている。

表 AED操作研修の内容（平成27年度）

実施年月日	平成27年10月14日
実施時間	90分
講習内容	救命処置訓練（胸骨圧迫等の実技、AED使用講習等）
講師	川口南消防署員
参加者数	30人（窓口担当の職員が中心）（全職員数174人）

（注）当局の調査結果による。

（救命活動のルール化）

規程等は作成していないが、講習等を3年に一度実施しており、職員の多くは心停止等への初動対応等について理解しているものと考えられる。

埼玉労働局
大宮公共職業
安定所

（講習等の実施）

職員が求職者への対応等日々の窓口業務に追われていることから、業務時間内に講習等を実施することが難しい状況にあり、上局である埼玉労働局が実施する講習等に職員を参加させている。

当機関では、常勤職員のうち係長以上28人のうち10人が、埼玉労働局が実施した講習等を受講したとしている。

なお、埼玉労働局が平成26年度に実施した講習等の内容は、次表のとおりであり、平成27年1月に2回、フリープラン救急講習（120分）を実施している（事例表2-2参照）。

表 フリープラン救急講習の内容（平成26年度）

実施年月日	平成27年1月19日 平成27年1月26日
実施時間	両日ともに120分
講習内容	2時間程度のAED使用を中心とした研修で、教材を使用した心肺蘇生の実技も実施
講師	さいたま市消防局（さいたま市中央消防署員）
参加者数	30人 ・ 本局の職員も参加できるが、出先機関の職員が主体。参加はほとんどが出先機関の職員 ・ 出先機関の職員は、各機関、庶務担当か窓口担当の者が数人参加

（注）当局の調査結果による。

	<p>(救命活動のルール化)</p> <p>規程等は作成していないが、埼玉労働局等が行う講習等に相当数の職員が参加しており、職員の多くは心停止等への初動対応等について理解しているものと考えられる。</p>
<p>関東地方整備局 国営武蔵丘陵森林公園</p>	<p>(講習等の実施)</p> <p>毎年度、公園の運営維持管理業務の委託事業者が、委託契約書等に基づき全職員に対し講習等を実施している。</p> <p>委託事業者における講習等は、平成 28 年度及び 29 年度については 180 分コースの普通救命講習を、27 年度については普通救命講習に加え、看護師不在の際の救命活動に対応するため、講習時間が 480 分の民間事業者による救命講習を実施している。</p> <p>また、委託事業者は、講習等の受講者名簿を作成し、各従業員の受講状況（最終受講日）を把握し、3 年に一度の再講習を受講させている。</p> <p>(救命活動のルール化)</p> <p>公園の運営維持管理業務の委託業者が作成している「国営武蔵丘陵森林公園巡視計画書」に、救急活動及び事故、災害時等の緊急時における実施要領を記載している。また、「救急活動及びその報告に関するマニュアル」には、傷病者発生時の対応の流れや対応時の注意点等が記載されている。同マニュアルについては、各研修やミーティングで周知されている。</p>
<p>関東運輸局 埼玉運輸支局</p>	<p>(講習等の実施)</p> <p>講習等については、不定期に実施している。</p> <p>平成 27 年度については、事業者（メーカー）が行う AED の操作説明を中心とした「AED 導入に伴う操作講習」（心肺蘇生法等の実技はなし）に、主に各部門の庶務担当者計 7 人の職員が参加している。</p> <p>また、平成 30 年度に入り、消防署による普通救命講習の受講者が同支局内にいないことが判明したことをきっかけに、平成 30 年 9 月に、支局長及び総務部門の責任者である首席運輸企画専門官が、さいたま市消防局主催の普通救命講習を受講している。同支局は、今後、支局内の職員に対して職務として普通救命講習の受講を勧奨していきたいとしている。</p> <p>(救命活動のルール化)</p> <p>規程等は作成していない。</p>

事例表 2-1 講習等を、主に窓口担当の職員の業務への影響を考慮して業務時間終了後に実施しているもの（さいたま地方法務局所沢支局）

さいたま地方法務局は、毎年度、本局及び支局・出張所における防災訓練及びAED操作訓練等を実施するために、「さいたま地方法務局総合防災訓練等実施要領」（以下「実施要領」という。）を作成し、管内の支局及び出張所に通知している。

平成 29 年度の実施要領をみると、支局及び出張所については、下表のとおり講習等を実施することとされている。

表 実施要領（抜粋）

2 支局・出張所
(1) 実施期間 平成 29 年 12 月 11 日（月）から平成 30 年 3 月 30 日（金）までの間
(2) 対象者 各庁における自衛消防隊に属する職員のほか、できる限り多くの職員が参加できるよう調整する。 また、前記 1（本局が実施する AED 操作訓練等）の訓練に職員が参加する方法をもって支局・出張所の実施に代えることができる。
(3) 実施時間等 原則、1 時間程度とするが、参加人数により調整して差し支えない。 なお、訓練の実施については、業務時間中であっても差し支えないが、その場合、職員が交替で訓練を受けるなど、業務に影響がないよう配慮する。
(4) 実施内容 市区町村、消防機関又は医療機関等が実施する AED の操作を含む救命訓練とする。
(5) 管轄消防署等への依頼 管轄消防署等への依頼は、各庁において行う。

(注) 1 管理要領に基づき当局が作成した。

2 下線は当局が付した。

さいたま地方法務局所沢支局では、毎年度、実施要領に基づき、防災訓練と合わせて AED の操作訓練を実施している。

平成 29 年度における AED 操作訓練では、次表のとおり、AED 操作訓練について、心肺蘇生法に係る人工呼吸及び胸骨圧迫を含む AED の操作訓練を一時間で実施しており、全職員の約半分が参加している。

一方、実施時間については、業務の影響を考慮して業務時間終了後の午後 5 時 15 分から防災訓練を実施し、その後の午後 6 時から 7 時までの間に AED 操作訓練を実施するなど業務への影響を考慮した講習等の実施となっている。

表 AED 操作訓練の内容（平成 29 年度）

開催日	平成 29 年 12 月 11 日
実施時間	・ 防災訓練（17:15～18:00）の後に実施 ・ 18:00～19:00 AED 操作訓練（60 分講習）

講習内容	心肺蘇生法に係る人工呼吸及び胸骨圧迫を含むAED操作訓練
講師	埼玉西部消防組合所沢東消防署署員
参加者数	支局職員 12 人（全職員数 25 人）

(注) 当局の調査結果による。

事例表 2-2 上局が出先機関の職員を対象に講習等を実施していることにより、当該職員の講習受講の機会が確保されているもの（埼玉労働局大宮公共職業安定所）

埼玉労働局大宮公共職業安定所では、職員が求職者への対応等日々の窓口業務に追われていることから、業務時間内に講習等を実施することが難しい状況にある。

一方、埼玉労働局では、業務体制の都合で講習等を実施する機会が少ない公共職業安定所等の出先機関に配慮し、主な対象者を出先機関の職員として講習等を実施することにより、出先機関の職員に係る受講の機会を確保している。

直近の平成 26 年度に実施した講習等の内容は、次表のとおりであり、27 年 1 月に 2 回、さいたま市消防局による「フリープラン救急講習」（120 分）を実施している。

なお、埼玉労働局大宮公共職業安定所では、係長以上 28 人のうち 10 人が、埼玉労働局が実施した講習等を受講したとしている。

表 フリープラン救急講習の内容（平成 26 年度）

目的	現在、各署・所にはAEDが設置され、その使用方法等について平成 23 年度に研修を実施。応急措置等については、防災対策の一環としても有益、かつ、来所者等への緊急の対応等庁舎管理の観点からも有用であることから、防災対策・庁舎管理に係る研修として実施
実施年月日	平成 27 年 1 月 19 日（13:00～15:00） 平成 27 年 1 月 26 日（13:00～15:00）
実施時間	両日ともに 120 分
講習内容	さいたま市消防局（さいたま市中央消防署）主催の 2 時間程度の AED 使用を中心とした研修 教材を使用した心肺蘇生法の実技も実施
講師	さいたま市消防局（さいたま市中央消防署）署員
参加者数	30 人 ・ 本局の職員も参加できるが、出先機関の職員が主体。参加はほとんどが出先機関職員 ・ 出先機関の職員は、各機関庶務担当あるいは窓口担当の者が数人程度参加

(注) 当局の調査結果による。

事例表 2-3 公園の委託事業者が、従業員の受講状況を把握し再講習の受講に活かしているもの（関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園）

関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園の救急対応における救命処置については、同公園の運営維持管理業務の委託事業者が、委託契約書等に基づき実施することとされている。

委託事業者は、共通仕様書に示される「傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。」に基づき、毎年度 2 回をめぐりに、比企広域消防本部東松山消防署滑川分署の指導を受け、全職員に対し、普通救命講習を実施している。

委託事業者の直近の 3 か年度における講習等は、表 1 のとおりであり、平成 28 年度及び 29 年度は 180 分コースの普通救命講習を、27 年度は普通救命講習に加え、看護師不在の際の救急活動に対応するため、講習時間が 480 分の民間事業者による講習を実施している。

表 1 委託事業者における講習等（平成 27 年度～29 年度）

（単位：分）

事項 年度	名称	実施年月日	実施時間	講習内容
平成 27	普通救命講習	平成 27. 7. 10	180	・ AED 操作を含めた救命措置、怪我手当等の講習
	民間事業者による救命講習	27. 9. 30	480	・ 胸部圧迫、レスキュー呼吸、初期の評価、意識不明、呼吸なし（心肺蘇生法） ・ AED の基本的な操作、AED のトラブル解決とその他の注意事項（のど詰まり）等
28	普通救命講習	28. 6. 30	180	・ AED 操作を含めた救命措置、怪我手当等の講習
		28. 9. 30	180	
29	普通救命講習	29. 7. 6	180	・ AED 操作を含めた救命措置、怪我手当等の講習
		29. 7. 11	180	

（注）当局の調査結果による。

なお、平成 29 年度に実施された普通救命講習は、表 2 のとおりである。

表 2 普通救命講習の内容（平成 29 年度）

実施年月日	平成 29 年 7 月 6 日
実施時間	180 分
実施場所	研修室（森林公園内）
対象者	普通救命講習未受講者又は平成 26 年度以前に受講経験のあるスタッフの中から管理センタースタッフ及び公園内拠点施設の主担当者を対象

講習内容	<ul style="list-style-type: none"> 救命処置の流れについて実技研修 <ol style="list-style-type: none"> 心肺蘇生の手順（反応を確認⇒助けを呼ぶ⇒呼吸の確認⇒胸骨圧迫⇒人工呼吸） AEDの使用手順（心電図の解析⇒電気ショック⇒心肺蘇生の再開・・・（繰り返し）） 止血法、けがに対する応急手当について講師による説明
講師	比企広域消防本部 東松山消防署滑川分署 署員 7 人
参加者数	11 人

【受講の状況】



（注）当局の調査結果による。

また、委託事業者は、次のような講習等の受講者名簿を作成し、各従業員の受講状況（最終受講日）を把握することにより、3年に一度の再講習を受講させている。

<委託事業者作成の受講者名簿の様式>

係名	氏名	講習受講日（最終）
...
...

事例表 2-4 全職員を対象に毎年度普通救命講習（自動体外式除細動器業務従事者 240 分コース）を実施しているもの（東京国立博物館）

東京国立博物館では、毎年度に 1 回、利用者の救命処置を行うお客様サービスセンターの職員、利用者と接することの多い研究員を含む在籍する全職員（約 100 人）を対象に、普通救命講習（自動体外式除細動器業務従事者）を実施している。当該講習の内容は、次表のとおりであり、公益財団法人東京防災救急協会職員及び上野消防署の署員による胸骨圧迫等の心肺蘇生や A E D 使用などに係るものとなっている。

表 普通救命講習（自動体外式除細動器業務従事者）の内容

実施時間	240 分（毎年度 1 回実施）
実施場所	博物館内の会場（会議室等）で実施
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 博物館に直接雇用される職員（研究員も含む）約 100 人（毎年度約 30 人を対象に 3 年間で全員が受講できるサイクルで実施） 講習の参加人数は、講習会場のスペースや日程、時間帯などを考慮して決定。各職員の希望や業務の都合に応じて参加者を募集 心肺停止等の事態が生じた際に対応するお客様サービスセンターに配属されている職員については、普通救命講習の技能認定証の有効期限（3 年間）が切れることのないよう注意喚起
講習内容	<ul style="list-style-type: none"> 普通救命講習（自動体外式除細動器業務従事者 240 分コース） 胸骨圧迫等の心肺蘇生や A E D 使用、異物除去、止血法等を学ぶほか、A E D の知識確認と実技の評価
講師	公益財団法人東京防災救急協会職員及び上野消防署の署員
参加者数	毎年度約 30 人
その他	<ul style="list-style-type: none"> 受講料については、業務の一環として捉えているため、博物館側が費用を負担 講習等については、防災訓練とは別の日に実施

（注）当局の調査結果による。

事例表 2-5 業務に支障がない休館日に講習等を実施するとともに、講習等の受講経験の有無にかかわらず幅広く参加を要請しているもの（国立歴史民俗博物館）

国立歴史民俗博物館は、平成 29 年度に職員に対し講習等を実施している。

講習等の内容は、次表のとおり、消防訓練と合わせて業務に支障がない休館日に実施しており、消防署署員が講師になって人工呼吸、胸骨圧迫及び A E D 操作を含む救急講習を実施している。

また、国立歴史民俗博物館では、対象者として、救命処置に関する講習等の受講経験の有無にかかわらず幅広く参加を要請している。

表 救急講習の内容（平成 29 年度）

実施年月日	平成 29 年 12 月 18 日（休館日）
実施時間	・ 消防訓練（13:30～14:00）の後に実施

	<ul style="list-style-type: none"> 14:00～15:00 に救急講習
講習内容	人工呼吸、胸骨圧迫及びAED操作を含む救急講習
講師	佐倉消防署署員
参加者数	<ul style="list-style-type: none"> 執行部、研究部、管理部及び外部委託業者を含む 137 名 なお、対象者については、救命処置に係る講習等の受講経験の有無にかかわらず幅広く参加要請
その他	当該講習の際に消防署から「応急手当講習テキスト」を1部交付。救急講習の復習のため、当該テキストを館内で回覧
(受講状況)	
	
(注) 当局の調査結果による。	

事例表 2-6 日本赤十字社による救急法講習会を実施し、自社社員に加えて空港内の各事業者に参加を呼びかけるなど手厚く対応しているもの（成田国際空港株式会社）

成田国際空港株式会社（以下「NAA」という。）では、旅客ターミナルビル内での救命処置については、警備会社に委託してAEDの設置と管理を行うとともに、日本赤十字社千葉県支部から講師を招いて救急法講習会の基礎講習（240分コース）（注）を年3回実施している。同講習については、空港内での傷病者への救命活動に従事する可能性があることから、NAA社員に加えて空港内の各事業所に対しても参加を呼びかけており、1回当たり各事業所の従業員を含めて40～50人が同講習を受けている。同社では、傷病者等への対応能力の向上のため、可能な限り毎年の受講が望ましいとしている。

また、NAAから旅客ターミナルビル内におけるAEDの設置と管理を委託された警備会社では、自社の警備員が巡回警備等で傷病者に救命処置を行うことが想定されることから、応急手当普及員の有資格者を中心とする現場の責任者クラスの社員が全警備員に対して、AEDの操作方法を含めて心肺蘇生法の指導教育を実施している。

（注）日本赤十字社千葉県支部が実施している講習等であり、基礎講習（240分コース）に係る講習内容は、消防署が実施している普通救命講習Ⅱ（240分コース）と同様に、心肺蘇生法、AEDの使用、異物除去等について実技を交えて行うもので、検定の合格者には認定証が交付される。

事例表 2-7 受講対象者を新規受講者、継続受講者に区分し、救命技能認定証の有効期間を考慮するなど受講状況を把握した上で、普通救命講習の再講習を全従業員に受講させているもの（東京地下鉄株式会社）

東京地下鉄株式会社では、全従業員に普通救命講習を受講させ救命技能認定証（以下「認定証」という。）の取得をすることを義務付けている。

また、認定証の有効期間が3年間とされていることから、有効期間内に普通救命講習を受けられるように、本社従業員にあつては安全・技術部が、現業の従業員にあつては人事部がそれぞれ社員の受講状況を把握の上、再受講の指示を行っている。

ちなみに、平成30年度における受講対象者の抽出に当たっては、表1のとおり、本社従業員の対象者412人をA～Cの3種別に区分し、上野消防署において10月から11月までの間に実施される普通救命講習（延べ17回）のいずれかに参加できるように調整している。

表1 受講対象者の抽出状況

（単位：人）

事項区分	種別	受講対象者	対象者数	受講指示の内容
A	新規	① 過去に救命技能講習を受講していない者 ② 社外へ出向していた等によって認定証の有効期間が切れている者 ③ 認定証の有効期間が不明な者	51	・ 12回目、16回目の「新規」（180分コース）のいずれか
B	継続	平成30年10月中に有効期間が切れる者	163	・ 10月中に開催される1回目～7回目の「継続」（140分コース）のいずれか
C	継続	平成30年度で有効期間が切れる者	198	・ 12回目及び16回目を除く1回目～17回目の「継続」（140分コース）のいずれか
計			412	—

（注）当局の調査結果による。

なお、東京地下鉄株式会社における直近3か年度の普通救命講習の受講状況は、表2のとおりであり、毎年度400人前後で推移している。

表2 普通救命講習の実施状況（平成27～29年度）

（単位：人）

年度	区分	A（新規）	B（継続）	C（継続）	計
	平成 27		52	165	222
28		69	122	199	390

29	51	163	198	412
----	----	-----	-----	-----

(注) 当局の調査結果による。

事例表 2-8 上局が作成した「緊急対応マニュアル」を活用しているもの（東京国税局豊島税務署）

機 関 名	概 要		
東京国税局 豊島税務署	<p>東京国税局は、職員用に「緊急対応マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を作成している。マニュアルは、管理者用と一般職員用に分けて作成されており、災害発生時等に職員がとるべき行動が明示されており、管内の税務署職員に配布・周知されており、豊島税務署も活用している。</p> <p>マニュアル（管理者用）の救命処置に係る部分についての内容をみると、表1のとおり、担当統括官等は職員から急病人発生の連絡を受けた場合には、総務課長に連絡するとともに、急病人のもとに駆けつけ、次の対応を行うとされている。</p> <p>表1 マニュアルに示されている担当統括官等の対応（抜粋）</p> <table border="1"> <tr> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 横に寝かせたり、椅子に座らせるなどの応急措置を講ずる。 2 意識を失っている場合には、状況に応じて一次救命処置（人工呼吸やAEDの使用）を行う。 3 急病人が来庁者で意識がある場合には、来庁者の氏名、住所、年齢、連絡先電話番号、持病等の有無及び同伴者の有無など、状況に応じて聴取する。また、同伴者がいない場合には、家族への連絡及び救急車を要請する旨を来庁者に伝える。 4 救急車の出動要請、搬送への対応 5 急病人の家族及び東京国税局主管課への連絡 </td> </tr> </table> <p>(注) マニュアルに基づき当局が作成した。</p> <p>一方、総務課長等は、表2のとおり、対応することとされている。</p> <p>表2 マニュアルに示されている総務課長等の対応（抜粋）</p> <table border="1"> <tr> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 救急車の手配（担当統括官等からの要請があった場合） 119番へ連絡し、①急病人の状況、②所在地等を伝える。 2 家族（担当統括官等が連絡できない場合）への連絡 3 署長及び副署長への状況説明及び東京国税局総務課（総務第1係）への連絡 </td> </tr> </table> <p>(注) マニュアルに基づき当局が作成した。</p> <p>また、確定申告の直前には職員に対する全体研修を行い、改めてマニュアルによる対応の確認をしている。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 横に寝かせたり、椅子に座らせるなどの応急措置を講ずる。 2 意識を失っている場合には、状況に応じて一次救命処置（人工呼吸やAEDの使用）を行う。 3 急病人が来庁者で意識がある場合には、来庁者の氏名、住所、年齢、連絡先電話番号、持病等の有無及び同伴者の有無など、状況に応じて聴取する。また、同伴者がいない場合には、家族への連絡及び救急車を要請する旨を来庁者に伝える。 4 救急車の出動要請、搬送への対応 5 急病人の家族及び東京国税局主管課への連絡 	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急車の手配（担当統括官等からの要請があった場合） 119番へ連絡し、①急病人の状況、②所在地等を伝える。 2 家族（担当統括官等が連絡できない場合）への連絡 3 署長及び副署長への状況説明及び東京国税局総務課（総務第1係）への連絡
<ol style="list-style-type: none"> 1 横に寝かせたり、椅子に座らせるなどの応急措置を講ずる。 2 意識を失っている場合には、状況に応じて一次救命処置（人工呼吸やAEDの使用）を行う。 3 急病人が来庁者で意識がある場合には、来庁者の氏名、住所、年齢、連絡先電話番号、持病等の有無及び同伴者の有無など、状況に応じて聴取する。また、同伴者がいない場合には、家族への連絡及び救急車を要請する旨を来庁者に伝える。 4 救急車の出動要請、搬送への対応 5 急病人の家族及び東京国税局主管課への連絡 			
<ol style="list-style-type: none"> 1 救急車の手配（担当統括官等からの要請があった場合） 119番へ連絡し、①急病人の状況、②所在地等を伝える。 2 家族（担当統括官等が連絡できない場合）への連絡 3 署長及び副署長への状況説明及び東京国税局総務課（総務第1係）への連絡 			

事例表 2-9 公園の委託事業者が「救急活動及びその報告に関するマニュアル」等を作成しているもの（関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園）

機 関 名	概 要
関東地方整備局 国営武蔵丘陵森林公園	<p>救急対応における救命処置及びAEDの維持管理については、関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務の委託事業者が委託契約書等に基づき実施することとされている。</p> <p>関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園出張所（以下「出張所」という）職員（4人）は、公園管理に関する事務を行っており、公園内での救急対応における救命処置及びAEDの維持管理は委託事業者が行うこととしているため、原則的には対応していない。</p> <p>出張所は、救急対応における救命処置等に関しては、委託事業者が作成する「救急活動及びその報告に関するマニュアル」の確認・指導や、救急対応に関する各種報告の受領及び上部部署への報告を行っている。</p> <p>（委託事業者の対応の詳細について、次の（参考）を参照）</p>

（参考） 委託事業者の対応

- 平成 27 年度から 30 年度に、関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園の運営維持管理業務を委託されている委託事業者は、「H27-30 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づき、「国営武蔵丘陵森林公園巡視計画書」（以下「巡視計画書」という。）を作成している。
- 巡視計画書によると、園内巡視員は、「病人、迷子、負傷者、災害等の発見又は届け出を受けた場合は、速やかに措置及び報告等を行い、必要に応じて救急車両の要請を行う。又、病人や負傷者の状態に応じて心肺蘇生及び自動体外式除細動器（AED）の実施を行うものとする」（5.（2））とされている。

（参考）巡視計画書（抜粋）

5. 救急活動及び事故、災害等の緊急時における実施要領
- (1) 巡視の際、常に点検用具、消火用具及び小規模な修理用具並びに 救急箱を携帯し必要に応じ直ちに処理するものとする。
 - (2) 病人、迷子、負傷者、災害等の発見又は届出を受けた場合は、速やかに措置及び報告等を行い、必要に応じて救急車両の要請を行う。又、病人や負傷者の状態に応じて心肺蘇生及び自動体外除細動器（AED）の実施を行うものとする。
 - (3) 周辺病院等と連携し、負傷者の状態に応じて病院の紹介及び病院への搬送、報告を行うものとする。
 - (4) 事故及び救護等が発生した場合は原因の究明及び二次災害の防止に努めるものとする。
 - (5) 原則、繁忙期及び土日祝日は看護師を配置し、救護活動に当たる。救護措置の際、巡視員は救護活動の補助を行い、当日の救護措置内容については救護日誌に

記録し報告するものとする。

(注) 下線は当局が付した。

- 委託事業者は、共通仕様書第 23 条 1 項に示される重大事故以外の事故に適用するものとして、「救急活動及びその報告に関するマニュアル」(以下「救急活動マニュアル」という。)を作成している。

(参考) 救急活動マニュアル (抜粋)

1. 急病人・負傷者発生時の基本的な流れ
 - 1) 現場スタッフ等は急病人・負傷者を発見したら、必ず管理センター(注1)総務グループに第1報を報告する。
 - 2) 国土交通省への報告は、管理センター総務グループが行う。
 - 3) 消防、警察の通報は、原則管理センター総務グループが行う。ただし、一刻を争う場合は、現場スタッフ等の判断により通報することができる。この場合、速やかに管理センター総務グループへ報告するものとする。
2. 現場対応
 - 1) 利用安全サービスからの報告・連絡は携帯電話・内線電話を併用する。報告は聞き取りやすいように、短文で行うよう心がける。
 - 2) 医療行為は法律上禁止されているため、利用サービススタッフが直接行うことは避け、看護師に委ねる。
3. 利用安全サービス室の活動
 - 1) センター総務グループもしくは現場スタッフより負傷者・急病人等の連絡を受けたら直ちに現場を確認し、看護師と伴に現場へ急行する。
 - 2) 状況に応じて救急車の要請を管理センターへ依頼する。
 - 3) 救急車の園内先導は先発の利用安全スタッフとは別の係員が行う。この場合、現場に最も近い管理用入口から進入させること。
 - 4) 利用安全サービスは、現場に到着次第、下記の事項を把握する。
 - ①事故発生の状況
 - ②管理状況
 - ③管理瑕疵の有無
4. 管理センターへの報告
利用サービススタッフ(注2)は、把握した内容を総務グループに報告すると共に救護日誌を作成する。
5. 出張所への報告
センター総務グループは状況に応じ出張所へ報告、連絡を行う。
6. 情報収集の継続
 - 1) 利用サービスは、管理瑕疵の有無等必要に応じ病院へ同行して情報収集を行う。
 - 2) センター総務グループは、必要に応じ情報収集を指示する。

<p>3) 巡回サービスは、指示された項目について適宜報告を行い、不明な項目については情報収集を続ける。</p> <p>7. 現場の安全性の確保</p> <p>利用安全サービスは、現場の安全性を確認し、必要があれば公園利用者の誘導と立ち入り禁止等の措置を利用サービスリーダーの指示に基づいて実施する。</p> <p>(注) 1 「管理センター」は、委託事業者が設置する組織である。 2 利用安全スタッフの職員は、看護師を含め6人。なお、看護師は、土日祝日などの繁忙期を中心に、週2日勤務。看護師を除くスタッフは、主に園内の巡回やお客様に対する利用案内等を行う。</p> <p>○ 管理センターへの第一報について、急病人・負傷者発生の際に近くに委託事業者の職員等がない場合、来園者が直接救急車を呼ぶことが想定される。その場合であっても、消防署から管理センターに対し、急病人等の発生の把握漏れが生じないよう「公園内から救急要請があった」旨が伝えられることとなっている。</p> <p>また、公園内には、来園者も救急通報等ができるよう「緊急電話」を数か所に設置している。緊急電話には、管理センターに通報することもできるよう、電話番号とともに、「緊急時は管理センターに連絡する」旨明記されている。</p> <p>○ 委託事業者は、来園者に対し、園内放送や来園時にパンフレットの配布により、緊急時に管理センターへ連絡する旨の周知も行っている。</p> <p>○ 上記救急活動マニュアルについては、新人研修、年1回の職員研修及び月に1回程度実施されるミーティング等において、周知している。</p>
--

事例表 2-10 従業員が常時携行できるハンドブックを作成しているもの（東武レジャー企画株式会社（東武動物公園））

<p>[施設等の概要]</p> <p>○ 東武動物公園の概要</p> <p>昭和 56 年 3 月開園。年間利用者数 117 万人（平成 28 年度。全国の動物園で第 5 位） 総面積 61ha。東側にアミューズメントパーク、西側に動物園とスーパープールが所在する。</p> <p>○ 運営会社（東武レジャー企画株式会社）の概要</p> <p>昭和 51 年設立。資本金 3,000 万円。事業内容は遊園地・動物園・プール事業。従業員数 130 人、他にアルバイトが多数</p> <p>○ AED の設置状況</p> <p>観覧車横の看護センター内に 1 台設置されている。</p> <p>なお、将来的には東口ゲート及び西口ゲート付近に AED を 1 台ずつ配備を検討中</p> <p>(注) プール営業中（夏季）はプール内にも看護センターが設置され、AED 1 台が配備される。他に乗馬クラブ事務所内に AED 1 台が配備されているが、乗馬クラブは別会社が運営しているため公園では更新や維持管理に関与していない。</p> <p>[取組の概要]</p> <p>○ 常に携帯できる「異常時ハンドブック」を従業員に配布。一般社員向けの「負傷者を発見</p>
--

した場合の対応」をみると、i) ひとりでは対応せず周囲のスタッフの協力を求めて応援を呼ぶこと、ii) 各部の所属長に報告し指示を受けること、iii) 負傷者をひとりにさせずスタッフが付きそうことを明記。報告の内容としては、①負傷者数、②同伴者や付添者の有無、③負傷者の年齢や性別、④発生場所の状況、⑤意識の有無、⑥怪我の様子や出血の有無など具体的かつ実用的な内容となっている。

- 従業員は、原則として、簡易無線機を携帯している。

事例表 2-11 従業員に第一発見者が取るべき基本的な動作を具体的かつ端的に示したアセスメントノートを常時携帯させているもの（株式会社西武ライオンズ（メットライフドーム））

[施設等の概要]

- メットライフドームの概要

昭和 54 年から西武ライオンズの本拠地球場となり、平成 11 年からはドーム球場となった。収容人数は 3 万 3,556 人（平成 27 年 4 月現在）

- 管理・運営会社（株式会社西武ライオンズ）の概要

昭和 25 年西鉄野球株式会社として登記。昭和 53 年福岡野球株式会社より株式会社西武ライオンズに商号変更。事業内容は球団経営

- AED の設置状況

ドーム内には、3 塁側 B1 エレベーター、1 塁側 B1 エレベーター、医務室、グラウンドレベル（グラウンドにつながる選手等関係者の専用通路）に各 1 台ずつ、計 4 台設置されている。ドーム外には、インフォメーション、事務所 2 階、第二球場放送室に各 1 台ずつ、計 3 台設置されている。また、携行用として、4 台の AED を保有している。

[取組の概要]

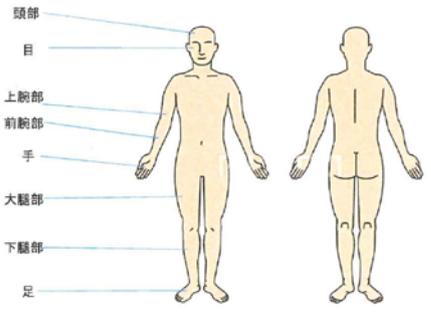
- 試合時に、ドーム内で傷病者が発生した場合に備えて、①自社社員のほか、②委託先の警備や案内などの社員（試合時に、約 250 人が配置）各自に、常時、アセスメントノートを複数枚携行させる。

- この用紙は、あらかじめ所定の欄に、①「傷病者情報」（i）氏名など傷病者の基本的な情報、ii）事故又は病気の状況、iii）怪我の種類、iv）出血の有無、v）痛みの度合い、vi）受傷箇所（身体図の該当箇所に○印）を記録、チェックできる様式となっているほか、手順として、②「”倒れている人”を発見した場合は意識レベルの確認」（開眼（Awake。「見た目で意識がある」）、声（Voice。「呼びかけに反応」）、痛み（Pain。「つねるなどの痛みに反応」）、反応なし（Unresponsive））、③「直ちに救急車と AED 要請（呼吸・心拍の確認→A B C D アプローチ）」、④「呼吸してなければ直ちに心肺蘇生（※医師又は救急車が到着するまで）」（胸骨圧迫（Circulation）、気道確保（Airway）、呼吸（Breathing）、除細動（Defibrillation））と、端的に記載

- 特に、④の各段階について、i）「胸骨圧迫」では「胸の真ん中を強く【5cm】早く 30 回押

す)、ii)「気道確保」では、「人工呼吸前に気道開通の有無。異物などによる気道狭窄の確認」、iii)「呼吸」では、「胸骨圧迫に対し30対2で人工呼吸」、iv)「除細動」では、「AED到着後直ちに電源オン」と、基本的な動作も具体的かつ端的に明記されており、救命活動の予備知識がない者でも、要点を外すことなく、容易に対応できる内容となっている。

アセスメントノート

傷病者情報		受傷箇所 ※該当箇所に○を付ける	
日付	発生場所・時刻		
氏名	保護者/同伴者		
年齢	性別		
所番	既往歴 (備考)		
事故又は病気の状況			
1. 被打球 2. 転倒 3. 殴打 4. 虫刺され 5. その他 6. 病気の疑い			
怪我の種類	出血の有無		
1. 裂傷	有 ・ 無		
2. 擦傷	※出血の具合		
3. 打撲(骨折疑い)			
4. 捻挫疑い	痛みの度合い		
5. 刺し傷	※最悪の痛みを10段階で10とした場合		
6. 火傷	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10		

"倒れている"人を発見した場合は意識レベルの確認 (AVPU=アブプ)			
A. (Awake) 開眼 見た目で意識がある A+O x 4 = 誰、どこ、いつ、何してた A+O x 3 = 誰、どこ、いつ A+O x 2 = 誰、どこ A+O x 1 = 誰 A+O x 0 = 回答不能	V. (Verbal) 声 呼びかけに反応	P. (Painful) 痛み つねるなどの痛みに応	U. (Unresponsive) 反応なし
<p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">直ちに救急車とAED要請</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">呼吸・心拍の確認 → ABCDアプローチ</p>			

呼吸をしなければ直ちに心肺蘇生 ※医師又は救急隊が到着するまで			
C. (Circulation) 胸骨圧迫 胸の真ん中を強く[5cm]早く30回押す	A. (Airway) 気道確保 人口呼吸前に気道開通の有無 異物などによる気道狭窄の確認	B. (Breathing) 呼吸 胸骨圧迫に対し30対2で人工呼吸	D. (Defibrillation) 除細動 AED到着後に直ちに電源オン

注) 蜂に刺されて、呼吸困難、吐き気、動悸、めまい、意識障害、全身性じんましんが発生した場合は「**その場で救急要請**」

事例表 2-12 普通救命講習受講率日本一を目指す取組を行っているもの (習志野市消防本部)

1 普通救命講習受講率日本一を目指す実施計画

習志野市消防本部は、平成 18 年度に市内の公共施設 47 か所に AED が整備されたことを契機として、市民を対象とした応急手当講習の取組を本格化させている。

平成 23 年 4 月に消防団出身の現市長が就任し、市民の安全、安心を確保するための第一歩として、行政と市民が一体となった救急体制の構築が必要との認識に至った。このため、同市消防本部は、①職員の資質向上、②最新の法・知識・技術の導入、③医療機関との連携、④応急手当の普及啓発活動に取り組むこととし、救命の鍵となるのは、救急車が到着するまでのバイスタンダーによる応急手当であるとの認識に立ち、応急手当普及啓発活動を積極的に推進し、多くのバイスタンダーが応急手当を実施できるよう育成することが大切であるとの考えの下、平成 24 年 4 月に普通救命講習の市民受講率日本一を目指して、「普通救命講習受講率日本一を目指す実施計画 (第 1 次実施計画)」を策定した。

当該第 1 次実施計画では、計画期間を平成 24 年度から 26 年度までの 3 か年とし、市民等を対象とした普通救命講習の年間受講率 (注 1, 2) (以下「年間受講率」という。) を 24 年度に 1.7%、25 年度に 2.1%、26 年度に 2.5% とすることを目標に設定した。その結果、同市では、平成 24 年度に年間受講率 2.8% (4,567 人)、25 年度に 2.9% (4,793 人)、26 年度に 3.0% (4,929 人) と 3 年連続して目標を達成した。

(注) 1 計画策定当初の市内人口に対する該年度の普通救命講習受講者数の割合である。

2 普通救命講習受講者数には、上級救命講習受講者数を含む。

同市消防本部は、第1次実施計画に引き続き、さらに多くの市民に応急手当を認知・習得してもらおうべく、平成27年5月、27年度から31年度までの5か年を計画期間とした「普通救命講習受講率日本一を目指す実施計画(第2次実施計画)」(以下「第2次実施計画」という。)を策定した。当該計画においては、普通救命講習受講率の向上に係る目標として、年間受講率の年度0.1%以上の上昇率を目指し、計画最終年度である31年度に年間受講率3.5%を目標に掲げるとされている。

2 普通救命講習の実施状況

(1) 平成27年度から29年度までの実績

第2次実施計画が始まった平成27年度から29年度に市内で実施された普通救命講習受講者数の実績をみると、次表のとおり、中高生が受講者数の過半数を占めている状況がみられた。

表 受講者別実施状況の推移

(単位：回、人)

年度	中学校		高等学校		大学		事業所		個人等		市関係職員		合計	
	実施回数	受講人員	実施回数	受講人員	実施回数	受講人員	実施回数	受講人員	実施回数	受講人員	実施回数	受講人員	実施回数	受講人員
27	8	(33.9%) 1,614	3	(21.1%) 1,003	1	(1.1%) 51	42	(19.6%) 931	63	(13.3%) 631	31	(11.2%) 531	148	(100.0%) 4,761
28	8	(34.6%) 1,608	3	(22.0%) 1,023	1	(1.4%) 67	41	(16.2%) 752	60	(11.5%) 533	37	(14.2%) 658	150	(100.0%) 4,641
29	7	(33.7%) 1,422	3	(23.9%) 1,010	3	(3.5%) 146	64	(18.8%) 795	41	(12.0%) 508	29	(8.1%) 342	147	(100.0%) 4,223

(注) 1 消防年報(習志野市消防本部)による。

2 ()内は、構成比である。

また、同市では、市内の全ての小学校で、5年生又は6年生のいずれかを対象に、90分間の救急入門コースを実施している。

(2) 成果としての応急手当実施率の向上

同市におけるバイスタンダーによる応急手当実施率(注)についてみると、第1次実施計画開始前は50%未満であったものの、平成26年12月には約58%、平成30年9月には約61%と着実に向上している状況がみられた。

同市消防本部は、最終的には応急手当実施率80%を目指すこととしている。

(注) 心肺停止搬送患者数に対するバイスタンダーによる応急手当実施数の割合である。

(3) 普通救命講習受講者を増やすための取組

同市では、市民が普通救命講習を受講しやすい環境をつくるため、平成27年度から講習時間120分の普通救命講習の再講習コース及びeラーニングコース(注)を新設、30年度

においては、事業所の参加を促すために商工会議所での説明会、PTAの参加を促すため学校等での説明会を実施している。

さらに、学校が夏休み中の7月23日～27日、29日の午前と午後に3時間の「夏休み特別企画 普通救命講習会」を開催している。これは、講習修了後に市のマスコットキャラクターと記念撮影ができ、修了証も同キャラクター入りの限定様式としたものである。当該講習会には、通算して256人（うち親子26組）の参加があり、同市消防本部は、盛況であったため、冬休みにも開催予定であるとしている。

また、同市では、曜日にかかわらず毎月3回、9日、19日、29日に普通救命講習を開催し、市民が参加しやすい配慮がなされている。

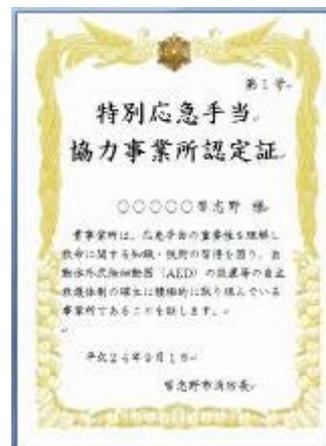
習志野市消防本部は、同市における普通救命講習体制を構築する上で、普通救命講習受講者のうち、応急手当普及員講習を修了した市民等で構成されたボランティア団体「ならしの救命普及市民の会」が定期講習や出向講習の指導者等として、指導体制の中心的役割を担っているとしている。当会は、調査日時点で、応急手当指導員有資格者を含み86人を擁している。

(注) eラーニングコースは、習志野市ホームページから応急手当WEB講習(eラーニング)を受講した人を対象とした実技中心の120分の普通救命講習である。

3 「応急手当協力事業所」等の認定制度

同市では、市内の事業所において、①従業員数の30%以上又は50人以上が普通救命講習の修了者で、その従業員が常に勤務していること、また、②事業所にAEDを設置しており、その事業所付近で事故等が発生した場合、応急手当の協力が可能であること等の条件を満たした事業所を「応急手当協力事業所」として認定している。第2次実施計画では、当該事業所の数を、現在認定している4事業所から10事業所とすることが目標とされており、平成30年9月末時点で既に10か所を達成している。

また、応急手当協力事業所とは別に、事業所内に応急手当普及員又は応急手当指導員を配置し、当該指導者等が定期的に従業員に対して普通救命講習を実施している事業所を「特別応急手当協力事業所」として認定している。



事例表 2-13 体育事故時等の事故防止を目的としたテキストを作成しているもの（さいたま市教育委員会）

さいたま市では、平成 23 年 9 月に市立小学校の児童が、駅伝の練習中に倒れ、救急搬送後に死亡する事故が発生した。この事故では、児童が倒れた当初、教員等が「児童の呼吸がある」と捉え、心肺蘇生及び AED 装着をしなかったこと、救急隊到着の際に心肺停止状態であったこと等から、学校での対応の適切さ等が検証課題となった。

さいたま市教育委員会（以下「市教委」という。）では、これらを検証した「さいたま市立小学校児童事故対応検証委員会」の報告を受け、再発防止策を徹底するため、教員研修を充実させるためのより分かりやすいテキストとして、平成 24 年 9 月に「体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～」（以下「ASUKAモデル」という。）を作成した。

ASUKAモデルは、①日常における重大事故の未然防止、②体育活動時等における重大事故の未然防止、③重大事故発生時における対応、④事故発生後の対応で構成されている。このうち、重大事故の発生を未然に防ぐための研修や訓練の実施を示した「①日常における重大事故の未然防止」では、表 1 のとおり、教職員等の危機管理に関する意識や資質の向上のため、重大事故発生時の対応訓練を全教職員で年度当初に実施することや教職員に普通救命講習（3 時間コース）を少なくとも 3 年に 1 回受講することを義務付けるものとなっている。

表 1 ASUKAモデルでの「教職員等の危機管理に関する意識や資質の向上」のための取組（概要）

- 教職員等の危機管理に関する意識や資質の向上のため、次の取組を要請している。
 - ① 重大事故発生時対応訓練や心肺蘇生法に関する研修等実施
 - ・ 重大事故により傷病者が発生した際、医療機関へ引き継ぐまでの対応訓練を自校の危機管理マニュアルに基づき、全教職員で年度当初に実施する。
 - ・ 毎年、長距離走等を始める前など必要に応じて、全職員を対象に、AEDの使用を含む心肺蘇生法の研修を実施する。
 - ② 普通救命講習 I、応急手当普及員講習会の受講
 - ・ 教職員は、少なくとも 3 年に一度、「普通救命講習 I（3 時間講習）」を受講する
 - ・ 「応急手当普及員」講習会を積極的に受講し、各学校に少なくとも 1 人は普及員の資格を有する者がいるようにする。「応急手当普及員」は普通救命講習 I の講師となる。
 - ③ 児童生徒を対象とする AED の使用を含む心肺蘇生法の実習の実施
 - ・ 中、高校生については、心肺停止に陥った人に対し AED の使用を含む心肺蘇生法ができるよう、保健体育の指導等において訓練用 AED を使用した実習を実施
 - ・ 小学生については、AED の機能の理解、設置場所の確認をさせるとともに、重大事故発生時には近くの大人に知らせるなど応急手当を手伝うことができるようにする。
 - ④ 保護者を対象とする AED の使用を含む心肺蘇生講習会の実施
 - ・ 学校保健委員会や PTA 活動等において、AED の使用を含む心配蘇生法に関する講習会を実施し、学校、家庭、地域が連携して、心肺停止に陥った人に対して心肺蘇生法を実施できるようにする。

(注) 1 ASUKAモデルから引用した。

2 下線は当局が付した。

また、危機管理体制の整備として、表 2 のとおり、①教職員が傷病者を発見した際に、傷病

の状況を正しく判断できるように、「傷病者発生時における判断・行動チャート」を作成、②救急指令センター員への説明のための記録用紙の活用、③重大事故発生に携行する機材等のパッケージ化等を示している。

これについて、市教委担当者は、「ASUKAモデルの中で、傷病者発生時における判断・行動チャートを作成し、このチャートの中に、傷病者の意識や呼吸の有無に関して「わからない」という項目を取り入れたことは教訓を活かした工夫の一つである。これにより、「わからない」場合でも、AEDをためらわずに「AED手配」として使用できるように示すことができている。」としているほか、「重大事故の発生時に携行するものを具体的にパッケージ化したことや、対応が可能であれば現場に携行するものとして、傷病人に配慮するためのシートやブルーシート等の遮蔽物や保温用毛布等について触れたことも工夫の一つである。」としている。

表2 ASUKAモデルでの「危機管理体制の整備」のための取組（主なものを抜粋）

○ 危機管理体制の整備として、次の取組を要請している。

① 傷病者発生時における判断・行動チャートの作成

傷病者を発見した教職員が、傷病の状況を判断できるように、次の「判断・行動チャート」を作成する。

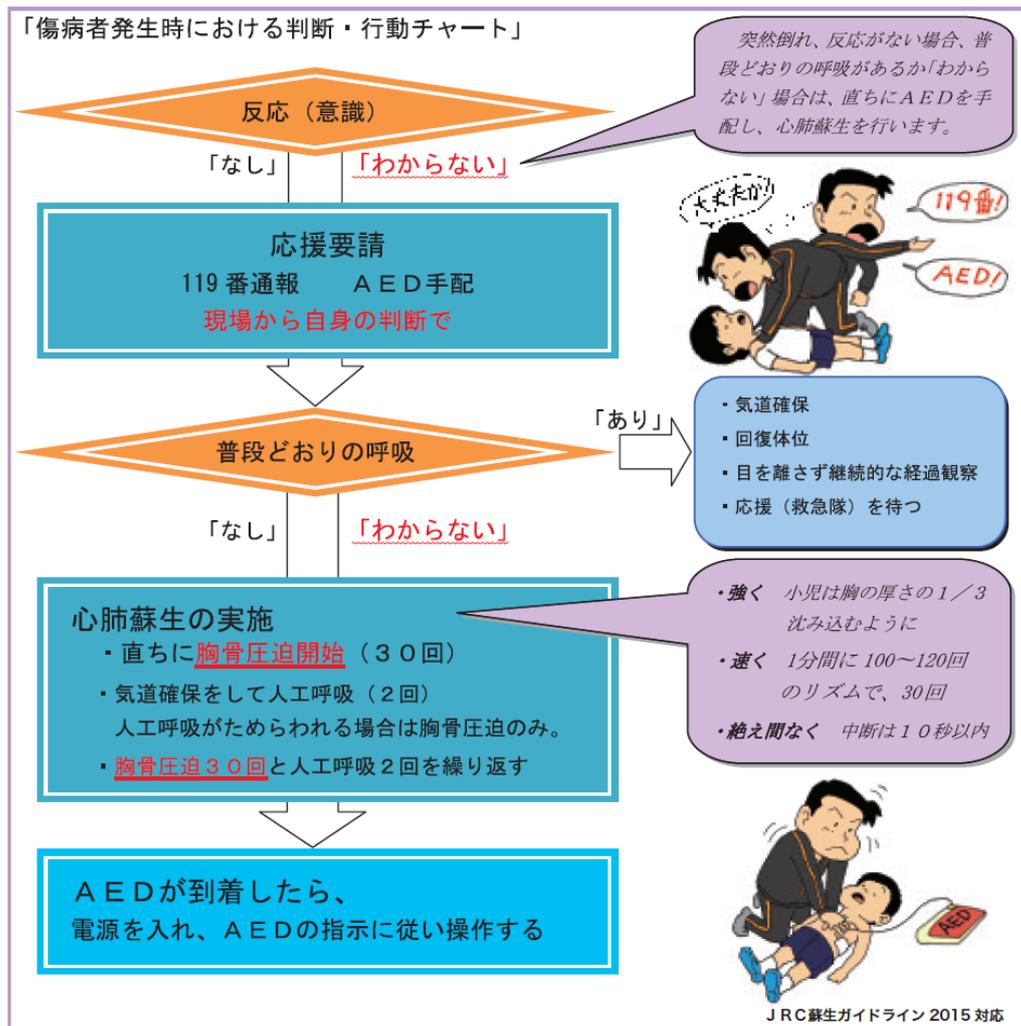


表3 ASUKAモデルでの「重大事故発生時における対応」(概要)

担当者	役割	具体的な対応
第一発見者	①傷病の状況把握	<ul style="list-style-type: none"> 意識の確認（呼びかけ、つねる等） 普段どおりの呼吸の確認 反応や呼吸について判断が付かない時は行動を開始 等
	②応援の要請	<ul style="list-style-type: none"> 近くの管理職や教職員に指揮命令者となることを要請 等
	③心肺蘇生の実施	<ul style="list-style-type: none"> 心肺停止が疑われるときは、直ちに胸骨圧迫 可能であれば、人工呼吸2回 胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返し AED到着次第、直ちに使用
応援者	指揮命令者	<ul style="list-style-type: none"> 応援に駆けつけた教職員への応急手当の指示 指示内容が確実に行われているかの報告
	管理職及び職員	<ul style="list-style-type: none"> 指揮命令内容チェックシートによる確認 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">指揮命令内容チェックシート</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 傷病者の状況を的確に把握しているか。 <input type="checkbox"/> 心肺蘇生を含む応急手当を継続して行っているか。 <input type="checkbox"/> 応援の要請をしたか。 <input type="checkbox"/> 救急車の要請をしたか。 <input type="checkbox"/> 救急指令センター員による口頭指導を伝達したか。 <input type="checkbox"/> AEDなどの重大事故発生時携行機材を手配したか。 <input type="checkbox"/> AEDの電源を入れ、パッドを装着したか。 <input type="checkbox"/> 保護者に事故概要などを伝えたか。 <input type="checkbox"/> 周辺にいる児童生徒を現場から離れた場所に移動させたか。 <input type="checkbox"/> 救急車の進入路を確保しているか。誘導の準備はできているか。 <input type="checkbox"/> 事故対応について時系列に記録をしているか。 </div>
養護教諭等		「傷病者発生時における判断・行動チャート」の確認
教職員	AED等の手配	<ul style="list-style-type: none"> AEDを含む重大事故発生時携行機材等の手配 AED到着後、速やかにパッド装着。第一発見者とともに心肺蘇生法の実施
	救急車の要請	<ul style="list-style-type: none"> 現在地や傷病者の状況などを救急指令センター員に伝える 等
	保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> 保護者へ、発生時の様子、応急手当の実施等を正確に伝える
	児童生徒の誘導	<ul style="list-style-type: none"> 周辺にいる児童生徒を遠ざけ、必要に応じ教室に誘導
	救急車の誘導	<ul style="list-style-type: none"> 救急車の進入路に障害物を確かめ、現場に誘導
	児童生徒の状況及び対応の記録	<ul style="list-style-type: none"> 事故対応等の記録を行い必要に応じて救急隊や医療機関に情報提供

(注) ASUKAモデルに基づき、当局が作成した。

市教委では、新規採用の教職員研修、体育担当の教職員への研修等さまざまな機会を通して、ASUKAモデルを周知している。

各学校においては、ASUKAモデルの内容や考えを活用した危機管理体制を整備しているほか、各学校に配布されているASUKAモデルの手順等を映像化したDVD（平成27年3月

31日作成)を活用している。

なお、このDVDは、市民等広く一般に貸出しを行っており、全国から問合せがある状況である。

事例表 2-14 救命処置に関する講習等受講等の方針（さいたま市教育委員会）

市教委では、ASUKAモデルの「項目1 日常における重大事故の未然防止」の「(1)教職員等の危機管理に関する意識や資質の向上」において、次表のように、教職員、児童生徒等への研修等の実施方法を記載し、各学校に示している。

表 ASUKAモデルの「項目1 日常における重大事故の未然防止」の記載

細目	内 容
重大事故発生時対応訓練や心肺蘇生法に関する研修等実施	① <u>傷病者発生時の対応訓練を自校の危機管理マニュアルに基づき、全教職員で年度当初に実施</u> ② <u>毎年、長距離走等を始める前など必要に応じて、全職員を対象に、AEDの使用を含む心肺蘇生法の研修を実施</u>
普通救命講習I、応急手当普及員講習会の受講	① <u>教職員は、少なくとも3年に一度、「普通救命講習I(3時間講習)」を受講</u> ② 「 <u>応急手当普及員</u> 」講習会を積極的に受講し、 <u>各学校に少なくとも1人は普及員の資格を有する者がいる</u> ようにする。 応急手当普及員は普通救命講習Iの講師となる。
児童生徒を対象とするAEDの使用を含む心肺蘇生法の実習の実施	① <u>中高校生については、心肺蘇生法ができるように、保健体育の指導等において訓練用AEDを使用した講習を実施</u> ② <u>小学生については、AEDの機能の理解、設置場所の確認をさせる等</u>
保護者を対象とするAEDの使用を含む心肺蘇生講習会の実施	○ <u>学校保健委員会(注)やPTA活動等において、AEDを含む心配蘇生法に関する講習を実施</u> (注) 学校保健委員会は、各学校に設置されており、毎年1回以上開催されている。

(注) 1 ASUKAモデルに基づき、当局が作成した。

2 下線は当局が付した。

事例表 2-15 救命活動に係る研修、講習、訓練等の実施（さいたま市教育委員会）

ASUKAモデルの「項目1 日常における重大事故の未然防止」の考え方に基づいて、各学校は、主に教職員等に対し救命活動に係る研修等を実施している。

① 傷病者発生時対応訓練

市内の学校（市立小・中・高等・特別支援学校）では、毎年度当初に、ASUKAモデルに示される重大事故発生時対応訓練である「傷病者発生時対応訓練」を実施している。

この訓練は、学校が運動会や給食時等さまざまな場面における傷病者の発生を想定して、教職員の対応（シュミレーション）訓練を行うものである。

② 普通救命講習

各学校では、普通救命講習について、全教職員が普通救命講習Ⅰ（3時間コース）を受講している。

また、当該学校の応急手当普及員の資格を得た教職員が普通救命講習Ⅰを教職員に実施しており、これにより、教職員の受講機会が確保されている。

③ 応急手当普及員講習

応急手当普及員は、各学校に少なくとも1人はおり、校内で実施する普通救命講習Ⅰの講師となっている。

市教委では、さいたま市消防局と連携して、教職員を対象とした応急手当普及員講習を毎年度開催している。

なお、市内の学校で、応急手当普及員の資格を有している教職員は、平成29年度で約700人となっている。

④ 応急手当普及員再講習

応急手当普及員の資格を有する教職員については、資格の有効期限が3年間であるため、市教委は、さいたま市消防局と連携して、当該講習の受講状況を把握しており、有効期限が切れる時期が到来する教職員には、再講習を実施している。

なお、ASUKAモデルでは、児童生徒に対しても、事例表2-14のとおり、i) 中高校生については、心肺蘇生法ができるように、保健体育の指導等において訓練用AEDを使用した講習を実施、ii) 小学生については、AEDの機能の理解、設置場所の確認をさせる等講習について具体的な対応を示しており、これを受け、各学校においても、小学校高学年（5学年以降）、中学校及び高校の児童生徒を対象に、教科の中でAEDの使用を含む心肺蘇生法実習を行っている。

事例表 2-16 家庭ごみ収集運搬車両にAEDを搭載し、乗務員に普通救命講習を受講させているもの（春日部市リサイクル推進課、春日部環境衛生事業協同組合）

1 ごみ収集車へのAED搭載の経緯

春日部市（以下「市」という。）は、春日部環境衛生事業協同組合（組合員数7社、賛助会員2社）（以下「組合」という。）から「家庭ごみ収集により市内全域を巡回しているため、このことを地域貢献に生かすことはできないか」と相談を受けたことを契機として、家庭ごみ等収集運搬車両（以下「ごみ収集車」という。）にAEDを搭載して、市民等の緊急事態の発生に備えることとし、平成28年9月、両者で「家庭ごみ等収集運搬車両への自動体外式除細動器（AED）搭載に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結した。

家庭ゴミ等収集運搬車両への自動体外式除細動器（AED）搭載に関する協定書（抜粋）

春日部市（以下「甲」という。）と春日部環境衛生事業協同組合（以下「乙」という。）は、家庭ごみ等収集運搬車両（以下「ごみ収集車」という。）への自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の搭載に関して、以下のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 乙の実施するごみ収集時において、緊急事態の発生時に備え、ごみ収集車にAEDを搭載する。

（救命対象者の範囲）

第2条 AEDを用いた救命対象者は、乗務員及びごみ収集時に急病者等を発見するなどして救命を行うことが適当と判断した者とする。ただし、乗務員の判断において、それ以外の救命に用いることを妨げない。

（AED取扱者）

第3条 ごみ収集車内におけるAEDの管理及び日常点検については乙が行うものとする。ただし、救命の場合の操作はごみ収集車乗務員に限定することなく、状況に応じて操作可能な者が行うことができる。

（AED準備等に関する役割分担）

第4条 ごみ収集車搭載用及び予備用のAEDの準備、メンテナンス、修理及び費用負担は甲が行う。

2 ごみ収集車搭載用及び予備用のAEDの保管、日常点検及び故障時の甲への連絡、並びに救命時の使用については乙が行う。

（AED設置場所）

第5条 AEDは、ごみ収集車内の甲、乙が協議して定めた場所に設置するものとする。

（AED操作講習）

第6条 乙はごみ収集車乗務員に対するAED操作に関する講習について、可能な限り受講させるよう努めるものとする。また、受講に係る旅費及び人件費等は乙または乗務員の所属する事業所の負担とする。

（AED不具合時の対応）

第 7 条 乙は A E D の故障や不具合等が発生した時は、予備用の A E D に取り替えるとともに、速やかにその旨を甲に連絡するものとする。

2 甲は乙から A E D の故障や不具合等の連絡を受けた際は、速やかに修理または交換を行うものとする。

3 前項に関する A E D の修理または交換費用については、甲の負担とする。ただし、乙に故意または重大な過失がある場合を除く。

(事故時の責任等)

第 8 条 A E D に関する事故などの責任については、乙の A E D 取扱いに関して重大な瑕疵がある場合を除き、甲が設置者として責任を負うものとする。

2 前項に規定しない要因によって訴訟等が提起された場合の対応については、甲乙協議して定めるものとする。

2 A E D 配備状況等

市は、平成 29 年 4 月から可燃ごみ収集車両全車 (26 台) 及び不法投棄・美化ごみ等収集車 (1 台) に A E D を搭載し、現在、計 27 台の A E D を搭載したごみ収集車が月曜日から土曜日までの週 6 日市内を巡回している。市は、組合員事務所に配備する予備機の A E D 4 台を含め、計 31 台の A E D を組合に提供している。

なお、市は、調査日時点で、過去、ごみ収集車に搭載された A E D が使用された例はないとしている。

3 ごみ収集車乗務員の普通救命講習受講

協定書によると、組合は、ごみ収集車乗務員 (以下「乗務員」という。) に対する A E D 操作に関する講習について、可能な限り受講させるよう努めるものとされている。調査日時点で、組合に所属する乗務員の A E D 操作に関する講習の受講状況についてみると、平成 28 年 7 月から 9 月までに 54 名、平成 29 年 2 月から 3 月までに 51 名の乗務員が普通救命講習を受講していた。

当該講習の実施に当たっては、市リサイクル推進課が普通救命講習受講会場の設営、講師となる市消防との折衝等を中心となって行っていた。同課は、乗務員に対する普通救命講習の再講習について、同課としては定期的な受講が必要であると考えており、今後、組合側と相談しながら話を進めるとしている。

4 日常点検及び表示等の状況

今回ヒアリング対象とした上記組合の組合員にあたる有限会社あすま商事 (以下「あすま商事」という。) では、市から予備機を含め 9 台の A E D の提供を受けている。

あすま商事は、ごみ収集車に搭載されている A E D の日常点検について、毎日各乗務員が乗車前に A E D のインジケータの確認を行い、「A E D 日常点検チェックリスト」に結果を記録した後、車に積み込んでいるとしている。また、毎月消耗品の交換時期を確認し、上記チェックリストに記載しているとしている。

同社のAED管理責任者にあたる事業部長は、上記不法投棄・美化ごみ収集車に乗務しているが、当局調査の際に確認したところ、毎日AED日常点検チェックリストに点検結果を記録していることが確認できた。

なお、当該ごみ収集車のAEDは、全てリモート監視システムの対象となっており、あすま商事によると、過去、走行中の振動が原因で異常を感知したとの連絡が数回あったとしている。

当該ごみ収集車には1台ごとに4か所（正面、後部、左右側面）のAED表示ステッカーが貼られている。



3 AEDを使えるか

(1) 常に使える状態に（日常点検等）

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>(AEDの法律上の位置づけ)</p> <p>AEDは、適切な管理がなされないと緊急時に正常に作動せず、救命できない最悪の事態も想定されるため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）において、「高度管理医療機器」（注）に該当するものとして厚生労働大臣の指定を受けている。</p> <p>（注） 医療機器であって機能の障害が生じた場合において人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものである。</p> <p>(厚生労働省によるAEDの適切な管理等の周知依頼)</p> <p>厚生労働省は、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成21年4月16日付け医政発第0416002号、薬食発第0416002号医政局長、医薬食品局長通知。以下「平成21年厚労省通知」という。）等によりAEDの設置者等に対して次のような対応を求めている。</p> <p>i 日常点検の実施</p> <p>AEDには正常に使用可能かどうかの自己診断機能を有しており、毎日自動的に本体の機能チェックが行われ、チェック結果については、インジケータのランプの色や画面の表示によって知ることができる。このため、点検担当者を配置し、取扱説明書に従ってインジケータのランプ等を確認することによってAEDが正常に使用可能な状態であることの点検を原則として毎日実施し、記録する。</p> <p>ii 消耗品の管理</p> <p>体に貼る電極パッド及びバッテリーの消耗品については使用期限が定められており、使用期限を過ぎると電極のパッドの変質等やバッテリーの消耗によって十分な効果が得られないことや作動しない可能性があるため、AED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に交換を適切に実施する。</p> <p>また、同省のホームページ上ではAEDの設置者等に対して、AEDの設置者等をお願いしたい事項の一つとして、日常点検等の実施について次のとおり要請している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>AEDの設置者は、設置したAEDの「点検担当者」を配置し、次に掲げる日常点検等を実施させてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AEDのインジケータの表示を日常的に確認すること。 ・ 消耗品（電極パッド及びバッテリー。以下同じ。）の交換時期を表示ラベルにより確認し、適切に交換すること。 </div>	<p>図表3-(1)-1、2</p> <p>図表3-(1)-3、4</p>

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認すること（以下「日常点検」という。）の具体的頻度については、厚生労働省からの平成21年4月16日付けの「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」に添付された「AEDの適切な管理等の実施に係るQ&A」に以下のとおり原則として毎日実施することとされている。

Q9 インジケータの確認は、毎日、行わなければなりませんか。

A AEDは本体にプログラムされた自己診断機能により、毎日、毎週、毎月のサイクルで機能チェックを行なっていますので、点検担当者は、取扱説明書に従い日常的に、その結果を確認して下さい。

ただし、設置された施設や事業所の休日などで、AEDを使用しないことが明らかな時には、点検を実施しなくても構いません。設置場所などを十分考慮の上、適切に点検を行なって下さい。

また、厚生労働省では、インジケータのランプの色等で使用可能な状態であるかなど日常点検の結果を残すことも求めている。定まった様式はなく、販売業者等作成の点検記録でも構わないとしており、保管期間についても直近の1か月程度が望ましいとされている（上記Q&A10～12参照）。

なお、厚生労働省では、日常の点検が難しい、忘れがちといった場合には、製造・販売会社が提供しているサポートサービス（注）の活用を勧めている。

（注） サポートサービスの例

- ・ AEDに自己診断機能があり、自己診断した結果を製造・販売会社に自動で送信。製造・販売会社は、受信した情報を基に、メールなどで維持管理に必要な情報を購入者、または設置者に提供する。
- ・ 購入者や設置者は、Webサイト上に設けられた専用ページに消耗品の使用期限などを登録することができ、メールなどで消耗品の交換時期のお知らせや関連情報の提供を受けることができる。

【調査結果】

ア 調査対象機関におけるAEDの設置状況

今回、調査対象の国の出先機関7機関におけるAEDの設置状況は、表1のとおり、東京入国管理局横浜支局3台、埼玉労働局大宮公共職業安定所2台、関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園9台以外の施設は、1台の設置となっている。

図表3-(1)-5

図表3-(1)-6

表1 調査対象7機関におけるAEDの設置状況

(単位：台)

機 関 名	台数
さいたま地方法務局所沢支局	1
東京入国管理局横浜支局	3
東京国税局豊島税務署	1
関東信越国税局川口税務署	1
埼玉労働局大宮公共職業安定所	2
関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園	9
関東運輸局埼玉運輸支局	1

(注) 1 当局の調査結果による。

2 埼玉労働局大宮公共職業安定所の2台のうち1台は出先機関に設置している。

イ 調査対象機関における日常点検等の実施状況

今回、調査対象の国の出先機関7機関におけるAEDの日常点検の実施状況をみると、表2のとおり、実施を確認できないものが3機関、実施しているものが4機関であった。このうち、さいたま地方法務局所沢支局、東京入国管理局横浜支局は、日常点検の記録を残しており、東京入国管理局横浜支局は、当局の調査を契機に平成30年8月から点検結果の記録を開始した。

なお、東京入国管理局横浜支局を除く調査対象6機関では、上部機関から平成21年度厚生労働省通知又は当該上部機関独自の通知等に基づいてAEDの日常点検等を実施するよう指示を受けている。

図表 3- (1) - 7, 8

図表 3- (1) - 9

表2 調査対象7機関におけるAEDの日常点検等の実施状況

(単位：機関)

区 分	点検担当者 の配置	日常点検の実施	
			うち点検結果を 記録
実施している	あり	4(さいたま地方法務局所沢支局、東京入国管理局横浜支局、関東信越国税局川口税務署、関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園)	2(さいたま地方法務局所沢支局：独自様式、東京入国管理局横浜支局：メーカー様式)
調査日時点では、 実施を確認できない	あり(月1 回程度点 検を実施)	1(関東運輸局埼玉運輸支局)	—
	なし	2(東京国税局豊島税務署)	—

		務署、埼玉労働局大 宮公共職業安定所)	
--	--	------------------------	--

(注) 当局の調査結果による。

調査日時点で日常点検の実施を確認できない機関のAEDについては、異常はみられなかった。

また、消耗品の交換については、AEDの購入先又は貸借先の事業者から交換時期を逸しないよう連絡があることなどから、使用期限が過ぎた消耗品はみられず、いずれの機関においても適切に実施されていた。

ウ 調査対象機関の有益な取組例

① 日常点検の実施に当たって、規程を定め、ダブルチェックにより確実に日常点検を実施しているもの(さいたま地方法務局所沢支局)

さいたま地方法務局所沢支局では、さいたま地方法務局(以下「本局」という。)が定めた「自動体外式除細動器(AED)管理要領」(平成22年3月11日付け総庶他(3)第517号さいたま地方法務局総務課長及び会計課長連名。以下「管理要領」という。)に基づいて、表3のとおり日常点検等を実施している。

事例表 3- (1)
-1

表3 さいたま地方法務局所沢支局における日常点検等の実施状況

項目	概要
点検担当者の配置	AED管理者(総務課長)が点検担当者として総務課民事専門官を指名
日常的な確認	① 点検担当者は、1日1回AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを確認し、所定の点検記録簿の「点検担当者確認印」欄に押印 ② AED管理者である総務課長が当該点検記録簿に点検担当者の確認印が押されていることを確認し、当該記録簿の「AED管理者確認印」欄に押印
適切な消耗品の管理と交換	① 同支局では、パッド、バッテリー等の交換時期等をAED本体のラベルに記載。日頃から交換時期を把握。交換後にラベルの記載を修正 ② 本局では、管理台帳により支局等に設置されているAEDに係る消耗品等の交換時期(パッド、バッテリー)を把握しており、交換が必要となった場合には、本局で当該消耗品等(パッド、バッテリー等)を調達、業者を手配し、支局等に連絡をした後に、支局等の職員に設置等を立ち会ってもらい、交換することとしてい

る。交換後には、台帳に交換年月日を記録

(注) 当局の調査結果による。

以上のように、1日1回のインジケータのランプの確認については、点検担当者の確認結果をAED管理者が更に確認する、消耗品の交換については、支局ではラベルにより、本局では管理台帳によりそれぞれ把握することにより、日常点検等が確実に励行される仕組みになっている。

また、管理要領においては、AED管理者にあつては、原則として消防機関等が実施する普通救命講習を受けること、点検担当者にあつても、原則として消防機関等が実施するAEDの操作を含む救命講習を受けることとされている。

上部機関と下部機関とで相互に消耗品の管理を行うことは、交換時期を逸することを防止できるので、職員規模が小さい出先機関では有効と考えられる。

② 庁舎の出入口の解錠時に併せ日常点検を実施しているもの（関東信越国税局川口税務署）

川口税務署では、毎朝、総務課職員が庁舎の出入口の解錠を行っている。これに併せて、AEDのインジケータも確認している。毎日欠かさず行う業務に付加することによって、確実にAEDの日常点検が行われている。

エ 民間事業者等の有益な取組例

調査対象とした独立行政法人等3機関、特殊法人2機関及び民間事業者4事業者の中には、毎日の設備等の巡回点検に当たって、AEDの日常点検を組み込んでいるものがみられた。毎日、AEDだけを点検するのではなく、他の設備等の点検と併せて実施することが効率的かつ確実な実施が期待できると考えられるので、国の出先機関等においても日常点検をする上で有益とみられる。

① 社員が各種設備の点検の中でAEDの日常点検を実施しているもの（東京地下鉄株式会社（綾瀬駅））

東京地下鉄株式会社（綾瀬駅）では、AEDの日常点検は、助役が1日当たり数回行う駅の各種設備の巡回点検の中で行われている。

② 委託会社の警備員が各種設備の点検の中でAEDの日常点検を実施しているもの（成田国際空港株式会社、イオンモール株式会社（イオンレイクタウンkaze）、株式会社パルコ（浦和店））

成田空港株式会社等3事業所は、施設内の警備業務等を委託している機関においては、緊急時に警備員が救命処置等を行うこととされているところもあり、必要な講習を受けた委託会社の警備員が施設内の巡回時において、非常口の誘導等の点灯状況の確認等と併せて1日1回AEDインジケータのランプの確認も巡回警備のルート上に組み込むことによって、確実

<p>に日常点検が行われている。</p> <p>【改善所見】</p> <p>関係行政機関は、救命処置時にAEDが正常に動作しない事態を防ぐため、平成21年厚労省通知等を再確認し、日常点検を実施している機関等を参考に、各々の下部機関が日常点検を確実に実施できる仕組みを設ける等の措置をとる必要がある（東京国税局、埼玉労働局、関東運輸局）。</p>	
---	--

図表 3- (1) -1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（抜粋）

- 医療機器（法第2条第4項）
人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く。）であつて、政令で定めるもの
- 高度管理医療機器（法第2条第6項）
医療機器であつて、副作用又は機能の障害が生じた場合（適正な使用目的に従い適正に使用された場合に限る。次項及び第七項において同じ。）において人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

（注）下線は当局が付した。

図表 3- (1) -2 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」（平成16年厚生労働省告示第298号）（抜粋）

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第五項の規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器は、同条第四項に規定する医療機器のうち、別表第一に掲げるもの（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）とする。

別表第一

818 非医療従事者向け自動除細動器

図表 3- (1) -3 「AEDの設置者等が行うべき事項について」（「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成21年4月16日付け医政発第0416002号、薬食発第0416002号医政局長、医薬食品局長通知の別紙）（抜粋）

AEDの設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるように AED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

(注) 下線は厚生労働省が付したものである。

図表 3- (1) -4 「AEDの適切な管理等の実施に係るQ & A」(平成 21 年 4 月 16 日)

区分	No.	質問	回答
点検担当者の役割と配置について	1	AEDの点検担当者は、どのようなことを行うのですか。	<p>一つめは、日常点検としてインジケータ(AEDが正常かどうかを示すランプや画面)によりAEDが使用可能な状態にあることを確認し、点検結果を記録に残すことです。(日常点検については、Q7～Q13をご参照下さい。)</p> <p>二つめは、消耗品の管理として、AEDに取り付けられている電極パッドやバッテリーの交換時期(使用期限等)を把握し、期限切れになる前に交換することです。(消耗品の管理については、Q20～Q24をご参照下さい。)</p>
	2	点検担当者の人数の目安はありますか。また、設置者が点検担当者となることはできますか。	<p>AEDが設置されている施設の規模や範囲、その台数等に応じて、点検を日常的に、実施することが可能と考えられる人員を配置することが望ましいです。また、点検担当者を当番制とし、複数人の配置を行なうことでも差し支えありません。</p> <p>なお、設置台数等から考えて、設置者自らが点検を行うことが可能と判断される場合は、設置者が点検担当者となっても差し支えありません。</p>
	3	点検担当者に資格は必要ですか。	<p>設置者が上記の日常点検等を適切に実施できると認める方であれば、特に資格は必要としません。しかし、AEDの使用等に関する講習を受講していることが望ましいです。</p> <p>なお、設置者自らが点検担当者となる場合も同様です。</p>
	4	点検担当者の役割を委託することはできますか。	<p>AEDの購入店や製造販売業者(以下「販売業者等」という。)と保守契約を結ぶなどして委託してもかまいません。</p>
	5	病院内におけるAEDについても、同様の取扱いですか。	<p>その通りです。医療機関や消防署等に設置されるAED(一般の方が使用できる製品に限る。)も同様に表示ラベルを取り付けることとしています。また、日常的なインジケータの確認や点検記録の保管についても同様です。</p>
	6	病院においても、点検	<p>一般の方が使用できるAEDについては、点検担当</p>

		<p>担当者を配置する必要がありますか。</p>	<p>者を配置いただくこととなりますが、医療機器安全管理責任者等が点検担当者となり、日常的な点検を実施していただくことで差し支えありません。</p> <p>なお、Q2に述べたように、設置台数などにより、点検担当者として複数人を配置することも可能です。</p>
日常点検について	7	<p>なぜ、インジケータを確認しなければならないのですか。</p>	<p>AEDは自己診断機能を有しています。本体の機能チェックが自動的に行なわれ、問題を認めた場合には、インジケータのランプの色や画面の表示によりその異常を知らせてくれます。そのため、点検担当者がインジケータを確認し、正常に使用可能な状態であることを点検する必要があります。</p> <p>万が一、インジケータが異常を示している場合には、取扱説明書に従って対処し、必要に応じて販売業者等に点検や修理を依頼して下さい。</p>
	8	<p>インジケータは、どのように確認すればよいですか。</p>	<p>正常に使用可能な状態を示すインジケータのランプの色や画面の表示は、製品により異なります。お手持ちのAEDの添付文書や取扱説明書をご覧下さい。</p>
	9	<p>インジケータの確認は、毎日、行わなければならないりませんか。</p>	<p>AEDは本体にプログラムされた自己診断機能により、毎日、毎週、毎月のサイクルで機能チェックを行なっていますので、点検担当者は、取扱説明書に従い日常的に、その結果を確認して下さい。</p> <p>ただし、設置された施設や事業所の休日などで、AEDを使用しないことが明らかな時には、点検を実施しなくても構いません。設置場所などを十分考慮の上、適切に点検を行なって下さい。</p>
点検記録について	10	<p>どのような内容を記録するのですか。</p>	<p>日常点検の結果として、インジケータのランプの色や画面の表示等により使用可能な状態であるか等を記載する（例えば、丸印を付けるなど）のみで十分です。</p> <p>なお、電極パッドやバッテリーの交換時期については、点検記録に記載する必要はありませんが、常に時期を把握しておいて下さい。</p>
	11	<p>点検記録には、決められた様式などがありますか。</p>	<p>決められたものはありませんので、設置者又は点検担当者の方がご自身で作成していただいて結構です。例えば、カレンダーに丸印を記入するのみでもよいです。</p>

		<p>なお、販売業者等が点検記録表を提供しますので、それらをご活用いただくことも可能です。</p>	
	12	<p>点検記録は、どの程度保管しなければなりませんか。</p>	<p>点検記録の保管期間については、とくに規定していません。AEDを使用する際、そのAEDが正常状態であったことがわかるように、直近の1ヶ月程度を目安に記録を保管することが望ましいです。</p>
	13	<p>家庭内での使用のみを目的にしていますが、点検記録の保管は必要ですか。</p>	<p>(略)</p>
表示ラベルについて	14	<p>表示ラベルとは何ですか。</p>	<p>点検担当者が電極パッドやバッテリーの管理を円滑に行うために、必要な情報（交換時期や使用期限等）が記載されたものです。AED本体又は収納ボックス等に、必ず取り付け又は貼り付けて下さい。</p> <p>なお、今後、新規にAEDを購入した場合には、販売業者等により消耗品の交換時期を記載した表示ラベルが取り付けられた状態で納品又は設置されます。</p>
	15	<p>すでに設置されているAEDにも表示ラベルが必要ですか。</p>	<p>すべてのAEDに必要です。すでに設置されているAEDについては、販売業者等が把握している販売先の記録に基づいて、購入者もしくは設置者宛に表示ラベルと電極パッドやバッテリーの交換時期に関する情報等が届けられます。点検担当者は、表示ラベルに交換時期等の必要事項を書き込み、お手持ちのAEDに取り付け又は貼り付けて下さい。</p> <p>なお、表示ラベルは、準備が出来次第、提供されることとなっております。周囲のAEDに表示ラベルが取り付けられた後も表示ラベルが提供されない場合には、お手持ちのAEDの販売業者等にお問い合わせ下さい。</p>
	16	<p>表示ラベルの取付け位置はどこがよいのですか。</p>	<p>通常設置された状態が表示ラベルに記載された電極パッドやバッテリーの交換時期等の情報が確認できるように、配慮する必要があります。とくに収納ボックス内に設置しているAEDに表示ラベルを取り付ける場合には、ボックスの扉を開けることなく、記載内容が確認できるように、取り付け位置に注意して下</p>

		さい。 また、表示ラベルによりインジケータが隠れることのないように注意して下さい。詳しくは販売業者等にお問い合わせ下さい。
	17	表示ラベルへの記入は、誰が行うのですか。 電極パッドやバッテリーを交換した際には、点検担当者が次の交換時期や使用期限等を表示ラベルに記入して下さい。記入するための表示ラベルやシールは、新たに購入した電極パッドやバッテリーに添付されてきます。記入の仕方等、ご不明な点については、販売業者などにお問い合わせになるか、製品のホームページをご参照下さい。
	18	表示ラベルを紛失した場合、どのようにすればよいですか。 お手持ちのAEDの販売業者等にご連絡下さい。
	19	表示ラベルが取付けられていない場合がありますか。 AEDの販売業者等と契約を結び、電極パッドやバッテリーの管理を委託している場合(Q4参照)には、表示ラベルを取り付けていないことがあります。ただし、その場合には表示ラベルのかわりに、「〇〇社が電極パッドやバッテリーの管理を行っています」などの表示がされています。
消耗品(電極パッドやバッテリー)の管理について	20	電極パッドやバッテリーはどのくらいの期間で交換が必要ですか。 電極パッドやバッテリーの使用期間は製品によって異なりますので、お手持ちのAEDの添付文書や取扱説明書でご確認いただくか、販売業者等にお問い合わせ下さい。
	21	使用していない電極パッドでも、交換時期が来たら必ず交換する必要があるのですか。 使用期限を過ぎると身体に貼る電極パッドの変質や接着面の乾燥が起こることがあります。そのような電極パッドを使用して電気ショックを行うと、パッド貼付部を火傷したり、十分な電気ショックが与えられない又は身体に貼ることができない可能性もあります。交換時期が来たら、新しい電極パッドへの交換が必要です。
	22	他社の電極パッドを使用することはできるのですか。 お手持ちAEDに指定された電極パッドを使用して下さい。指定品以外のものを使用すると、動作不良を起こしたり、AED本来の性能を発揮できない可能性があります。
	23	AEDを一度も使用 日常点検の項(Q7)で述べたように、AEDは自己

	していませんが、バッテリーは交換時期が来たら必ず交換するのですか。	診断機能を有していますので、常に一定の電力を消費しています。救命処置に使用しなくともバッテリーは消耗しますので、交換する必要があります。
24	設置環境や使用状況によってバッテリーの使用期間が異なることですが、どのような状況で変化が生じるのですか。	一般的にバッテリーは周囲の温度が高い状態で消耗が早いとされています。また、AED講習などのためにAED本体のフタを開けたり、救命処置のために除細動を行ったりすると、バッテリーの寿命は短くなります。

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当局が作成した。

図表 3- (1) -5 厚生労働省作成「日頃からAEDを点検しましょう！」

いざという時、きちんと使えるように 日頃からAEDを点検しましょう！



いざという時に、AED (自動体外式除細動器)がきちんと使えるように日頃から点検しましょう。バッテリーや部品などは、正常に働く期間が決まっています。設置してから年月が経過している場合には、使用期限が切れていないか確認しましょう。日頃の点検が、大事な命を救います。

【日常点検での確認事項】

インジケータの確認

AEDには、正常に動くかどうかを示すためのインジケーター*が付いています。日常点検する際には、インジケータの表示を確認し、記録しておきましょう。

* AEDの状態を確認するためのランプや画面

消耗品の交換

電極/パッドやバッテリーには使用期限や寿命があります。これらの消耗品の交換時期が分かるよう表示ラベル*を付けましょう。表示ラベルにしたがって、使用期限が来たら、交換するようにしましょう。

* 製造・販売会社から提供されます。

【問い合わせ先】

製品名	製造・販売会社	連絡先	ホームページ
パラメディックCU-ER1 アイパッドNF1200 シーユーSP1	株式会社 CU	AEDコールセンター 0120-910-256	http://www.japan-cu.com/
カルジオライフ (cardiolife)	日本光電工業 株式会社	AED保守受付センタ 0120-233-821	http://www.aed-life.com/
ライフパック (LIFEPACK) サマリタン (Samaritan)	日本ストライカー株式会社 (旧フィジオコントロール ジャパン株式会社)	ライフパックお客様センター 0120-715-545	http://www.physio-control.jp/
ハートスタート (HEARTSTART)	株式会社フィリップス -ジャパン	AEDコールセンター 0120-802-337	http://www.philips.co.jp/AED/index.page
	フクダ電子株式会社	AEDコールセンター 0120-86-1817	https://www.fukuda.co.jp/aed/
ZOLL AED Plus 半自動除細動器	旭化成ゾールメディカル 株式会社	旭化成AEDコールセンター 0800-222-0889	http://www.ak-zoll.com/
自動体外式除細動器レス キューハート(HDF-3500) パワーハート G3 (HDF-3000)	オムロンヘルスケア 株式会社	AEDカスタマーサポートセンター 0120-401-066	https://www.aed.omron.co.jp/
カーディアックレスキュー RQ-5000	日本ライフライン 株式会社	AEDコールセンター 0120-001-332	http://www.aed-rescue.com

<AEDの設置情報登録のお願い>

AEDの設置場所についての情報を共有し、いざという時の救命の効果を高めるために、AEDの設置情報の登録を積極的に行ってください。厚生労働省では、一般財団法人日本救急医療財団を通じて全国のAED設置情報を分かりやすく公開し、AEDの積極的な活用を促しています。登録方法等につきましては、お手持ちのAEDの販売業者または日本救急医療財団へお問い合わせください。

(参考) 日本救急医療財団 全国AEDマップ (一般財団法人日本救急医療財団)
<https://www.qqzaidanmap.jp/>

AEDの点検、ここがポイント！

継続的な点検が大事

いざという時のために、AEDの点検は継続的に実施することが重要です。うっかり忘れないように、点検の記録をつけ、定期的にチェックする習慣をつけましょう。点検の担当者が代わった時は注意が必要です。点検の必要性を十分に認識するとともに、しっかり引き継ぎをしましょう。

サポートサービスの活用を！

日常の点検が難しい、忘れがちといった場合は、製造・販売会社が提供しているサポートサービスの活用を検討しましょう。また、製造・販売会社などと契約し、AEDの管理自体を委託することも可能です。提供されているサポートサービスは各社で異なりますので、詳細は、お持ちのAEDの製造・販売会社にお問い合わせください。

[サポートサービスの例]

- AEDに自己診断機能があり、自己診断した結果を製造・販売会社に自動で送信。製造・販売会社は、受信した情報を基に、メールなどで維持管理に必要な情報を購入者、または設置者に提供する。
- 購入者や設置者は、Webサイト上に設けられた専用ページに消耗品の使用期限などを登録することができ、メールなどで消耗品の交換時期のお知らせや関連情報の提供を受けることができる。

製造・販売会社からのハガキやメールに注意

電極パッドやバッテリーなどの消耗品の使用期限が近づいたら、製造・販売会社からハガキやメールで、交換のお知らせが来ることがあります。また、電極パッドやバッテリーそのものが送られてくることもあります。日頃からハガキやメールのお知らせに注意し、交換用部品が届いたら、速やかに交換しましょう。

耐用期間の確認

AED本体の耐用期間は、使用環境、稼働時間や使用回数などを考慮し、製造・販売会社が設定しています。

耐用期間はAEDの添付文書、取扱説明書に記載されていますので、必ず、確認しておきましょう。

廃棄や譲渡する時は必ず連絡

AEDは高度管理医療機器、特定保守管理医療機器として、製造・販売会社が設置場所を登録・管理しています。

そのため、設置しているAEDを廃棄したり、譲渡したりする時は、必ず、製造・販売会社に連絡してください。



厚生労働省

厚生労働省 医薬・生活衛生局医薬安全対策課 電話：03-5253-1111（代表）内線2751,2758

AEDの管理について詳細はホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/aed/

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医薬品・医療機器

>AEDの点検をしていますか

2/2

(注) 厚生労働省の資料による。

図表 3- (1) -6 調査対象機関におけるAEDの設置状況

機関名	設置台数	配置場所	備考
さいたま地方法務局 所沢支局	1	2階玄関ホール内	
東京入国管理局 横浜支局	3	1階エレベーター前 2階エレベーター前 3階エレベーター前	
関東信越国税局 川口税務署	1	1階玄関ロビー	
東京国税局 豊島税務署	1	1階総合窓口	
埼玉労働局 大宮公共職業安定所	2	1階外国人紹介窓口	うち1台は出先機関（ハローワークプラザ大宮）
関東地方整備局 国営武蔵丘陵森林公園	9	利用安全車両(2)、救護室(1)、水遊び場(1)、植物園(1)、運動広場売店(1)、改札(3)	利用安全車両は、園内巡回車両である。
関東運輸局 埼玉運輸支局	1	1階東側自動ドア付近	

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (1) -7 調査対象機関における A E D の設置及び日常点検等の実施状況

機 関 名 (A E D の設置状 況)	取 組 内 容		
	点検担当者の 配置	日常点検の実施	消耗品の適切な交換
さいたま地方法務局 所沢支局 (設置台数：1 台)	さいたま地方法務局が定めた「自動体外式除細動器 (A E D) 管理要領」に基づく。		
	A E D 管理者の 総務課長が民事 専門官 (総務課内 の係長級) を指名	実施している。 本局が定めた「点検記 録簿」に記録。A E D 管理者が点検記録を 確認	支局は、A E D 本体 のラベルの記載から、 日頃から交換時期を 把握 本局が契約した業 者が実施
東京入国管理局 横浜支局 (設置台数：3 台)	庁舎管理室の職 員	実施している。 メーカーが定めた「点 検表」に記録 (当局の 調査を端緒に平成 30 年 8 月から記録開始。 月 1 回の点検 (ブザー・ スイッチ等の作動状 況、外観の確認、付属 品の確認) も実施)	庁舎管理室の職員 が実施
東京国税局 豊島税務署 (設置台数：1 台)	指名等なし (東京 国税局からの通 知では指名する こととされている)	調査日時点では実施 していない。 (東京国税局からの通 知では、取扱説明書に 基づき「毎日点検」と 「毎月点検」を実施す ることとされている。)	東京国税局が契約 した業者が実施
関東信越国税局 川口税務署 (設置台数：1 台))	総務課総務係長 又は総務係員	実施している。 記録は作成していな い。	関東信越国税局が 契約した業者が実施
埼玉労働局 大宮公共職業安定所 (設置台数：2 台)	指名等なし	調査日時点では実施 していない。	埼玉労働局が契約 した業者が実施

関東地方整備局 国営武蔵丘陵森林公園 (設置台数：9台)	委託業者の社員	サポートサービスを利用して実施している。	リース先の業者が実施
関東運輸局 埼玉運輸支局 (設置台数：1台)	総務部門の職員	調査日時点では実施していない。 (月1回程度、収納ボックスの清掃を兼ねて点検を実施)	関東運輸局が契約した業者が実施

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-8 日常点検の実施を確認できない機関における説明及びこれに対する当局の見解

機関名	説明	当局の見解
東京国税局 豊島税務署	明確な説明なし	平成21年度までは日常点検を行っていたことが確認できたが、AEDを使用したことや故障等も発生していないことから、日常点検への意識が希薄となったことが原因と考えられる。
埼玉労働局 大宮公共職業安定所	明確な説明なし	AEDを使用したことや故障等も発生していないことから、日常点検への意識が希薄なことが原因と考えられる。
関東運輸局 埼玉運輸支局	明確な説明なし	AEDを使用したことや故障等も発生していないことから、日常点検への意識が希薄なことが原因と考えられる。

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (1) -9 調査対象機関に対する上部機関によるAEDの日常点検等に関する指示
文書等の発出状況

機関名	上部機関名	文書名及び実施することとされている日常点検の内容
さいたま地 方法務局所 沢支局	さいたま地 方法務局	「自動体外式除細動器（AED）管理要領について」（H22. 3. 11 付け同局総務課長及び会計課長連名通知）
		AED管理者である支局の総務課長から選任された <u>点検担当者は</u> 、1日1回、 <u>日常点検を実施</u> （インジケータのランプ確認）し、点検表（様式）に確認印を押印、AED管理者へ点検結果を報告する。
豊島税務署	東京国税局	「自動体外式除細動器（AED）の取扱いについて（指示）」（H27. 12. 2 付け局長発税務署長あて）
		管理責任者の署総務課長から指名された <u>AED点検担当者は</u> 、取扱説明書に基づき、「 <u>毎日の点検</u> 」及び「 <u>毎月の点検</u> 」を <u>確実に実施</u> する。
川口税務署	関東信越国 税局	「自動体外式除細動器の取扱いについて（指示）」（H23. 12. 7 付け局長発税務署長あて）
		管理責任者の署総務課長から指定された <u>AED動作確認担当者は</u> 、i) <u>アラーム音がしていないか</u> 、ii) AED本体右上部分の使用準備完了 <u>ランプ</u> （AED本体右上部分）が <u>使用可</u> （3秒に1回点滅（緑）） <u>であるか</u> 、 <u>毎日確認</u> する。
大宮公共職 業安定所	埼玉労働局	「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（H26. 9. 19 付け局総務課長発安定所長あて事務連絡）
		<u>点検担当者は</u> 、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成21年4月16日付け医政発第0416002号、薬食発第0416002号医政局長、医薬食品局長通知。以下「平成21年厚労省通知」という。）を踏まえて、 <u>日常的に点検を実施</u> する。 ・インジケータの表示が正常であるか（ケースの外側から確認ができる）
国営武蔵丘 陵森林公園	関東地方整 備局	「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（通知）」（H21. 6. 9 付け局長発管内事務所長等あて）
		平成21年厚労省通知を周知

埼玉運輸支局	関東運輸局	①「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（通知）」（H21.6.9 付け局長発管内各運輸支局長等あて）
		平成 21 年厚労省通知を周知
		②「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理の実施等について（通知）」（H25.10.30 付け局長発管内各運輸支局長等あて）
		平成 21 年厚労省通知の再周知（「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施等について（再周知）」（H25.9.27 付け医政発 0927 第 7 号、薬食発 0927 第 2 号））を受けて①を再周知

- (注) 1 調査対象機関の資料による。
2 東京入国管理局横浜支局は、上部機関から指示文書等を受けていない。
3 下線は当局が付した。

事例表 3- (1) -1 AEDの維持管理等に係る規程に基づく日常点検等(さいたま地方法務局所沢支局)

【事例の説明】

さいたま地方法務局は、「自動体外式除細動器（AED）管理要領について」（平成 22 年 3 月 11 日付け総庶他（3）第 517 号さいたま地方法務局総務課長及び会計課長連名。以下「管理要領」という。）を局内の課長等並びに管内支局長及び出張所長あて発出し、具体的な管理の方法等を示している。

管理要領には、次表のとおり、管理者の責務、日常点検等の方法や消耗品の交換時の対応など、「点検表」等の様式も示しながら、規定が設けられている。

表 管理要領の主な規定内容

項 目	概 要
管理者 (第 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ AED管理者（本局：会計課長、課制支局：総務課長、その他の支局及び出張所：物品供用官）は、消防機関や医療機関等で実施する「普通救命講習」を受講し、AEDの適切な使用及び維持管理に努める。 ・ AED管理者は、毎年 1 回程度、所属の職員に対し、管内市区町村、消防機関や医療機関等が実施する「操作救命講習」（AEDの操作を含む救命講習）を受講させるよう努める。 ・ AED購入時において製造販売業者等が実施する心肺蘇生法等の救命講習と併せた操作説明会に参加した者は、普通救命講習及び操作救命講習を受講したものとみなす。
使用報告 (第 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各庁に設置のAEDが使用されたときは、AED管理者は、速やかに「AED使用報告書」（様式第 1）を作成し、本局総務課長あて報告
AEDの点検等 (第 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ AED管理者は、AEDの点検等（日常点検等）を実施する「点検担当者」を、「操作救命講習」を受講した職員の中から 1 人選任し、配置 ・ 点検担当者は、以下の日常点検等を実施し、点検実施後、点検表（様式第 2 号）に確認印を押印の上、AED管理者へ点検結果を報告 <ul style="list-style-type: none"> (1) 日常点検の実施 <ul style="list-style-type: none"> 1 日 1 回、AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを確認 (2) 表示ラベルによる消耗品の管理 <ul style="list-style-type: none"> 製造販売業者又は納入業者（製造販売業者等）から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリー等の交換時期等を記載し、その内容が外部から容易に確認できるよう取り付け、日頃から、電極パッド等の交換時期を管理 また、1 か月以内に交換が必要な消耗品を把握した場合は、AED管理者に報告し、報告を受けたAED管理者は、会計課に対し、速やかに当該消耗品の請求手続を行う。

	<p>(3) 消耗品交換時の対応</p> <p>電極パッド及びバッテリー等消耗品の交換を実施する場合は、新たな電極パッド等の表示ラベルに次回の交換時期等を記載し、AEDに取り付けるなど適切に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検担当者は、日常点検等を実施した際にAED本体又は収納ケース等に異常が見られた場合は、速やかにAED管理者に報告するとともに、同管理者の指示のもと、AED取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに会計課に対し製造販売業者等による点検依頼を行う。
AEDの維持管理 (第4)	<ul style="list-style-type: none"> 会計課長は、AED管理台帳(様式第3号)を備え付け、これを管理

(注) 法務局の管理要領に基づき、当局が作成した。

さいたま地方法務局所沢支局では、当該管理要領に基づき、点検担当者の民事専門官(総務課内の係長級)が毎日日常点検を実施し、管理要領別添の点検表に点検結果を記録している。

また、AED管理者である総務課長が当該点検記録簿を確認している。

管理要領様式第2号の点検表(部分)

自動体外式除細動器(AED)日常及び月次点検表(月分)

庁名 _____

日付	点検担当者 確認印	AED管理者 確認印	日付	点検担当者 確認印	AED管理者 確認印
1			17		
2			18		
3			19		
4			20		
5			21		
6			22		
7			23		
8			24		
9			25		
10			26		
11			27		
12			28		
13			29		
14			30		
15			31		
16					

【日常点検事項】

ステータス・インジケータが緑色に点滅したことを確認する。

外観にひび割れ及びびがたつきがないことを確認する。

1か月以内に交換が必要な消耗品(バッテリー及び電極パッド等)がないことを確認する。

付属品等が揃っていることを確認する。

さいたま地方法務局は、「AED管理台帳」により、各支局等の電極パッド（更新期間2年）、バッテリー（同4年）の「消耗品取替年月日」を把握しているので、更新時期が到来すれば、会計課（用度係）が製造販売業者等に連絡し、該当支局等にこれら業者が出向き、取り替える対応としているので、「更新期間」を経過したまま放置されることはない。

管理要領様式第3号（部分）

自動体外式除細動器(AED)管理台帳

庁名	機種名	納品業者	設置年月日	消耗品取替年月日		
				電極パッド (使用時取替え) (未使用時 年間)	電池パック (通常 年間)	その他
本局						
川越支局						
熊谷支局						
大宮支局						
秩父支局						
所沢支局						

(2) 分かりやすく、素早く（配置上の工夫）

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>（AED配置の基準）</p> <p>厚生労働省では、ガイドラインにおいては「以下のように電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が望まれる。」とされ、具体的には次表のとおり配置に当たって考慮すべきことが示されている。</p> <p>表 AEDの施設内の配置に当たって考慮すべきこと</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 心停止から5分以内に除細動が可能な配置 <ul style="list-style-type: none"> - 現場から片道1分以内の密度で配置 - 高層ビルなどではエレベーターや階段等の近くへの配置 - 広い工場などでは、AED配置場所への通報によって、AED管理者が現場に直行する体制、自転車やバイク等の移動手段を活用した時間短縮を考慮 2. 分かりやすい場所（入口付近、普段から目に入る場所、多くの人を通る場所、目立つ看板） 3. 誰もがアクセスできる（カギをかけない、あるいはガードマン等、常に使用できる人がいる） 4. 心停止のリスクがある場所（運動場や体育館等）の近くへの配置 5. AED配置場所の周知（施設案内図へのAED配置図の表示、エレベーター内パネルにAED配置フロアの明示等） 6. 壊れにくく管理しやすい環境への配置 </div> <p>（注） 「AEDの適正配置に関するガイドライン」（一般財団法人日本救急医療財団）による。</p>	<p>図表3-(2)-1</p>
<p>【調査結果】</p> <p>ア 調査対象機関におけるAEDの配置状況等</p> <p>今回、調査対象とした国の出先機関7機関におけるAEDについては、次のとおり、おおむねガイドラインに即して利用者等にとって、分かりやすく効果的に取り扱える場所に配置されていた。</p> <p>国の出先機関7機関では、施設の入口やエレベーター付近など、来庁者にとってはおおむね動線上に配置され、改めて案内図や案内表示に頼らなくても容易に見つけられる場所であった。また、施設内に維持管理業務の委託事業者が整備した7台のAEDが広い公園内に散在して配置されていた関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園を除いては、職員にとっても場所を教示されるまでもなく自ら見つけられる場所に配置されていた。同一施設内に複数のAEDを配置している機関においても、東京入国管理局横浜支局では各階のエレベーター横に統一して配置されており、また、関東地方整備局国営武蔵</p>	<p>図表3-(2)-2</p>

<p>丘陵森林公園では利用者に配布する施設の案内図に配置場所が明示されていた。</p>	
<p>イ 調査機関の参考となる取組</p>	
<p>調査対象とした国の出先機関等 7 機関における AED の配置状況等成状況を調査した結果、工夫している取組は次のとおりである。</p>	
<p>(7) 配置場所の工夫</p>	
<p>① エレベーターの近くへ配置しているもの（東京入国管理局横浜支局） 東京入国管理局横浜支局は、一般の来庁者が立入可能な各フロア（1 階、2 階、3 階）のエレベーター前に AED を配置している。</p>	<p>事例表 3- (2) -1</p>
<p>② 来庁者と職員双方が分かりやすい場所へ配置しているもの（さいたま地方法務局所沢支局、関東信越国税局川口税務署） さいたま地方法務局所沢支局及び関東信越国税局川口税務署は、AED を玄関ホールに配置していることにより、来庁者及び職員にとっても分かりやすくなっている。</p>	<p>事例表 3- (2) -2、3</p>
<p>③ 職員通用口付近に配置され、白色の壁に固定された収納ボックスが黄色のため、目立っているもの（埼玉労働局大宮公共職業安定所） 埼玉労働局大宮公共職業安定所（3 階建て）では、職員が日常的に AED の配置場所を把握でき、職員用階段に近い位置でもあるため、緊急時に 2 階以上へ短時間で運ぶことが可能である。</p>	<p>事例表 3- (2) -4</p>
<p>④ 広大な面積を有するため巡回用自動車に AED を搭載しているもの（関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園） 関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園は、広い敷地内（304ha）での傷病者発生を想定し、9 台のうち 7 台を施設内に分散配置していることに加え、利用安全車両（救護車両）2 台に AED を 1 台ずつ搭載することによって、除細動実施までの時間短縮を図っている。</p>	<p>事例表 3- (2) -5</p>
<p>(4) 案内表示等の工夫</p>	
<p>① 利用者に配布する園内案内図に AED の配置場所を明示しているもの（関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園） 関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園では、入園者に配布する公式ガイドマップ（園内案内図）に点在している AED 配置場所を明示していることにより利用者に分かりやすいものとなっている。</p>	<p>事例表 3- (2) -6</p>
<p>② 庁舎内に AED の配置場所の掲示と併せて各階案内図に AED のマークを明示しているもの（東京国税局豊島税務署） 東京国税局豊島税務署では、AED が置かれている事務室 1 階総合窓口から見える位置に AED 設置の表示を表示していることに加えて、庁舎案内図には、1 階に AED があることがマークにより図示されているので、一般の利用者に分かりやすいものとなっている。</p>	<p>事例表 3- (2) -7</p>

<p>③ 来庁者の動線上に矢印によりAEDの設置場所の案内表示をしているもの（東京入国管理局横浜支局） 東京入国管理局横浜支局では、公道に接する庁舎敷地内の一部が路線バスの折返場として開放され、庁舎に続く通路に設けられた掲示板にはAED設置を示すポスターが貼られている。ここからAEDが設置されている庁舎1階エレベーターホールまでの歩行者動線に沿ってAEDへの案内が表示されているので、分かりやすい。</p> <p>④ 庁舎入口に一次救命手当の流れについてのイラストも掲示して、救命手続を啓発しているもの（関東運輸局埼玉運輸支局） 関東運輸局埼玉運輸支局では、庁舎入口の自動ドア脇のガラスにAED設置施設であることのステッカーとともに一次救命手当の流れについてのイラストのポスターが貼られている。</p> <p>⑤ AED収納ボックスへ多言語表記をしているもの（東京入国管理局横浜支局、関東運輸局埼玉運輸支局） 東京入国管理局横浜支局及び関東運輸局埼玉運輸支局では、「自動体外式除細動器」及び「緊急時以外使用禁止」の表記を日本語のほか、英語、中国語、韓国語で併記している。</p>	<p>事例表 3-(2) -8</p> <p>事例表 3-(2) -9</p> <p>事例表 3-(2) -8 (再掲)</p>
<p>(ウ) 傷病者のプライバシーに配慮した資材の常備 多数の来客がある施設等で傷病者が発生した場合、周囲に人が集まる可能性がある。救命処置のスペースを確保するとともに傷病者を周囲の目から遮断するため、次のような資材を常備している例があった。</p> <p>① AEDの収納ボックス内にブルーシートを格納しているもの（さいたま地方法務局所沢支局）。 さいたま地方法務局所沢支局では、傷病者の目隠しの役割のほか、処置を実施する際、ブルーシートを使用することにより地面等に直接接することも防止でき衛生面からも好ましいため、はさみとともに格納している。</p> <p>② AEDの収納ボックス内にアルミブランケットとガムテープを格納しているもの（関東運輸局埼玉運輸支局） 関東運輸局埼玉運輸支局は、女性傷病者の処置を行う場合に目隠しとして使用するためアルミブランケット等をボックス内に格納しており、必要に応じて近くの記載台やホワイトボードなどを組み合わせて衝立としても使用することが可能となっている。</p> <p>(エ) 突然の心停止のリスクが想定される環境に対応したAEDの臨時配置 東京国税局では、確定申告会場を税務署外の施設に設ける場合には、局が管理している予備のAEDを当該会場に貸し出すこととしている（東京国税局管内の税務署）。</p>	<p>事例表 3-(2) -10</p> <p>事例表 3-(2) -11</p>

<p>(オ) 施設等の利用者の実態に即したAEDへの機能付加</p> <p>① 小児（未就学児をいう。以下同じ。）の傷病者を想定しているもの（関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園）</p> <p>関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園では、来園者には子どもが多いが、AED使用に際して成人と同じ強さの電気が流れると子どもにとってショックが強すぎるため、本体に小児用キーを差し込んで小児用に切り替えることによって電気を弱くする機能を備えたAEDを配置している。</p> <p>なお、小児用パッドを備え小児の傷病者に対応している機器を配置している施設もある。</p>	<p>事例表 3- (2) -12</p>
<p>ウ 民間事業者の有益な取組例</p>	
<p>調査対象とした独立行政法人等 3 機関、特殊法人 2 機関及び民間事業者 4 事業者の中にも、AEDの配置等を工夫しているものがみられた。これらの取組は、国の出先機関等にも有益とみられる。</p>	
<p>(ア) 配置場所の工夫</p> <p>① 常時開放していない館を除く各館の入口付近に配置しているもの（東京国立博物館）</p> <p>東京国立博物館では、各館の出入口に最低 1 人配置されている監視員（委託業者）が運搬できることを考慮して、各館の 1 階エントランス又は入口付近にAEDを配置している。</p> <p>② 各階の配置位置を極力統一しているもの（株式会社パルコ（浦和店））</p> <p>株式会社パルコ（浦和店）は、地下 1 階から地上 6 階までの各階に 1 台ずつ計 7 台のAEDを設置している。このうち、2 台（1 階と 5 階）は、社員が常駐しているので、カウンター内にAEDが保管されているが、5 台は、南側（青色）トイレ前に統一して設置されている。</p>	<p>事例表 3- (2) -13</p> <p>事例表 3- (2) -14</p>
<p>(イ) 案内表示等の工夫</p> <p>① 施設内に掲示している案内図や利用者に配布しているフロアガイド等にAEDの配置場所を明示しているもの（東京国立博物館、成田国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社（綾瀬駅）、イオンモール株式会社（イオンレイクタウン kaze）、株式会社パルコ（浦和店））</p> <p>東京国立博物館等 5 事業所では、施設内に掲示している案内図や利用者に配布しているフロアガイド等にAEDのマークによりAED配置場所を明示しており、利用者にも分かりやすいものとなっている。</p> <p>② ①の案内図等において、色や文字の大きさを工夫して視認性を高めているもの（成田国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社（綾瀬駅））</p> <p>成田国際空港株式会社及び東京地下鉄株式会社（綾瀬駅）では、AEDのマーク全体又は一部を赤くするなどして、目立つものとしている。</p>	<p>事例表 3- (2) -15、16、17、 18、19</p>

<p>③ 施設内のAED配置場所を図示したガイドをスタッフに携帯させているもの(株式会社西武ライオンズ(メットライフドーム))</p> <p>株式会社西武ライオンズ(メットライフドーム)は、試合開催時には外部に委託した会社から案内や警備などスタッフ約250人の派遣を受けており、ライオンズの自社社員と同様に折り畳み式のAEDの配置場所を示したガイドを携帯させている。</p>	<p>事例表 3-(2) -20</p>
<p>(ウ) 心停止のリスクがある場所(運動場や体育館等)の近くへの追加配置</p> <p>① 追加配置によってAEDを取りに行く時間を短縮したもの(独立行政法人日本スポーツ振興センター(味の素フィールド西が丘))</p> <p>独立行政法人日本スポーツ振興センター(味の素フィールド西が丘)では、従前、フットサルコート内で心停止状態の傷病者が発生した場合には、屋外テニスコートのクラブハウス内に設置されているAEDを取りに行かなければならず、救命処置をするまで時間を要してしまうので、AEDを取りに行く時間の短縮を図るため、平成30年3月に新たにフットサル施設内にAEDを追加配置した。</p>	<p>事例表 3-(2) -21</p>
<p>(エ) 突然の心停止のリスクが想定される環境に対応したAEDの臨時配置</p> <p>① 夏季のプール営業期間中にAEDを臨時配置しているもの(東武レジャー企画株式会社(東武動物公園))</p> <p>東武レジャー企画株式会社(東武動物公園)では、夏季のプール営業期間中には、プール内に看護師が常駐する看護センターを設置しAEDを配置している。</p> <p>② ドーム以外での少年野球教室開催時にAEDを携行しているもの(株式会社西武ライオンズ(メットライフドーム))</p> <p>ガイドラインによると、ボールや人間同士がぶつかる野球、空手、サッカー、ラグビーなどの競技では、心臓震盪(しんとう)による突然死が、若年者の運動中の突然死のうち20%を占めることが指摘されている。株式会社西武ライオンズでは、小学1年生から中学3年生までを対象とした野球教室を県内4か所で開催しているが、開催の都度AEDを携行している。</p>	
<p>(オ) 施設等の利用者の実態に即したAEDへの機能付加</p> <p>① 小児の傷病者を想定しているもの(独立行政法人日本スポーツ振興センター(味の素フィールド西が丘)、イオンモール株式会社(イオンレイクタウンkaze)、株式会社パルコ(浦和店))</p> <p>独立行政法人日本スポーツ振興センター(味の素フィールド西が丘)等3事業所では、子どもの利用が多数見込まれる大規模な集客施設であるので、小児用パッドの常備又は小児用への切替機能を有するAEDを</p>	<p>事例表 3-(2) -22</p>

<p>整備している。</p> <p>② 外国人の利用者を想定しているもの（成田国際空港株式会社） 成田国際空港株式会社では、外国人の利用者が多いため、AEDの操作方法について、外国人が使用できるよう日本語と英語による音声案内があるものが配置されている。</p> <p>(カ) 傷病者のプライバシーに配慮した資材の常備 多数の来客がある施設等で傷病者が発生した場合、周囲に人が集まる可能性がある。救命処置のスペースを確保するとともに傷病者を周囲の目から遮断するため、次のような資材を常備している例があった。</p> <p>① 事務室内に携行可能な折り畳み式の衝立等を備えているもの（イオンモール株式会社（イオンレイクタウン kaze）、東京国立博物館） イオンモール株式会社（イオンレイクタウン kaze）では、利用者が倒れた際に周りを囲みスペースを確保するための携行可能な組み立て式衝立を事務室内に2台常備している。東京国立博物館では、お客様サービスセンターには、具合が悪くなった来館者用に毛布と可動式の衝立を常備している。</p> <p>② 事務室内にブルーシート等を常備しているもの（東京地下鉄株式会社（綾瀬駅）） 東京地下鉄株式会社（綾瀬駅）は、毛布等の寝具とともにブルーシートを事務室内に常備している。</p> <p>(キ) 耳が不自由な人が利用可能なAEDの配置</p> <p>① ディスプレイ画面にイラストとメッセージでAEDの操作と心肺蘇生の手順を表示できるAEDを配置しているもの（成田国際空港株式会社） 成田国際空港株式会社では、一部のAED（第3ターミナル及び同ターミナルと第2ターミナル間の連絡通路）については、耳が不自由な人が操作できる機種となっている。この機種は、音声ガイドに加え、ディスプレイ画面にイラストとメッセージでAEDの操作と心肺蘇生の手順を表示するので、耳が不自由な人がAEDを使用することが可能であり、騒音等で音声ガイドが聞き取りにくい場所での使用にも適している。収納ボックスに「耳マーク」とともに「耳が不自由な方にもお使いいただけます」と大きく表示されている。 なお、「耳マーク」は、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が表示を許しているものである。 収納ボックスには、日本語、英語、中国語、韓国語により、「自動体外式除細動器」及び「緊急時以外使用禁止」と表示されている。</p>	<p>事例表 3- (2) -23</p> <p>事例表 3- (2) -24</p>
--	---

【提言】

国の出先機関 7 機関は、救命効果を上げるため、AEDについて、その使用者にとって分かりやすい配置及び案内がなされている取組例を参考にすることが望ましいと考えられる。

なお、小児の傷病者や、AEDの使用者が外国人や聴覚障害者である場合における多言語対応や画像での案内などの機能を有するAEDの設置等がなされている取組例を参考に、来庁者の実態に応じて、今後、AEDの新設又は更新の際に整備の検討とすることも有益であると考えられる。

図表 3- (2) -1 「AEDの適正配置に関するガイドライン」に示されたAEDの施設内の配置方法（抜粋）

3. AEDの施設内での配置方法

以下のように電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が望まれる。

- (1) 目撃された心停止の大半に対し、心停止発生から長くても5分以内にAEDの装着ができる体制が望まれる。そのためには、施設内のAEDはアクセスしやすい場所に配置されていることが望ましい。たとえば学校では、放課後のクラブ活動におけるアクセスを重視して、保健室より運動施設への配置を優先すべきである。
- (2) AEDの配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、或いは位置案内のサインボードなどを適切に掲示されていることが求められる。
- (3) AEDを設置した施設の全職員が、その施設内におけるAEDの正確な設置場所を把握していることが求められる。
- (5) インジケータが見えやすく日常点検がしやすい場所への配置、温度（夏場の高温や冬場の低温）や風雨による影響などを考慮し、壊れにくい環境に配置することも重要である。

表 3 : AEDの施設内の配置に当たって考慮すべきこと

1. 心停止から5分以内に除細動が可能な配置
 - 現場から片道1分以内の密度で配置
 - 高層ビルなどではエレベーターや階段等の近くへの配置
 - 広い工場などでは、AED配置場所への通報によって、AED管理者が現場に直行する体制、自転車やバイク等の移動手段を活用した時間短縮を考慮
2. 分かりやすい場所（入口付近、普段から目に入る場所、多くの人が通る場所、目立つ看板）
3. 誰もがアクセスできる（カギをかけない、あるいはガードマン等、常に使用できる人がいる）
4. 心停止のリスクがある場所（運動場や体育館等）の近くへの配置
5. AED配置場所の周知（施設案内図へのAED配置図の表示、エレベーター内パネルにAED配置フロアの明示等）
6. 壊れにくく管理しやすい環境への配置

図表 3- (2) -2 A E D の配置及び案内表示の状況

機 関 名	取 組 内 容
さいたま地方法務局 所沢支局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2F 玄関ホール内の目につきやすい場所に、1 台配置されており、ボックス式で来庁者及び職員にとって分かりやすい。 ・ 2F 玄関自動ドアには、A E D 設置を示すステッカーが貼られている。 ・ A E D の収納ボックス内にブルーシートを格納している。
東京入国管理局 横浜支局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の来庁者が立ち入り可能な庁舎 1 階から 3 階までのエレベーターホールに 1 台ずつ配置されており、ボックス式で分かりやすい。 ・ 公道に接する庁舎敷地内の一部が路線バスの折返場として開放され、庁舎に続く通路に設けられた掲示板には A E D 設置を示すポスターが貼られている。ここから A E D が設置されている庁舎 1 階エレベーターホールまでの歩行者動線に沿って A E D への案内を表示しており、矢印が併記されているので、分かりやすい。 ・ A E D 収納ボックスに「自動体外式除細動器」及び「緊急時以外使用禁止」であることを日本語、英語、中国語、韓国語で表記している。
東京国税局 豊島税務署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室 1 階総合窓口のキャビネット上部に、1 台配置されており、来庁者が目につきやすい位置である。 ・ A E D の所在案内表示は、庁舎玄関ドアの右上と A E D が置かれている総合窓口後ろの柱部分の 2 か所に貼付されている。 ・ 各階案内図にも 1 階に A E D のマークが明示されており、A E D の配置場所が一般の利用者にも分かりやすいものとなっている。 ・ 東京国税局では、管内の税務署が確定申告会場を税務署外の施設に設ける場合には、局が管理している予備の A E D を当該会場に貸し出すこととしている。
関東信越国税局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 階正面玄関ホール階段下の来庁者の目につきや

川口税務署	<p>すい場所に、1台配置されており、ボックス式で来庁者及び職員にとって分かりやすい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 正面玄関の自動ドアにAED設置を示すステッカーが貼られている。
埼玉労働局 大宮公共職業安定所	<ul style="list-style-type: none"> 正面玄関から奥まった1階事務室奥の職員通用口付近の壁（白色）に固定されたボックス（黄色）に1台が配置されている。来庁者からはやや分かりにくい、職員にとっては、目立つ色で分かりやすい位置である。 庁舎入口にAED配置に関する表示あり。
関東地方整備局 国営武蔵丘陵森林公園	<ul style="list-style-type: none"> 運営維持管理業務の委託事業者の職員が常駐している場所や来園者が多く訪れる場所を中心に、7台配置されている。 広い公園内(304ha)における傷病者発生を考慮し、利用安全車両（救護車両）にキャリングケースに収納された状態のAEDを2台配備し、除細動実施までの時間短縮を図っている。 AED配置場所を案内する案内表示等はないものの、入園者に配布する公式ガイドマップ（園内案内図）には、AED配置場所が明記されている。 子どもの利用が多数見込まれるが、AED使用に際して成人と同じ強さの電気が流れるとショックが強すぎるため、本体に小児用キーを差し込んで小児用に切り替えることによって電気を弱くする機能を備えたAEDを配置している
関東運輸局 埼玉運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> 1階玄関に入ってすぐの目につきやすい場所に1台配置されており、ボックス式で分かりやすい。 2か所ある庁舎の自動ドアに、AED設置を示すステッカー及び一次救命手当の流れについてのイラストが貼られており、救命活動の重要性や手順について来庁者に周知を図っている。 AED収納ボックスに「自動体外式除細動器」及び「緊急時以外使用禁止」であることを日本語、英語、中国語、韓国語で表記している。 AEDの収納ボックス内にアルミブランケットとガムテープを格納している。これらは、女性傷病者

	の処置を行う場合に目隠しとして使用するためであり、必要に応じて近くの記載台やホワイトボードなどを組み合わせて衝立としても使用することが可能である。
--	---

(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-(2)-1 エレベーターの近くにAEDを配置しているもの(東京入国管理局横浜支局)

東京入国管理局横浜支局では、1階から3階までの各階のエレベーター横にAEDを配置している。



事例表 3-(2)-2 来庁者と職員双方が分かりやすい場所へ配置しているもの（さいたま地方法務局所沢支局）

さいたま地方法務局所沢支局 2 階玄関自動ドアには、AED 設置表示のステッカーが貼られており、当該玄関を入るとすぐに分かる位置に AED が配置されている。



AED



事例表 3-(2)-3 来庁者と職員双方が分かりやすい場所へ配置しているもの（関東信越国税局川口税務署）

関東信越国税局長通知では、設置場所について「AEDは玄関ロビーに設置することとし、職員の目が届き、日々の管理に適し、緊急時に容易に使用可能な場所とする。」とされている。

関東信越国税局川口税務署では、次の写真のとおり、AEDは1階正面玄関ホール階段下に配置されているため、職員や来署者が容易に設置場所を認識できる。

また、関東信越国税局川口税務署は3階建ての単独庁舎であるが、来署者が利用する窓口は1階に集約されているので、傷病者が発生した場合には、直ちにAEDを持って駆けつけることが可能である。

さらに、正面玄関の自動ドアには、「AED自動体外式除細動器設置施設」と書かれたステッカーが貼られている。

(正面玄関から見たAED)



(自動ドアに貼られたステッカー)



事例表 3-(2)-4 職員通用口付近に配置され、白色の壁に固定された収納ボックスが黄色のため、目立っているもの（埼玉労働局大宮公共職業安定所）

埼玉労働局大宮公共職業安定所では、1階の職員通用口付近にAEDを配置しており、壁に固定された収納ボックスは黄色であるため、目立つものとなっている。



また、職員用階段にも近い位置への配置のため、緊急時に2階以上に短時間で運ぶことが可能である。

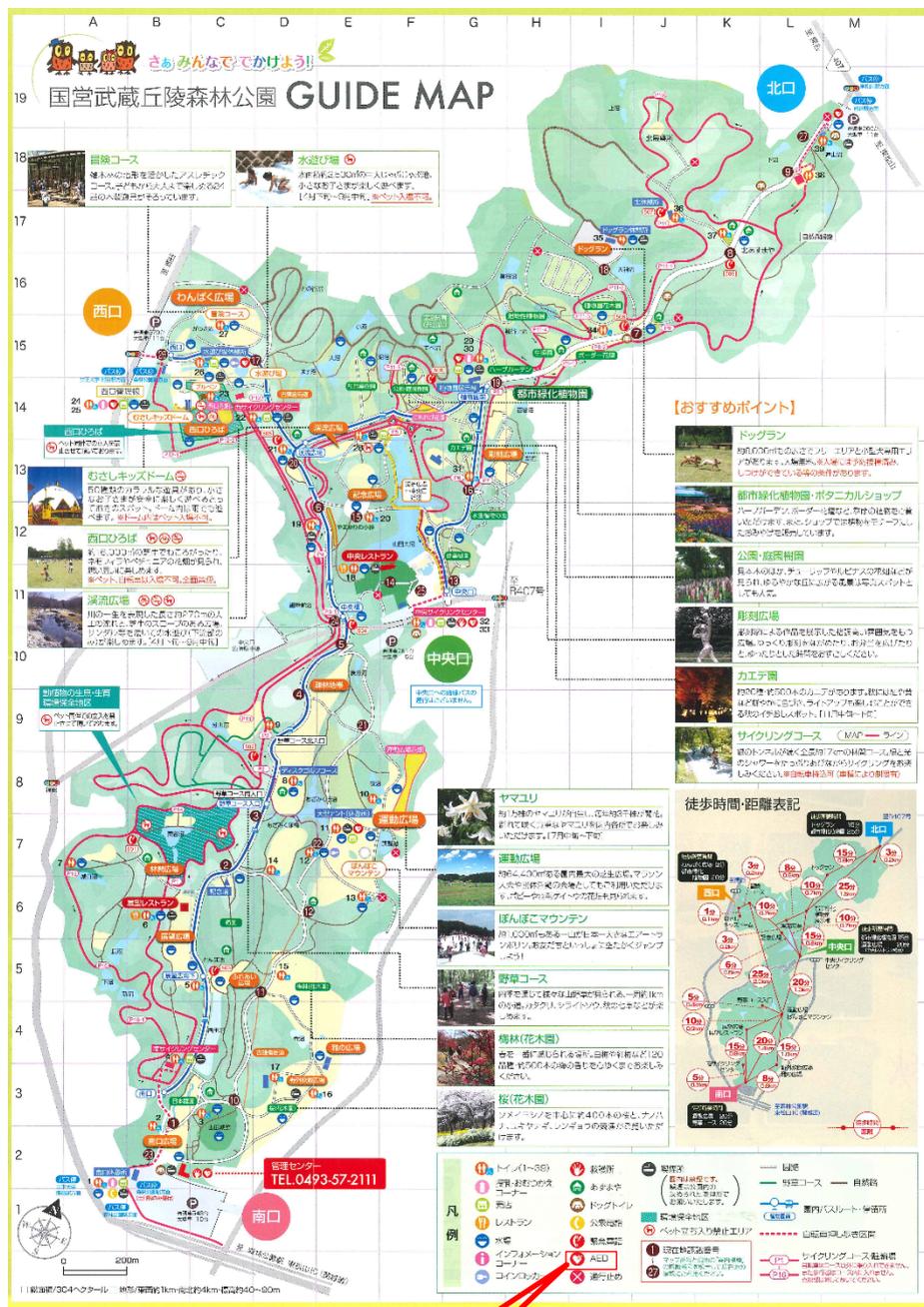
事例表 3-(2)-5 広大な面積を有するため巡回用自動車にAEDを搭載しているもの（関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園）

関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園では、広大な園内（304ha）内での傷病者発生を想定し、7台のAEDを園内に分散配置しており、さらに利用安全車両（救護車両）にAEDを配備することで、AEDによる除細動実施までの時間短縮を図っている。



事例表 3- (2) -6 利用者に配布する園内案内図にAEDの配置場所を明示しているもの（関東地方整備局 国営武蔵丘陵森林公園）

関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園の来園者に配布する公式ガイドマップ（園内案内図）には、AED配置場所が明記されており、AEDの設置位置が一般の利用者にも分かりやすいものとなっている。



事例表 3-(2)-7 庁舎内にAEDの配置場所の掲示と併せて各階案内図にAEDのマークを明示しているもの（東京国税局豊島税務署）

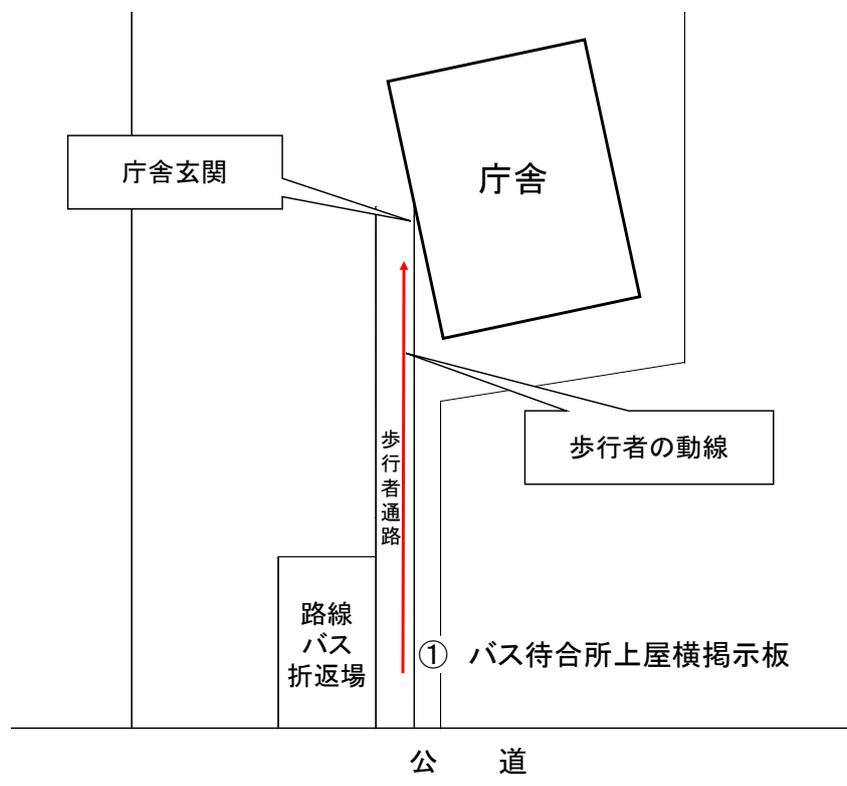
東京国税局豊島税務署では、事務室1階総合窓口のキャビネット上部にキャリングケースに収納された状態でAEDを置き、AED設置の表示をしている。庁舎案内には、1階にAEDがあることがマークにより図示されている。



事例表 3- (2) -8 来庁者の動線上に矢印によりAEDの設置場所の案内表示をしているもの（東京入国管理局横浜支局）

○ AEDまでの分かりやすい案内

東京入国管理局横浜支局では、公道から庁舎1階エレベータホールまでの歩行者動線に沿ってAEDへの案内を矢印とともに表示しているので、容易にAEDまで到達することが可能となっている。



① バス待合所上屋横掲示板

庁舎敷地内の一部が路線バスの折返場として開放され、バス停から庁舎への通路途中に折返場があり、通路に設けられた掲示板には、バス時刻表とともに、AEDが庁舎に設置されている旨が掲示されている。

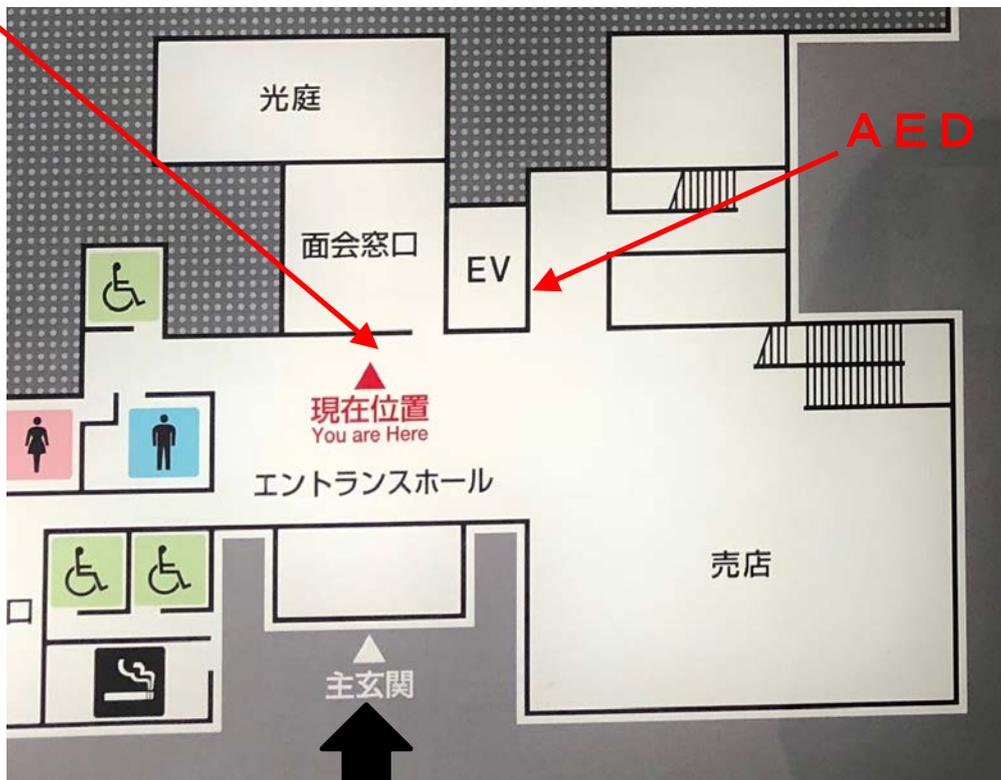


② エントランスホール面会受付入口前壁面

庁舎玄関を入ると、面会受付入口前のガラス壁面にAEDの位置案内が表示されている。



②



来庁者の動線

事例表 3- (2) -9 庁舎入口に一次救命手当の流れについてのイラストも掲示して、救命手続を啓発しているもの(関東運輸局埼玉運輸支局)

関東運輸局埼玉運輸支局では、庁舎1階の喫煙室前にAEDを設置しており、来庁者駐車場と1階の申請窓口との動線上にあるため、分かりやすい。2か所ある庁舎の自動ドアには、AED設置施設であることのステッカー及び一次救命手当の流れについてのイラストも貼られており、救命活動の重要性や手順について来庁者に周知を図っている。



事例表 3-(2)-10 AEDの収納ボックス内にブルーシートを格納しているもの（さいたま地方法務局所沢支局）

AED収納ボックス下部には、ブルーシートがはさみとともに格納されている。当該ブルーシートは、傷病者の目隠しの役割のほか、処置を実施する際、ブルーシートを使用することにより地面等に直接接することも防止でき衛生面からも好ましい。



事例表 3-(2)-11 AEDの収納ボックス内にアルミブランケットとガムテープを格納しているもの（関東運輸局埼玉運輸支局）

関東運輸局埼玉運輸支局では、独自にアルミブランケットとガムテープを収納ボックスに格納している。これらは、女性傷病者の処置を行う場合に目隠しとして使用するためであり、必要に応じて近くの記載台やホワイトボードなどを組み合わせて、衝立としても使用することが可能である。AEDを実際に使用する際の留意点などを内部で検討したところ、女性職員が多く配属されている総務部門から、女性等の傷病者が発生した際に目隠し用としてアルミ製ブランケット等を収納ボックスに加えるよう発案があったものである。



事例表 3-(2)-12 小児の傷病者を想定しているもの (関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園)

子どもの利用が多数見込まれる施設であるが、AED使用に際して成人と同じ強さの電気が流れるとショックが強すぎる。このため、本体に小児用キーを差し込んで小児用に切り替えることによって電気を弱くする機能を備えたAEDを配置している。



収納ケースにも「小児用キー在中」シールが貼付



事例表 3-(2)-13 常時開放していない館を除く各館の入口付近に配置しているもの（東京国立博物館）

東京国立博物館におけるAEDの配置状況を見ると、常時開放していない資料館等を除く本館、平成館、東洋館、法隆寺宝物館、正門プラザ及び黒田記念館の1階エントランスに1台ずつ計6台が配置されている。博物館の敷地は非常に広く、また、各館において同時に傷病者が発生した場合は、1台では対応できないため、6館全てに1台を設置している。

各館のAEDは1階エントランス部分に配置しているが、これは、各館の出入口に最低1人配置されている監視員（委託業者）が運搬できることを考慮したものである。

本館1階 出入口近くのAED



事例表 3-(2)-14 各階の配置位置を極力統一しているもの（株式会社パルコ（浦和店））

株式会社パルコ（浦和店）は、専有部分に以下のとおり地下1階から地上6階までの各階に1台ずつ計7台のAEDを配置している。このうち、1階と5階については、カウンターに社員が常駐しているので、AEDはカウンター内に保管されている他は、南側（青色）トイレ前に統一して配置されている。

表 株式会社パルコ（浦和店）におけるAEDの配置状況

配置フロア	地下1階、地上2階、 3階、4階、6階	1階	5階
配置場所	南側（青色）トイレ前	インフォメーション （総合案内）	クローク&インフォメーション
台数	各階1台ずつ 計5台	1台	1台

3階トイレ前に配置されている例



事例表 3-(2)-15 入館者に配布しているリーフレットにAEDの配置場所を明示しているもの（東京国立博物館）

東京国立博物館では、入館者全員に配布するリーフレット（案内と地図）には、AED配置場所を含めた各館のバリアフリーマップが明記されており、AEDの設置位置が一般の利用者にも分かりやすいものとなっている。

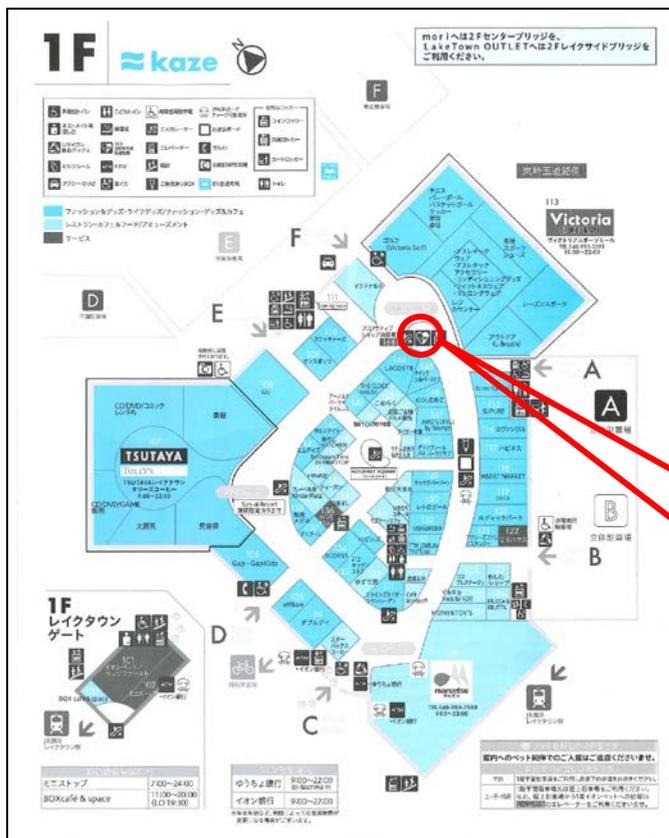
（平成館の例）⇒ 1階に表示がある



事例表 3-(2)-16 利用者に配布しているフロアガイド等にAEDの配置場所を明示しているもの（イオンモール株式会社（イオンレイクタウンkaze））

イオンモール株式会社（イオンレイクタウンkaze）では、利用者に配布しているフロアガイドに、モール内に設置されている3台について、AEDのマークでAED設置場所を明示しているので、AEDの配置場所が一般の利用者にも分かりやすいものとなっている。

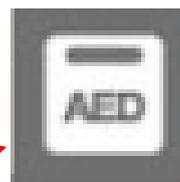
(kaze1階のフロアガイドの例)



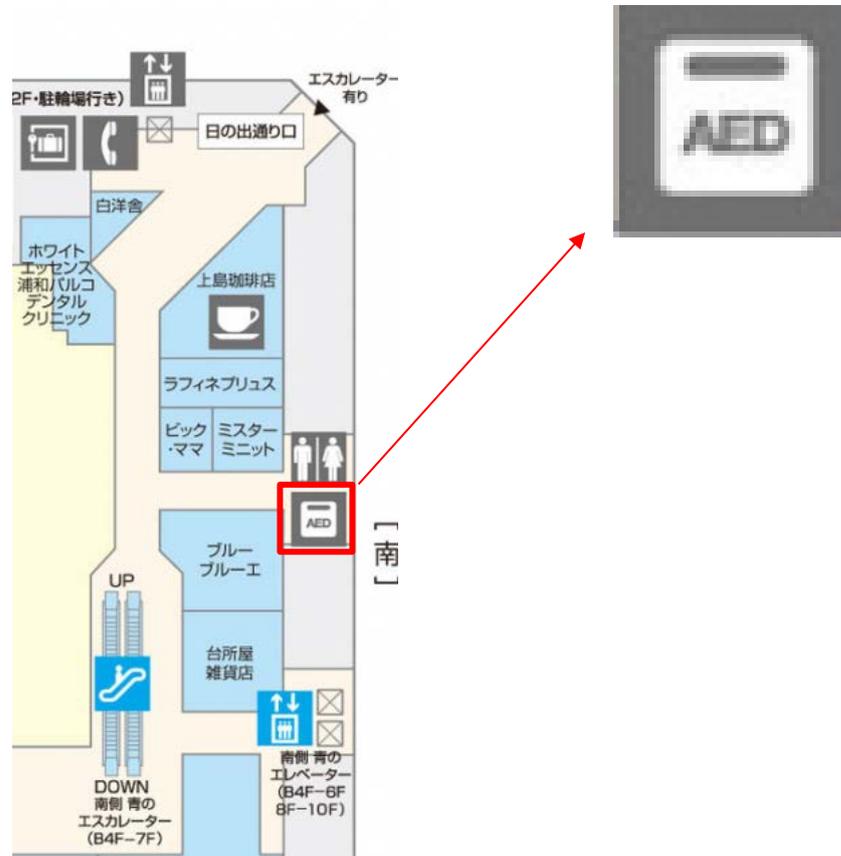
事例表 3-(2)-17 施設内に掲示している案内図や利用者に配布しているフロアガイド等にAEDの配置場所を明示しているもの (株式会社パルコ (浦和店))

株式会社パルコ (浦和店) のAEDについては、全フロア (地下1階~地上7階) をまとめたフロアガイド、各階ごとのフロアマップ、配布用の「浦和パルコ 店内ご案内」にも、ピクトグラム (絵文字) で表示されている。

(フロアガイドへの表示例)



(各階のフロアマップ (部分) への表示例)



事例表 3-(2)-18 利用者に配布しているフロアガイド等の案内図において、色や文字の大きさを工夫して視認性を高めているもの（成田国際空港株式会社）

成田国際空港株式会社では、旅客ターミナル別（第1ターミナル、第2ターミナル、第3ターミナル）にパンフレット「フロアガイド」を作成し、案内所や各階の案内図下部ラック等に備え付けている。パンフレットの案内図中のピクトグラム（絵文字）について見ると、AEDは、「ご案内カウンター」（車椅子ベビーカーの貸出、手話対応も行う）とともに赤色が用いられ、黒色のトイレなどの施設に比べて視認性が高いものとなっている（掲示されている各階の案内図も同様）。



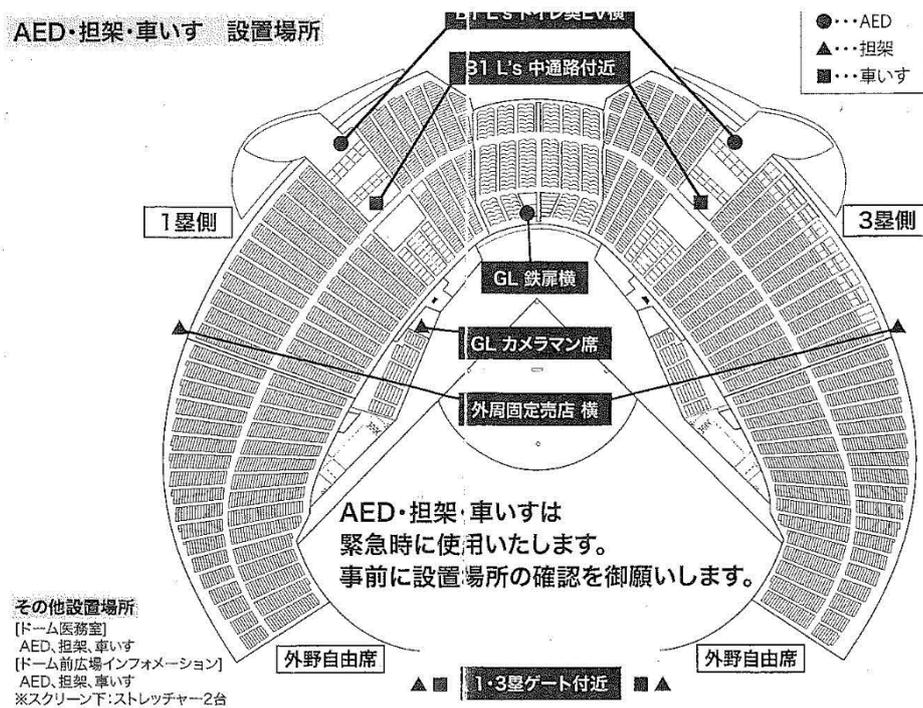
事例表 3-(2)-19 駅構内に掲示している案内図において、色や文字の大きさを工夫して視認性を高めているもの（東京地下鉄株式会社（綾瀬駅））

東京地下鉄株式会社では、サインシステムに従い、ホーム上の構内案内図にはAEDの所在場所がハート型で明示されている。



事例表 3-(2)-20 施設内のAED配置場所を図示したガイドをスタッフに携帯させているもの（株式会社西武ライオンズ（メットライフドーム））

メットライフドームの試合開催時には外部に委託した会社から案内や警備などスタッフ約 250 人の派遣を受けており、ドームを運営する株式会社西武ライオンズの自社社員と同様に折り畳み式の携帯ガイドを携帯させている。これには、傷病者搬送用の担架やストレッチャーとともに観客席付近のAEDを図示し、医務室やドーム広場のインフォメーションにもAEDがあることが記載されている。傷病者が発生した場合の対応等が記載された「アセスメントノート」とともにAEDが必要な事態が発生した場合には素早い対応が可能となっている。



事例表 3-(2)-21 追加配置によってAEDを取りに行く時間を短縮したもの（独立行政法人日本スポーツ振興センター（味の素フィールド西が丘））

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、平成 30 年 3 月に新たに味の素フィールド西が丘のフットサル用更衣室内にAEDを追加配置した。従前、フットサルコート内で心停止状態の傷病者が発生した場合には、屋外テニスコートのクラブハウス内に設置されているAEDを取りに行かなければならず、救命処置をするまで時間を要してしまうので、フットサル用更衣室内への追加配置によってAEDを取りに行く時間の短縮を図った。



事例表 3-(2)-22 小児の傷病者を想定しているもの (株式会社パルコ (浦和店)、イオンモール株式会社 (イオンレイクタウンkaze))

小児用パッドが配備されており、収納ボックスにシールが貼付されている (株式会社パルコ (浦和店))。



成人用パッドとは別に小児用パッドが用意されている (イオンモール株式会社 (イオンレイクタウンkaze))。



事例表 3-(2)-23 事務室内に携行可能な折り畳み式の衝立を備えているもの（イオンモール株式会社（イオンレイクタウンkaze））

イオンモール株式会社（イオンレイクタウンkaze）では、事務室に、利用者が倒れた際に周りを囲みスペースを確保するための携帯用の衝立を2台常備しており、AEDの処置用テントと同様の使用が可能となっている。

傷病者にAEDを使用する際には、当該衝立を使用することとしており、傷病者への救命処置時の配慮をしている。

（広げた状態）



（閉じた状態）



事例表 3-(2)-24 ディスプレイ画面にイラストとメッセージでAEDの操作と心肺蘇生の手順を表示できるAEDを配置しているもの（成田国際空港株式会社）

成田国際空港旅客ターミナルビル内のAEDについては、成田国際空港株式会社（以下「NAA」という。）が委託した警備会社が調達し設置したものである。AED使用時の音声ガイダンスは、外国人が使用することも想定して日本語に加え英語でも流れる仕様となっている。

外国人の傷病者等に対応する警備員が外国語に十分に対応できない場合には、必要に応じてご案内カウンターの社員など近くの空港スタッフがサポートすることになる。

さらに、第3ターミナル及び第2ターミナルと第3ターミナルの通路（以下「第3ターミナル等」という）のAEDについては、耳の不自由な方が操作できる機種となっている。この機種は、音声ガイドに加え、ディスプレイ画面にイラストとメッセージでAEDの操作と心肺蘇生の手順を表示するので、耳の不自由な方がAEDを使用することが可能であり、騒音等で音声ガイドが聞き取りにくい場所での使用にも適している。



第3ターミナルビル等のAEDについては、収納ボックスに「耳マーク」とともに「耳が不自由な方にもお使いいただけます」と大きく表示されている。「耳マーク」は、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が表示を許しているものである。

第3ターミナル等のAEDのみが聴覚障害者対応となっている理由について、NAAでは、AEDの調達及び設置等については、旅客ターミナルごとの警備会社が行っており、警備会社が提案したAEDについて特に支障がなければ設置を認めてきたので、第1ターミナル及び第2ターミナルは同一警備会社であるが、第3ターミナル等は別の警備会社であるため、AEDの機種も異なる結果となったとしている。

第3ターミナル等のAEDについて、NAAでは、平成27年4月の第3ターミナル供用開始時に設置され、ユニバーサルデザインに沿ったものであり、成田空港警備株式会社がより多くの方が使用できる機種として選んだのではないかとしている。

NAAでは、AEDの機能として英語による音声ガイドを求めてきたが、聴覚障害者向けの機能までは求めていなかったため、第1及び第2ターミナルビルのAEDについても、機種更新時などを機に聴覚障

害者対応にできないか委託警備会社と協議する方向で検討したいとしている。

実際にこの機種を試したことがあるろうあ者の感想について、一般財団法人全日本ろうあ連盟から以下のとおり情報提供を受けた。

「蓋を開けると画面にイラスト、文字が表示され、操作方法の説明がある。それに従えば、聴覚障害者でも操作可能になるので、一番使いやすかった機種であった。ただ心臓マッサージを行う際、イラスト（マッサージを行ってるイラスト）はあるが、心臓を押すタイミングやリズムが分かりにくい。この部分にライト点滅するなど改善があれば、更に使いやすくなると思われる。」

4 体が動いた（救命処置事例等）

(1) どう動いたか（救命処置事例）

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>ガイドラインでは、AEDの設置場所や配置に関する基準等を主に示しているが、AEDの設置を進めるだけでは、必ずしも救命率の改善は望めないとして、AEDの適正配置等と併せて、次の事項が必要であるとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 設置されたAEDの維持管理を行い、いつでも使えるようにしておくこと ii) 設置施設の関係者や住民等にAEDの設置場所を周知すること iii) 心肺蘇生法講習会を積極的に展開し、一般市民の心肺蘇生法に対する理解を深め、AEDを用いた心肺蘇生法を行うことができる人材を増やすこと <p>また、ガイドラインによると、心肺蘇生法講習会を受けることで市民の救命意識が向上し、心肺蘇生の実施割合が増加することが報告されているとしている。</p> <p>これらのことから、AEDの適正配置・保守管理、講習による正しい知識・体験の普及・拡大、国民の理解の増進等により、それらの機能が一体的に発揮された結果として、実際の救命事例に結びつくものであると考えられる。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、傷病者を発見し、消防機関への通報を行い、バイスタンダーによるAEDの使用や心肺蘇生等の救命処置を行った事例は、次のとおりである。</p>	<p>図表 2-1（再掲）</p>
<p>ア 心肺蘇生の実施及びAEDを使用した救命処置事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 東京入国管理局で意識を失い倒れた女性を、インフォメーションセンターの職員が発見し、防災センターに連絡、警備員が現場に急行し呼吸や脈があることを確認し、AEDパッドを装着し「電気ショックの必要はありません」との表示がなされたことから作動は見合わせ、救急車到着までの間、必要な救命処置を実施した。 ② 東京メトロ千代田線綾瀬駅で意識を失い倒れた男性をホーム上にいた運転士が発見。改札付近にいた駅員がAEDを持参し、現場に急行、直ちに駅員 7 人が協力して呼吸の確認、胸骨圧迫、AEDの使用等の救命処置を実施した。 ③ 東京メトロ千代田線北千住駅の上り電車内において、心肺停止状態に陥った男性を、バイスタンダー4人が協力して容態を観察、胸骨圧迫及びAEDを使用し除細動を行うことによる救命処置を実施した。 ④ イオンレイクタウン kaze モール内で意識を失い倒れた女性を、来店者数人が心肺蘇生、AEDの使用等の救命処置を実施した。また、傷病者の情 	<p>図表 4-(1)-1</p>

報を聞いたモール内の警備士、事務所職員等が現場に向かい、救護スペースの確保や目隠しを設置した。

- ⑤ イオンレイクタウン kaze モール内で突如意識を失った女性を、来店者、モール内の警備士、事務所職員等が協力して、救護スペースの確保や目隠しを設置した後、AEDパットを装着するも「解析不能です。心臓マッサージをしてください。」とのアナウンスがあったため、胸骨圧迫等の救命処置を実施した。
- ⑥ ルミネ大宮ジェクサーフットサルクラブで心肺停止状態に陥った男性を、バイスタンダーが迅速に胸骨圧迫、AEDの使用等の救命処置を実施した結果、現場にて自発呼吸及び心拍が再開した。
- ⑦ 長崎屋MEGAドン・キホーテ浦和原山店で突然意識を失い、心肺停止状態に陥った男性を、同店店員と男性の妻がAEDの使用等の救命処置を実施した結果、意識が回復並びに呼吸及び心拍が再開した。
- ⑧ モリシア津田沼店内で突然倒れた男性を、バイスタンダーが的確な心肺蘇生、AEDの使用等の救命処置を実施した。
- ⑨ ロイヤルホームセンター習志野店内において、買い物中突然倒れた男性を、来店者及び店舗従業員が協力し、心肺蘇生、AEDの使用等の救命処置を実施した結果、救急隊が到着する前に心拍が再開した。
- ⑩ 習志野市総合教育センター内で総合教育展の準備をしていた男性教員が倒れているところを関係者が発見し、心肺蘇生、AEDの使用等の救命処置を実施した結果、救急隊が到着する前に心拍が再開した。
- ⑪ 習志野市津田沼のパチンコ店内で心肺停止状態となった男性を、従業員が協力して、心肺蘇生、AEDの使用等の救命処置を実施した結果、救急隊が到着した際には、意識が回復し、呼吸・脈拍が安定した状態であった。
- ⑫ 習志野市谷津公民館で意識を失い倒れた男性を、館長が呼吸を確認し、心肺蘇生、AEDを使用した除細動等を行うことによる救命処置を実施した結果、救急隊が到着した際には、意識は失っていたものの、呼吸・脈拍は安定した状態であった。

イ 心肺蘇生を実施した救命処置事例

- ① ファミリーマート東習志野 3 丁目店駐車場で乗用車の中で意識を失った 44 歳男性を、買い物から戻り反応がないことに気づいた同乗者とその場に居合わせた数人が同店舗店員等と協力し、胸骨圧迫等の救命処置を実施した。
- ② 自宅で食べ物を喉に詰まらせ意識・呼吸がない状態となった男性を、妻と近隣住民が協力して、胸骨圧迫等の救命処置を実施した結果、呼吸は再開したが、身体の反応がなかったことから、救急隊に引き継ぐまで胸骨圧迫を継続した。救急隊により異物が除去され、意識が回復した。

図表 4- (1) -2

<p>③ 習志野市花咲会館で突然意識を失った男性を、バイスタンダーが呼吸を確認したところ、呼吸していない状態であったため胸骨圧迫等の救命処置を実施し、救急隊に引き継いだ。救急隊が到着した際、男性は呼吸・脈拍ともに安定した状態が確認され、医療機関に搬送された。当該胸骨圧迫を行った男性は救急講習を受講していた。</p>	
--	--

図表 4- (1) -1 心肺蘇生の実施及びAEDを使用した救命処置事例

①	東京入国管理局内一般エリアにて、50歳代の女性が意識を失い倒れ、インフォメーションセンターの職員が発見し、防災センターに連絡、一報を受けた防災センターから、警備員が現場に急行、呼吸や脈があることを確認し、119番により救急車出動要請を行うと同時に、AEDの使用を開始した。AEDパッドの装着後、「電気ショックの必要はありません」とのメッセージが表示され、必要な救命処置を実施した。まもなく救急車が到着し、女性は救急車により搬送された。
②	綾瀬駅ホーム上で50代の男性が意識を失い倒れ、ホーム上を歩いていた運転士が発見、それと同時に駅助役が駅事務室内監視カメラで男性が倒れた様子を確認していた。駅助役の指示で改札付近にいた駅員が無線機とAEDを持参し、現場に急行、現場で男性の状態を確認した上で119番通報を行った。駅員7人が協力して胸骨圧迫、AEDによる除細動等の救命処置を実施、男性は呼吸及び脈拍を回復した。
③	東京メトロ千代田線北千住駅上り電車内において、心肺停止状態に陥った男性に対し、バイスタンダー4人が協力して駅ホーム上に移動させ、容態の観察、胸骨圧迫及びAEDによる除細動を実施した。その後、救急隊に引き継ぎ、男性は脈拍を回復した。
④	イオンレイクタウン kaze モール内の店舗前で来店者が倒れ、店舗従業員が防災センターに連絡、連絡を受けてモール内を巡回していた警備士、防災センターに駐在していた複数人の警備士等が現場に急行した。防災センターからモール内の監視カメラで現場を確認すると、来店者数人が協力し、心肺蘇生を行っていたため、119番通報を行った。その後、モール事務所職員、警備士等が現場に到着し、スペースの確保、目隠しの設置対応にあたった。傷病者は意識がなく、呼吸も確認できなかったため、来店中に居合わせた看護師がAEDを使用、同じく来店中に居合わせた救急隊員が心肺蘇生を継続した。まもなく救急車が到着、救急隊に引き継ぎ、傷病者は救急車にて搬送された。
⑤	イオンレイクタウン kaze モール内の店舗で、来店者が突如意識を失い倒れた。防災センターは、従業員から店舗内で来店者が倒れたとの連絡を受け、警備士を急行させると同時に119番通報を実施した。現場に警備士及びモール事務所職員が到着、傷病者の容態を確認すると、意識はなかったものの、辛うじて呼吸が確認できた。来店中に居合わせた看護師が再び容態を確認し、AEDを持って来るようモール事務所職員に指示、当該職員はAEDを持参すると同時に防災センターに衝立を用意するよう指示した。看護師がAEDパッドを傷病者へ貼り付けると、「解析不能です、心臓マッサージをしてください」という内容のアナウンスが流れたため、看護師が継続して胸骨圧迫を実施した。まもなく救急車が到着し、救急隊と胸骨圧迫を交代、傷病者は救急車にて搬送された。
⑥	ルミネ大宮ジェクサーフットサルクラブにおいて心肺停止状態に陥った男性に対

	し、迅速な胸骨圧迫及び施設に設置されていたAEDを使用した結果、当該男性は現場にて自発呼吸及び心拍を再開、現在は予後も良好な状態となった。
⑦	長崎屋MEGAドン・キホーテ浦和原山店において、突然意識を失い、心肺停止の状態であった50代男性に対して、同店店員が倒れた男性の妻とともにAEDを使用して救命処置を行い、男性の意識回復並びに呼吸及び心拍を再開させ、男性は社会復帰するに至った。
⑧	モリシア津田沼店内において、警備員の62歳男性が突如倒れ、その場を目撃したバイスタンダーが迅速な119番通報、的確な救命処置（心肺蘇生法及び店内に設置してあるAEDを使用）を実施し、救急隊に引き継いだ。その後、男性は心拍が再開した。
⑨	ロイヤルホームセンター習志野店内において、買い物中の66歳男性が突然倒れ、居合わせた来店者及び同店従業員が協力し、迅速な119番通報、的確な救命処置（心肺蘇生法及び店内に設置してあるAEDを使用）を実施した。その後、男性は救急隊の到着前に心拍が再開した。
⑩	習志野市総合教育センター内において、総合教育展の準備をしていた53歳の男性教員が倒れているところを関係者が発見し、119番通報を要請及び観察を継続し、その他作業をしていた関係者と協力して、的確な救命処置（心肺蘇生法及び施設内に設置してあるAEDを使用）を実施した。その後、男性は救急隊到着前に心拍が再開した。
⑪	習志野市津田沼1丁目のパチンコ店「PIA津田沼」店内において、男性が心肺停止状態となり、同店の従業員が協力して、的確な救命処置（心肺蘇生法及び店内に設置してあるAEDを使用）を実施した。その結果、男性は救急隊到着時には意識が回復し、呼吸・脈拍が安定した状態で医療機関に搬送された。その後、男性は無事、社会復帰を果たした。
⑫	習志野市谷津公民館2階において、卓球クラブの男性が意識を失い倒れ、同館1階事務室で執務していた館長が、通報を受け、直ちに119番通報を職員に指示、1階に設置してあるAEDを持参し、現場に駆けつけた。室内で倒れている男性に駆け寄り、意識・呼吸を確認、反応及び呼吸が感じられなかったため、直ちに心肺蘇生を行い、併せてAEDによる除細動を実施した。除細動実施後に心肺蘇生を継続していたところ、男性に呼吸反応がみられ、救急隊へと引き継いだ。男性は、救急隊の観察において意識はなかったものの、呼吸・脈拍は安定した状態で医療機関へと搬送され、その後、後遺症もなく早期に退院した。 当該事例では、救命処置を実施した当該館長が、以前に市消防本部の普通救命講習を受講していたこともあって、人命救助に繋がった。

(注) 当局の調査結果による。

図表 4- (1) -2 心肺蘇生を実施した救命処置事例

①	<p>ファミリーマート東習志野 3 丁目店駐車場内において、乗用車の中で 44 歳の男性の反応がないことに買い物から戻った同乗者が気づき、同店舗に 119 番通報を依頼、その場に居合わせた数人と協力して胸骨圧迫を実施した。その後、男性は心拍が再開した。</p>
②	<p>自宅にて、男性が食べ物で喉に詰まらせ、意識・呼吸がない状態となり、男性の妻は近隣住民に助けを求めた。近隣住民が直ちに現場に駆けつけ、119 番通報を実施、通報時に指令センターから口頭指導を受けつつ、男性の妻と協力して胸骨圧迫を実施した。3 分程経過した後、男性は呼吸を再開したが、体の反応がなかったため、胸骨圧迫を救急隊に引き継ぐまで継続した。その結果、詰まった物が動き、気道が開通、救急隊到着前に男性の自発呼吸再開に繋がった。男性は、救急隊到着後の初期観察では意識がない状態だったが、救急隊により異物が取り除かれた後、意識が徐々に回復し、自ら食べ物を詰まらせたことを話せるまでになり、医療機関に搬送された。その後、男性は後遺症もなく、社会復帰を果たした。</p>
③	<p>習志野市花咲会館において、開かれていた会合に出席していた男性が突然意識を失い、会合の出席者が直ちに呼吸を確認したところ、呼吸がない状態だったため心肺蘇生（胸骨圧迫）を実施、救急隊へと引き継いだ。男性は、救急隊が呼吸・脈拍を観察したところ、安定した状態であり、救命処置をすることなく医療機関に搬送された。その後、男性は後遺症もなく、無事社会復帰を果たした。</p> <p>当該事例では、救命処置を実施した当該男性が、毎年花咲会館で行われる消防訓練で救急講習を受講していたこともあって、人命救助に繋がった。</p>

(注) 当局の調査結果による。

(2) その他（AEDの調達）

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【調査結果】</p> <p>調査対象とした7機関のうち6機関では、上部機関がAED本体や消耗品を競争入札でまとめて購入して下部機関に配備（更新）させていた（さいたま地方法務局所沢支局、東京入国管理局横浜支局、関東信越国税局川口税務署、東京国税局豊島税務署、埼玉労働局大宮公共職業安定所、関東運輸局埼玉運輸支局）。</p> <p>このうち、関東信越国税局では、平成29年度に国税庁が一括調達したAEDの配布を受けているが、スケールメリットの影響から、1台当たりの購入価格はその他の機関に比べて最も低価格であった。</p> <p>その他の機関での直近における購入価格は、調達台数が上記国税局ほど多くないこともあって1台当たり約10万円から20万円で購入している状況であった。</p> <p>残る関東地方整備局国営武蔵丘陵森林公園では、公園の運営維持管理業務の委託事業者がAEDを配備しており、リース契約で調達していた。</p> <p>(民間事業者等の特徴的な取組例)</p> <p>調査対象とした独立行政法人等3機関、特殊法人2機関及び民間事業者4事業者の中には、スケールメリットを發揮して低価格で購入しているもの、施設の稼働状況を考慮してレンタル契約を選択したものなどがみられた。</p> <p>① スケールメリットを發揮して低価格で購入（東京地下鉄株式会社）</p> <p>東京メトロでは、平成20年度までに171駅にAEDの配備を終えるなどした後、5年ごとに計画的に更新することとしており、直近の平成25年には一般競争入札で240台を一括購入した。同社安全・技術部保安担当によると、1台当たりの購入価格は、台数に応じて相当な低価格であったとしており、スケールメリットの發揮が顕著となっている。</p> <p>② 施設の稼働状況を考慮してレンタル契約で配備（東京国立博物館）</p> <p>東京国立博物館では、本館や黒田記念館など5館及び正門プラザ（チケット売場）の6施設にAEDを配備しているところ、改修工事や展示替えて会館の閉鎖が長期間に及ぶことがあることから、警備会社とのレンタル契約で配備している。その他の利点としてi) レンタル業者による毎月ごとの点検等の励行（日常点検は博物館職員による責務と認識）、ii) 消耗品のほか収納ボックスやキャリングケース等もまとめてレンタルできることを挙げている。</p>	<p>図表4-(2)-1</p>

図表 4-(2)-1 AEDの調達方法

機 関 名	調 達 方 法
さいたま地方法務局所沢支局	さいたま地方法務局で一括購入
東京入国管理局横浜支局	東京入国管理局で一括購入
東京国税局豊島税務署	東京国税局で一括購入
関東信越国税局川口税務署	平成 29 年度から国税庁で一括購入
埼玉労働局大宮公共職業安定所	埼玉労働局で一括購入
関東地方整備局 国営武蔵丘陵森林公園	公園運営維持管理業務の委託事業者でリース契約
関東運輸局埼玉運輸支局	関東運輸局で一括購入
東京国立博物館	レンタル契約
国立歴史民俗博物館	博物館で購入
独立行政法人日本スポーツ振興 センター（味の素フィールド西 が丘）	本部で一括購入
東京地下鉄株式会社綾瀬駅	本社で一括購入
成田国際空港株式会社	委託警備会社でリース契約
イオンモール株式会社（イオン レイクタウン kaze）	本部で一部をレンタル契約
東武レジャー企画株式会社（東 武動物公園）	取引会社からの寄贈
株式会社パルコ（浦和店）	本社でリース契約
株式会社西武ライオンズ（メッ トライフドーム）	各部門でリース契約

(注) 当局の調査結果による。